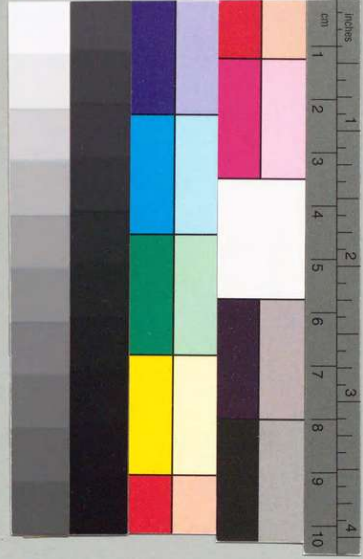


291, 37
Ka3447m



複製

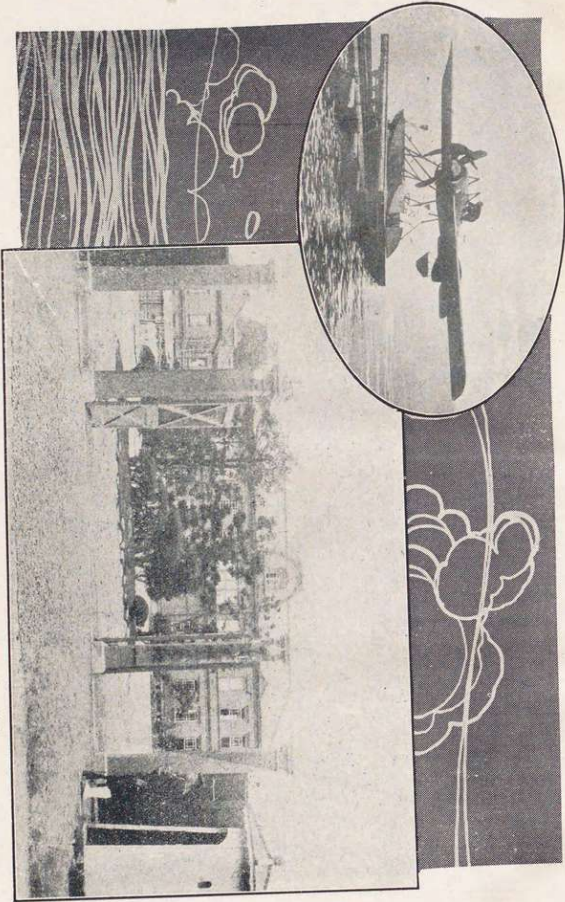




東京灣要港司令部 地發第六號許可濟

三浦郡志

校 學 電 水 軍 海 (下) 機 行 飛 軍 海 (上)



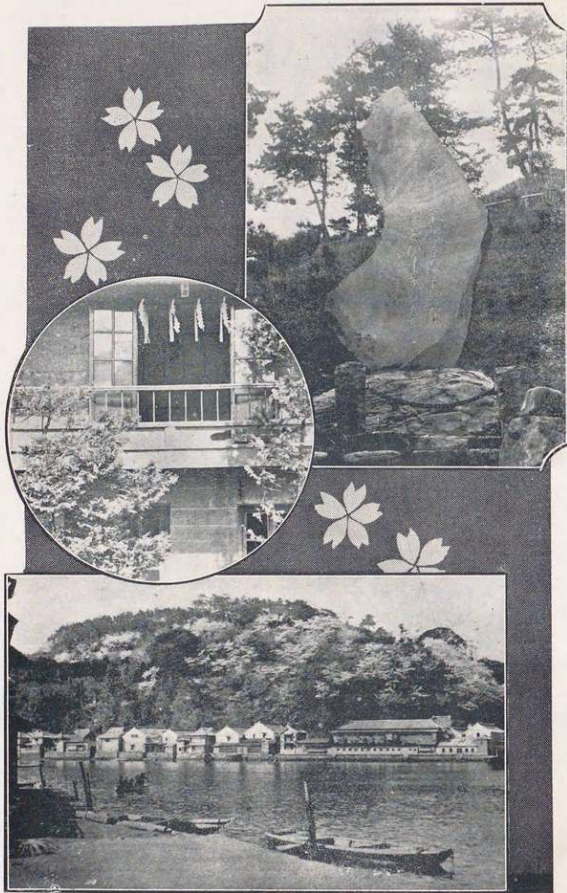
291.37

~~Ka 344m~~

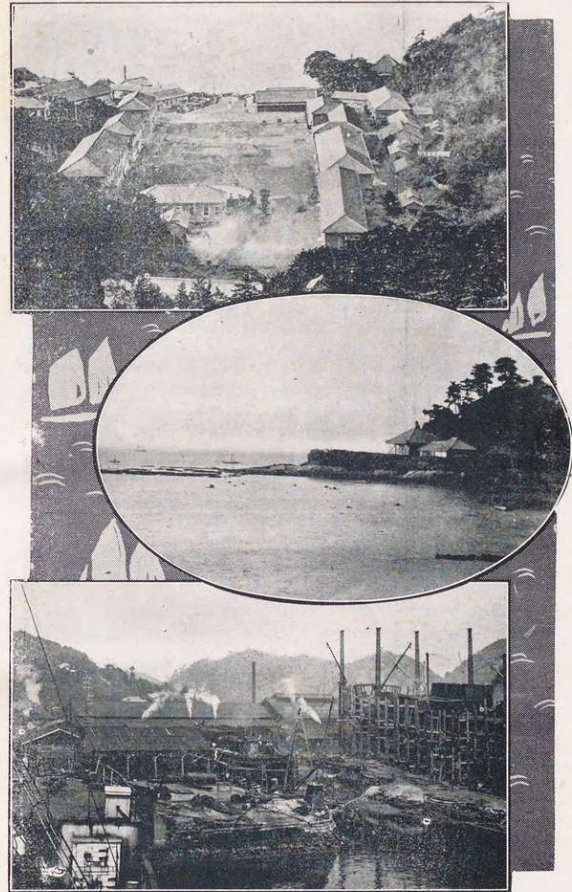
Ka 3447m



219616

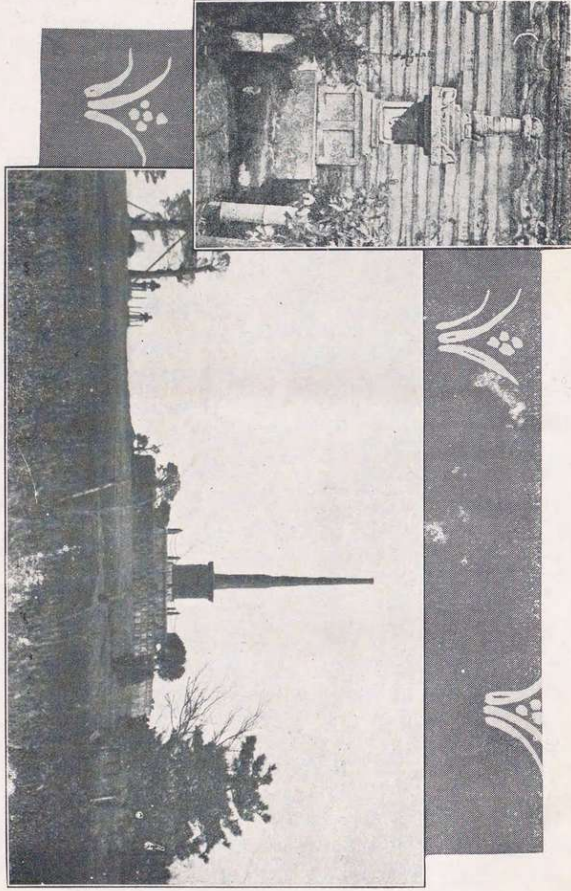


圖山宿愛 (下) 所總小街皇天治明 (中) 碑念記命媛橋弟 (上)

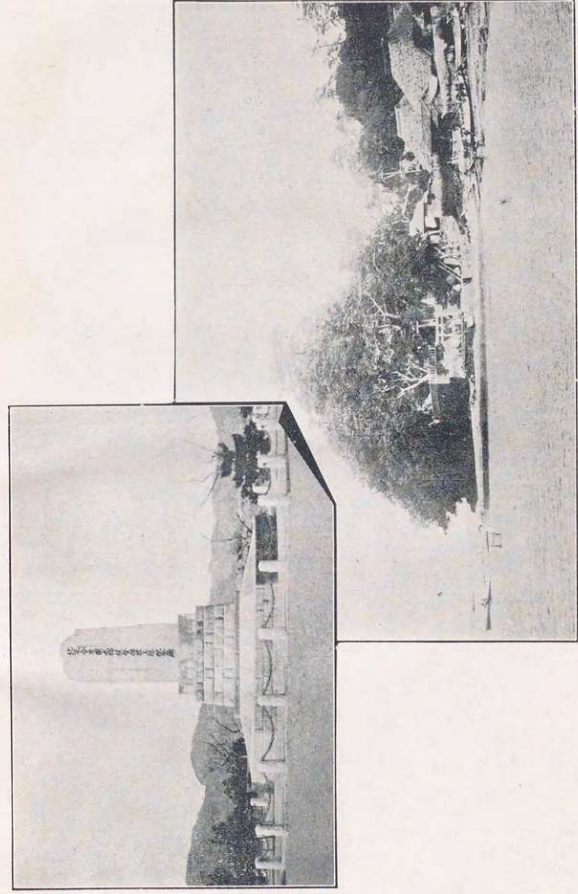


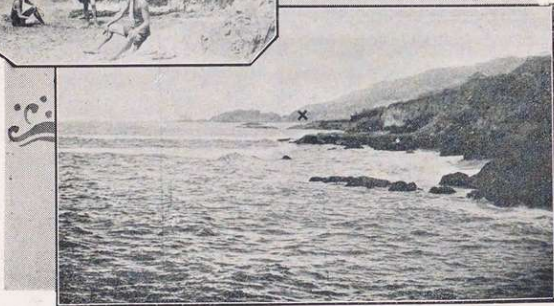
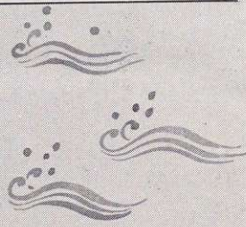
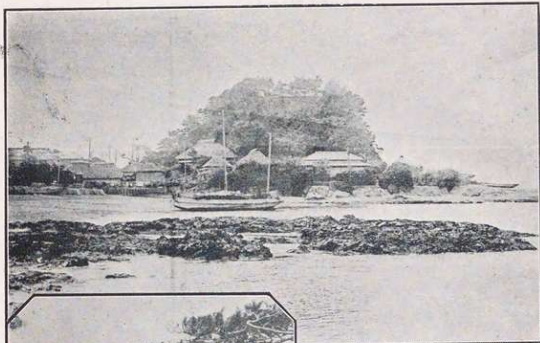
社會式株渠船質浦 (下) 寺音觀 (中) 校學擊射兵砲重軍陸 (上)

圖 公 寮 衣 (下) 臺 明 義 浦 三 (上)

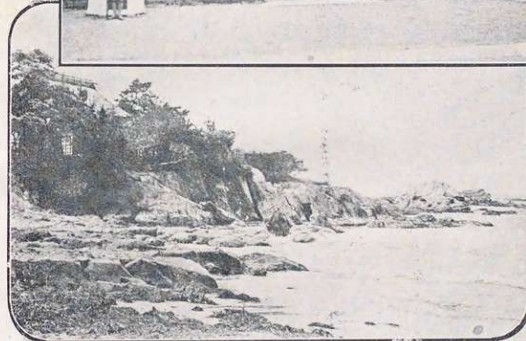
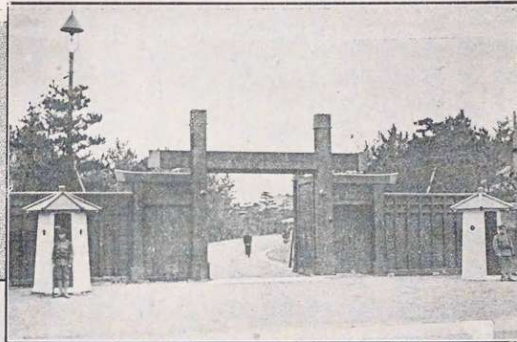


社 神 吉 住 (下) 碑 念 記 隆 上 一 一 六 (上)

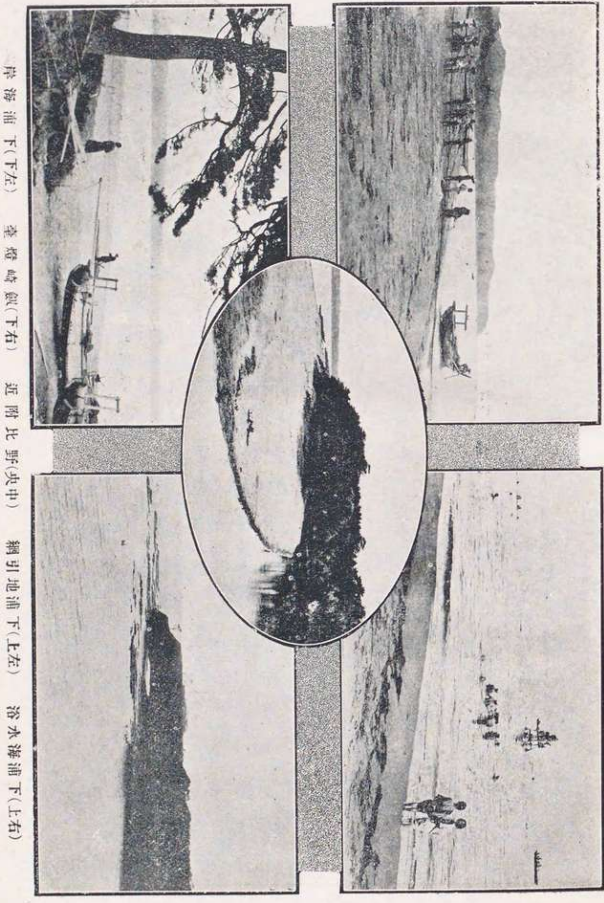




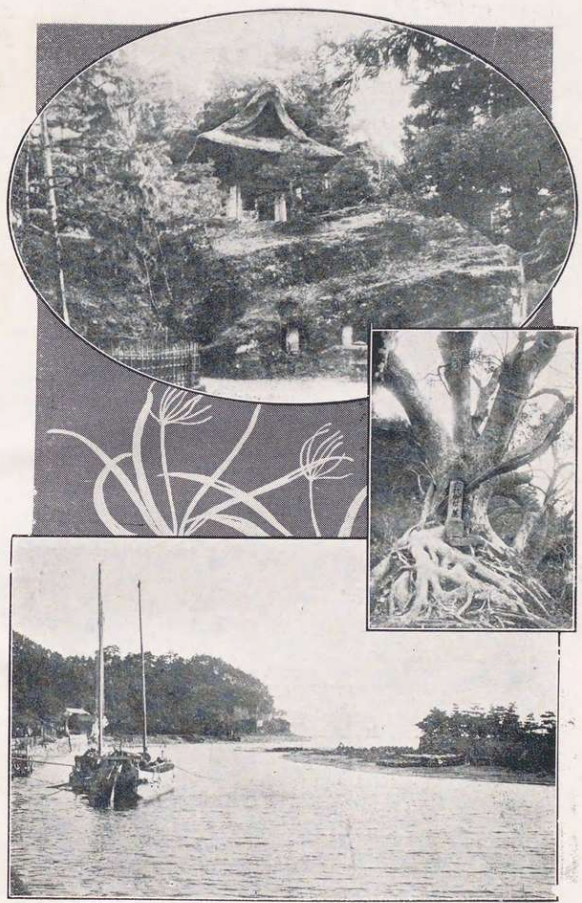
崎者長(下) 松貫千(中) 墟城りすふあ(上)



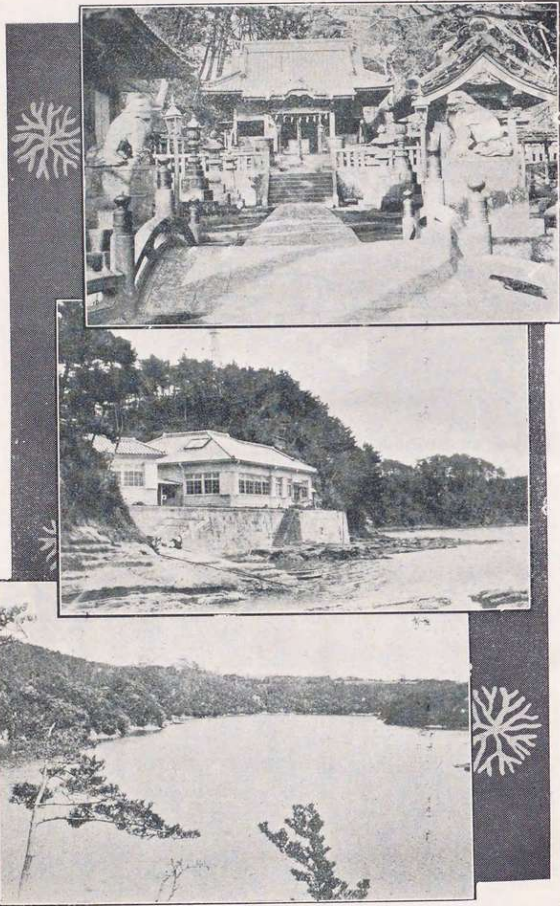
岸海色一山葉(下) 岸海下邸用御(中) 邸用御山葉(上)



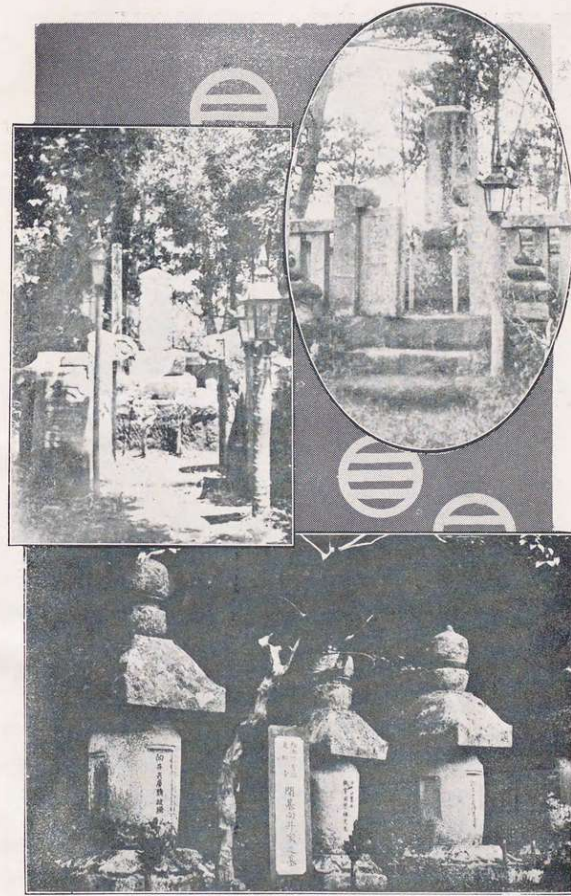
岸海浦(下左) 臺嶺崎(下右) 近附比野(中) 網引地浦(上左) 浴水海浦(上右)



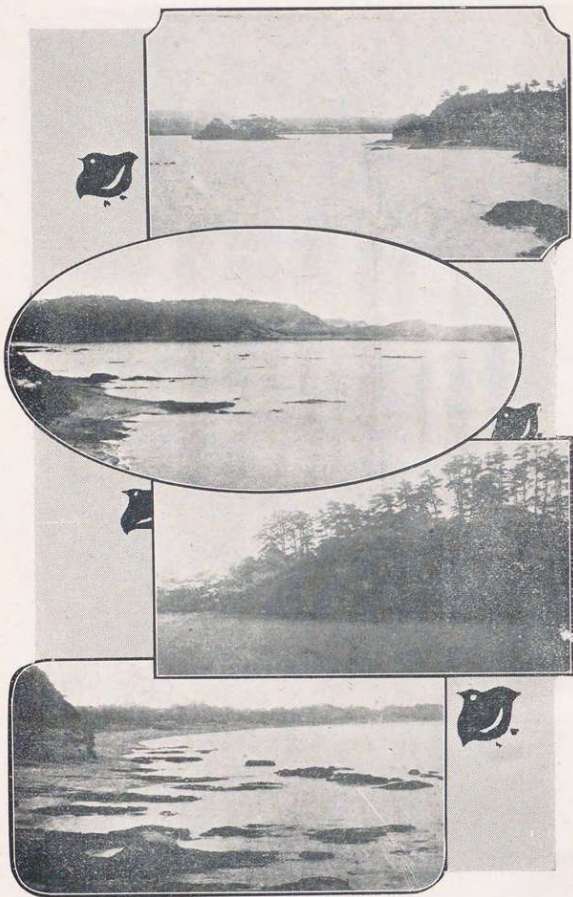
川越田(下) 墓師禪代六(中) 寺武神(上)



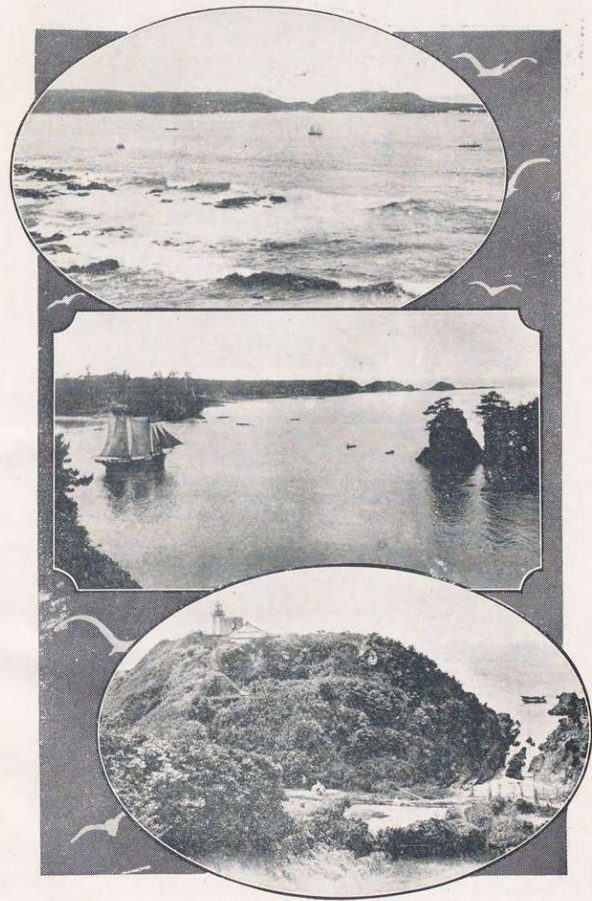
社神南海社郷(上) 所驗實海臨(中) 址城井新(F)



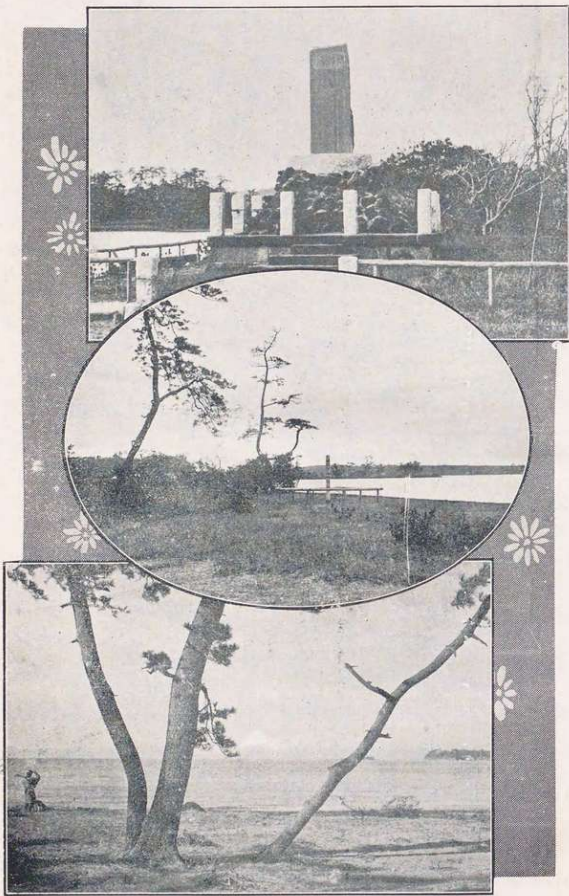
墓網政井向(下) 墓郎次死浦三(中) 墓寸道浦三(上)



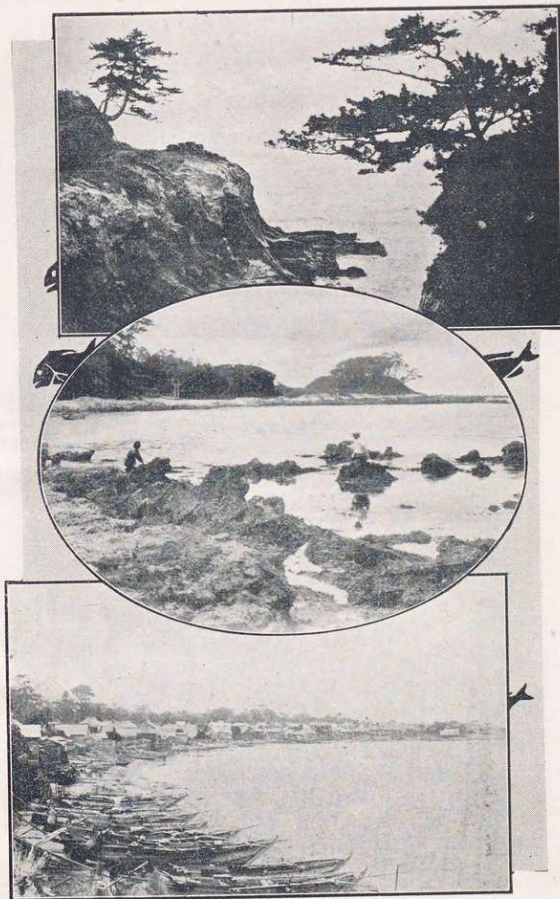
岸海戸三疊初(四) 社神旗白(三) 岸海崎黒聲初(二) 灣田宮下(一)



臺燈嶋ヶ城(下) 口港崎三(中) 嶋ヶ城(上)

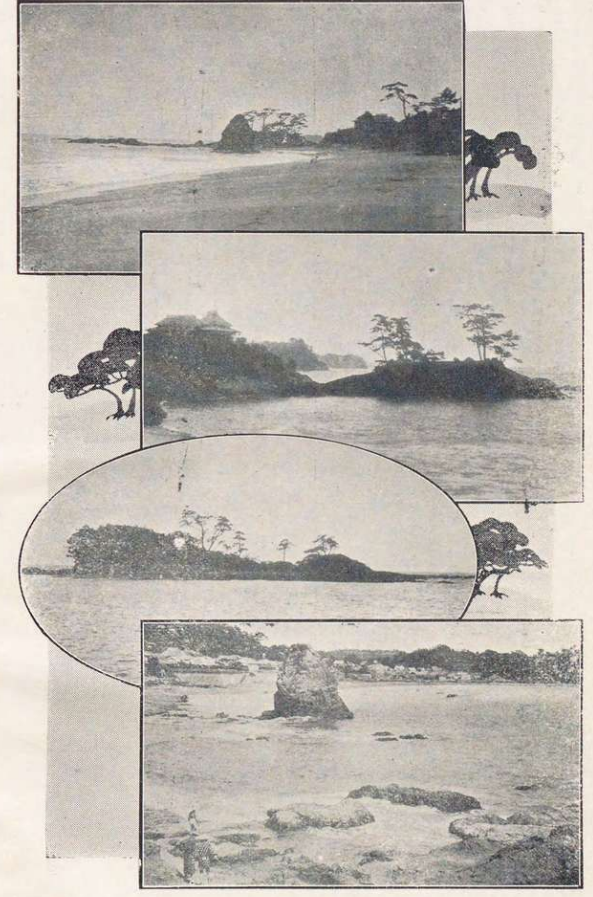
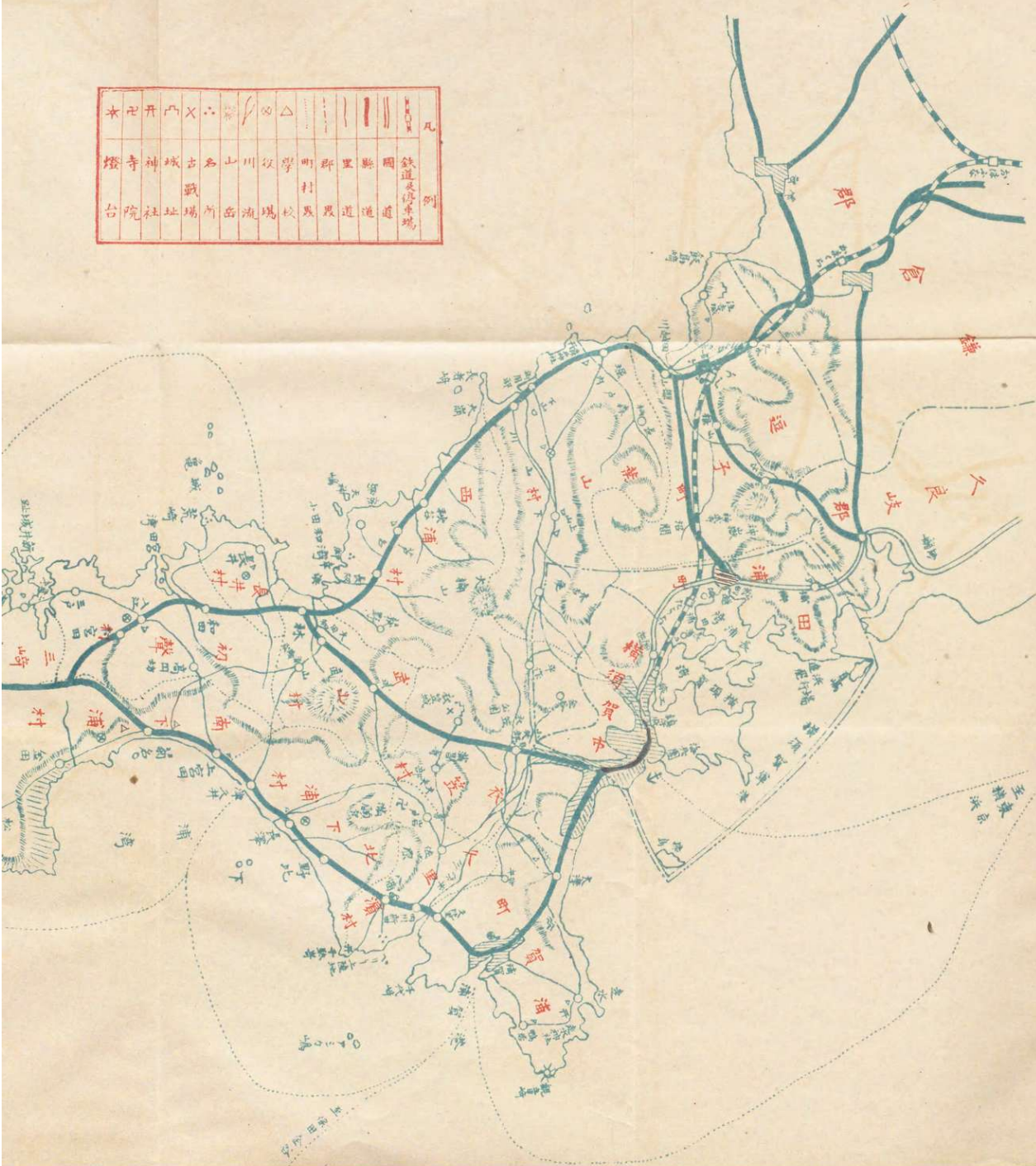


光風濱幸御(下) 地ノ原駐御濱幸御(中) 碑濱幸御(上)



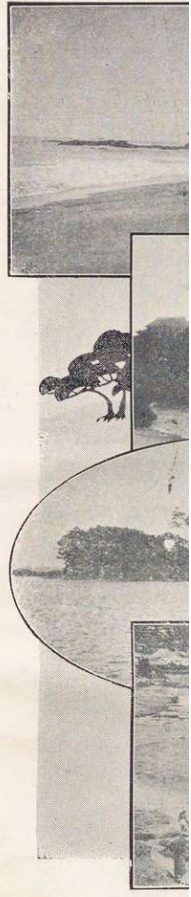
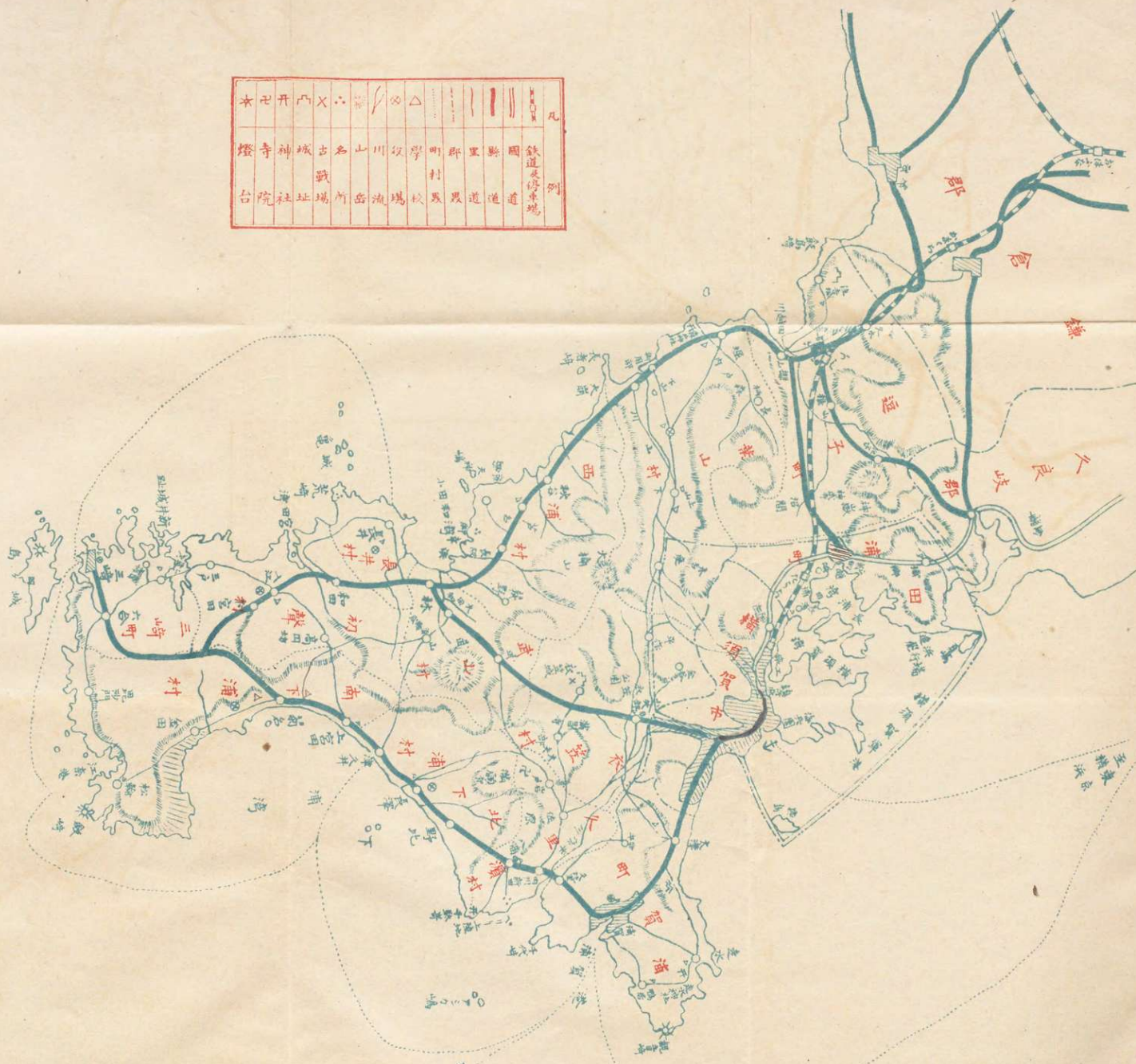
岸海井長(下) 社神野熊(中) 崎荒井長(上)

水	巴	丹	門	X	△	○	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰		
燈	寺	神	城	古	名	山	川	汶	學	町	郡	區	縣	關	鐵	道	及	汽	車	線	
台	院	社	址	場	所	岳	流	現	校	及	鳳	道	道	道							
凡																					
別																					



石 立(四) 嶋 神 天(三) 寮 茶 御(二) 岸 海 谷 秋 浦 点(一)

水	巴	开	平	X	△	◇	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燈	寺	神	城	古	名	山	川	坂	學	町	郡	置	縣	關	鐵	道	站	橋	路	堤	堤
台	院	社	址	地	所	岳	流	場	校	及	堤	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道



石立(四)鳥



浦島(一)

序

三浦半嶋の名は、湘南の一勝區として、夙に江湖に著はれ、觀光の客絡繹して、遊履四時に絶えず。寔に、地は遠く海南に延びて、山海相倚り、岬灣開合して、明暗の布置既に妙趣を成せり。

歩して淺汀に立てば、遠く大嶋の青螺を望み、近く江嶋の翠微を眺む。登りて高山に到れば豆山相峰の峨々たるに謁し、總辯房嶺の蜿々たるに接す。放望すれば碧波浩洋として限りなく、雲鳥飛んで綠波に潛み、風帆駛せて碧空に隱る。而して富嶽の麗容は凜乎として雲表に屹立し、以て此の外觀の肝要を成す。内には則ち神武寺の幽邃、満昌寺の清雅、衣笠山の秋色、田越川の夕照、御幸濱の清風浦賀水道の歸帆、荒崎の怪巖、城嶋の狂瀾、劍崎の望洋、木浦の靜趣、逗子、葉山、三崎、下浦の風光は夙に人口に膾炙する所、見來れば半嶋は實に渾然として一大公園たるの觀あり。

加之に、此地又頗る史蹟に富み、屬目の風物悉く懐古の情を伴はざるはなし。上古蒙昧の世既に民族の棲息せるあり、其の遺跡は沿岸の小丘に歴然として残り、半嶋風氣の開發の悠久なるを思はしむるものあり。景行天皇の御宇、皇子日本武尊の御東征に當りては、途半嶋を過ぎらせ玉ひ、走水の海上に於て御遭難の際、弟橘媛命が忠貞の御行事は儼として千古に教訓を垂れ、後世澆季の人心をして尙且つ感孚せしむるものあり。降りて鎌倉時代に入れば、豪族三浦氏累世割據し、其の城墟空しく残り、老樹天懸に吼ゆる衣笠城、亂波岸に狂ふ小網代城、何れも青年の感興を動かさざれば措かず。

或は満昌寺邊の涓聲に古武士の面目を聴き、或は田越橋畔の孤墳に平家の哀史を繼ぐ。櫻の御所は柳營屢々花下に宴舞を催せし地、將軍春草を踏んで龍蹄幾度か往返せし、三浦氏、百年の興亡を経とし、源平角逐、公武確執、群雄割據を緯として成れる中世の三浦は感慨殊に深きものあり。更に近世に至れば江戸城に對する位地により、著目すべき歴史からず。徳川氏の初期其の外交を援けて蘭、英兩國との交通に偉勳を樹てし三浦按針の舊領は横須賀市逸見に在り、其の一岡には夫婦の墓碑幾春秋の雨露を閲して、靜かに帝國の發展を眺めつゝあり。更に久里濱海岸には徳川氏の末期、萬里の波濤を凌ぎて、長途我國に使して、偉大なる成功を贏ち得て、我が開國史の第一頁を飾れるコモドル、ペリー王陸の記念碑あり、其の北西浦智港は鎌倉時代よりの良港にして、三百年の古、呂宋南蠻の商船寄港し、關東唯一の貿易港となり、回船番所を置かれて諸國の商船輻湊し、帆檣日夜に絶えざる盛觀を極め幕末に及びては、對外接衝の地となり、天下の視聽を聳立せしめし地なり。翠綠掬すべき夏嶋は帝國憲法起草の故地、熱鬧殷賑を極むる横須賀市は帝國海軍發達の基を成せし地なり。三浦三崎と傳唱せらるゝ三崎町には徳川幕府の海將向井氏一族の墓及び其の邸址あり。舉げ來れば、我が半嶋の史蹟は、悉く此れ、國史と密邇なる關係を有す。

此の清秀の地に、此の豊富なる史蹟あり。半嶋三浦は實に名所にして史蹟を兼ねるもの、其の名蹟の顯はる、豈偶然ならんや。加之も此の名所史蹟を輯録したる書籍の名あるもの、徳川幕府の編纂せる新編相模國風土記、加藤山壽の三浦古尋錄、無名氏の三浦明細記、岡田綠風の三浦繁昌記、佐藤秋峨

の三浦大觀ありと雖、或は既に時世の隔絶して、今時と所見の異なるあり、或は繁に過ぎて薰猶同列なるあり、或は簡に失して隔靴搔痒の嘆を催さしむるものあり。而して、今や、三浦大觀の他は、既に坊間に於ては、罕に見る所のものに屬す。

大正四年秋十一月、車駕西幸して、親しく即位の大禮を行はせ玉ふ。時の三浦郡教育會長北野右一氏香川縣綾歌郡長役員に謀りて郡誌を編纂し、收むるに本郡の民風、治績、産業、史蹟、名所、人物を以てし一は此の曠古の典儀を記念し、一は郷土の事績を闡明し、地方の風教に資せんとす。蓋し郷土の史蹟を探究し、郷土の地理を紹介せんとするは、本會多年の宿願なりしなり。

惟ふに、方今地方の開發は、一に懸りて、自治体の發達に俟たざるべからず。自治体の發達は、自治民の淬礪に倚らざるべからず。自治民勵精して、内は家産を理め、外は公共の施設に盡して、自治体の基礎は鞏固を加ふべし。自治体の基礎鞏固にして、其の施設機宜に適し、實績愈舉がるに至らば其の福祉の及ぶ所、當に一地方にのみ限られんや。

而して、自治民の發奮を促すもの、其の機縁、素より多々あるべしと雖、愛郷の精神に感奮するの絶大なるを思はざるべからず。勿論一郷の間、猥りに畛域を設けて、蝸牛の鬭争を敢てするが如きは、最も固陋なる部落觀念にして、力めて排斥せざるべからずと雖、人々其の故郷、其の住所を愛し其の郷土を發達せしむるは、最も崇高なる精神の發露せるものと謂ふべし。若し夫れ、小異を捐て、大同に就かば、愛郷心の自治体に於けるは、愛國心の國家に於けると、何等擇ぶ所なく、二者其の名異れ

ども、其の實は一、唯だ見地の平等と差別との境界を異にするに過ぎざるなり。

四

之を以て之を観る、愛郷心の涵養は、自治体の發達上、極めて緊要なる事項にして、其の及ぶ所、決して狭少なる範圍にのみ止まらざるなり。而して、其の方法亦素より種々あるべきも、郷土の歴史を諒解して、自治体發達の事歴を知り、以て將來を期せしむるは、最も喫緊の事に屬す。本會が、御大典記念として郡誌編纂を企圖したる所以、職として此に見る所あればなり。

則ち、本會に郡誌編纂調査會を設け、郡内各町村長及び小學校長に委嘱して、其の町村内の事績の調査報告を得、常務委員編綴に従事し、着々事業の進捗を見たりしも、期年ならずして、北野會長は遠く佐渡に去り、芝辻一郎氏現編纂局長代りて會務を總攬し、事業の達成に努められしも、居ること數閱月、亦愛甲郡に轉じ、不肖其の後を紹繼し、力めて其の完成を期せしが、役員諸氏の胞勉と、有志各位の援助とにより、幸に其の業を終はり、今や將に鉛槧に附せんごす。

完備の語敢て當らずと雖、可及的精査を遂げ、努めて江湖の要望に副はんことを期せり。尙盡さざる所あらば、諸賢の指教に俟ちて、完成を期せんごす。聊か所由を述べて、卷頭に序す。

大正七年十月天長節祝日之佳辰

神奈川縣三浦郡教育會長正六位勳五等 佐川 福太郎

凡 例

一、本書は、今上天皇陛下御即位の大典を記念し奉らんが爲め、本郡の地理及歴史に關する事項を編纂せしものなり。

一、本書は初め本郡の民風、治績、産業、史蹟、名所、人物等に亘り詳細なる記録を作成せんが爲め、其の編纂を企圖せられたるも、材料の蒐集、調査意外に困難にして、多大の經費と、長時の日子を要すべきに付き、能ふべき範圍内に於て、沿革、地理、史蹟、名所、人物に亘りて、最善の努力を盡して、漸く完成せられしものなり。

一、本書第一稿は、可成記事の精確を期するため参考引用せる書籍、記録、日記等より關係ある部分を抜萃轉寫せるため、約八百頁を得たりしも、經費の都合により、更に稿を改めて節減し得らるゝ限り縮小を圖り、以て本書を得たり。

一、本書は、其の内容を總説と各説との二大部門に分ち、總説に於ては主として、三浦半島の地理沿革及國史上及郷土史上重要な年表を收めたり。此れ横須賀市と三浦郡とは近時行政上區劃を生じたるものにして、郷土誌の見地よりせば、本來其の發達を一にせるが故、境界を附しがたきに依る。各説に於ては郡内十三ヶ町村の各町村誌を收め、各誌は其の冒頭に於て全般の地理を説き、後ち各大字に區分して、所在の名所及史蹟を紹介せり。此れ其の位置を知るに便せ

五

んが爲めに外ならず。

一、本書編纂事業は大正三年十一月に起り、同六年三月を以て完了せり。此の間郡内各町村長及小學校長は各町村委員として、終始其の努力を惜まれず、横須賀市立高等女學校長北村包直氏は顧問として、熱心に盡力せられ、各町村の有志者諸君亦大に援助を與へられしは、深く感謝に堪えざる所なり。茲に謹んで謝意を表す。

大正七年十二月

編者識

三浦郡誌 目次

總 說

- 一、三浦郡の地理……………二
- 二、三浦郡の沿革……………九
- 三、重要歴史年表……………七

各 說

- 一、田 浦 町……………一五
- 二、浦 賀 町……………一七
- 三、久里濱村……………一八
- 四、衣 笠 村……………二〇
- 五、葉 山 村……………二二
- 六、逗 子 町……………二四

目次

七、北下浦村	二二
八、南下浦村	二五
九、三崎町	二九
一〇、初登村	二九
一一、長井村	二九
一二、武山村	二九
一三、西浦村	二九
附録	
一、人物誌	二五九
二、三浦氏の興亡	二七三
三、三浦氏系譜	二九〇

三浦郡誌



總説

一、三浦郡の地理

神奈川縣三浦郡教育會編纂

位置 三浦郡は神奈川縣の管轄に屬し、相模の國の東南部に位す。北は鎌倉神奈川縣、久良岐神奈川縣、**境界** の二郡に接し、東は横須賀市に界する部分を除きて東京灣に面し、西は相模灣に臨み、南は太平洋に面す。地理上此の地を三浦半嶋と稱す。

區劃 明治十二年郡區町村編制法の施行せられし時、三浦半嶋の全地域を以て三浦郡なる行政區劃を設けられしが、同四十年横須賀市設定せられて、半嶋は自ら二個の行政區劃を有するに至れり。横須賀市は半嶋の東北部を占め、横須賀軍港の所在地として著名なり。三浦郡は更に十三ヶ町村に分れ半嶋の大部分を占む。則ち田浦、浦賀、逗子、三崎の四町及久里濱、衣笠、葉山、北下浦、南下浦、初登、長井、武山、西浦の九村なり。然して三浦郡役所は横須賀市公郷にあり。

面積 半嶋の面積は九方里六三・五にして、郡の面積は八方里九〇・二あり。廣表は半嶋と郡戸口と共通にして、東西三里十五町、南北五里二十四町、周圍は半嶋三十三里二十二町、郡は二十九里十五町統計あり。人口は横須賀市八萬五千八十四人、三浦郡は十萬三千八百八十一人、戸數横須賀市一萬五千四百四十五戸、三浦郡一萬六千五百四十二戸戸口は大正六年十二月末調査あり。

地勢 半嶋の地たる關東山脈の支派小佛峠の東南に延長し、久良岐、鎌倉兩郡の地より更に南方海中に斗出せる丘陵性の山地にして、海岸及河流に沿ふて極めて狭少なる平野を有するに過ぎず、土地概して高崇なり。

山岳 半嶋に於ける著名なる山岳は、概ね中央部に駢列して顯著なる隆起帯をなし。南北に連亘して半嶋の脊梁を成せり。則ち北境に近く嶺、嶺より南に二子山山あり。其の脈西に延びて鳴鶴崎嶺となり。東南に走りて島山山となり。更に東して勝力崎嶺となり、南に分れて觀音崎嶺となる。島山の南西に當り、ほど半嶋の中央部に特立するは大楠山山にして、標高二百四十二米あり。此れ半嶋中最高の山岳にして、其の脈西走して長者崎嶺となり。東南に向ひて千駄崎嶺となる。此の兩崎の端頭を連結する斜線状の山脈を以て、半嶋を南北に區劃し、南三浦、北三浦と稱す。南三浦は北下浦村、南下浦村、三崎町、初聲村、長井村、武山村、西浦村の地域を云ひ、北三浦は横須賀市、田浦町、浦賀町、久里濱村、衣笠村、葉山村、逗子町の地域を云ふ。大楠山の南には武山あり。標高二百五米にして半嶋第二の高山なり。其の脈南下して羽翼を東西に張り所謂南三浦の丘阜を形成す、半嶋は此の中央の帶状山脈によりて正に東西の両面に分割せらる。

海岸 海岸は頗る屈曲に富み、海岸線の延長は二十九里四町市四里三十三町あり。古來海岸を分つに北浦、下浦、西浦の別を以てす。北浦は田浦町より浦賀町に至る間の海濱にして、下浦は北下浦、南下浦兩村の沿岸、俗に下浦六ヶ村と稱する野比、長澤、津久井、上宮田、菊名、金谷の海岸にして、西浦とは三崎町より逗子町に至る間の海岸を指稱す。然しながら此は慣習的區劃にして、稍地勢に副はざるものあり。近時地理的に妥當なる區劃を附して、東浦、南浦、西浦の三區に分つものあり。東浦は半嶋の東部海岸にして、天神崎嶺を北界とし、劍崎嶺を南界とす、則ち田浦町、横須賀市、浦賀町、久里濱村、北下浦村及南下浦村の一部此に瀕み、長浦灣、横須賀灣、浦賀港を控へ、商工業並に水産業甚だ盛なり。南浦は劍崎より西方三崎港の西端に至る間に、三崎町の一部及南下浦村の一部此に臨み、三崎の漁港を有し、商業及水産業盛大なり。西浦は三崎港の西角より起り、北方半嶋の西北界なる飯島崎嶺に至る間、則ち半嶋西部海岸の區域にして、逗子町、葉山村、西浦村、武山村、長井村、初聲村、三崎町の一部此に臨み、小網代、長井の二港を有し、水産業及商業盛なり。而して、半嶋の全沿岸は岬灣の出入差し、嶋嶼巖其の間に點在し、東に房總の諸山、南に大嶋、西に豆相の連嶽及富嶽の秀麗を望み、碧波漾蕩して、景趣頗る秀拔、半嶋三浦の風光江湖に喧傳せらる、所以なり。

港灣 半嶋の港灣は特に東部海岸に顯著にして、北に長浦灣、横須賀灣、中央部に浦賀港あり。田

長浦灣及横須賀灣の海面は横須賀軍港の區域に在り。則ち横須賀軍港とは、横須賀市の西南部なる田戸崎より、其の前面海上に横はれる猿嶋の南岸を廻り、更に北方に至り、田浦町海上の烏帽子嶋と結び、其より東南鈍切崎に終れる劃線内の海面を言ふ。長浦灣は田浦町の南部に位置する單口復澳港にして、港口に榎戸なる支港を有す。横須賀灣は横須賀市の西北端に位置する單口復澳港にして、其の北方長浦灣との間に突出せる箱崎半嶋に設けられし小運河によりて互に航通することを得。浦賀港は半嶋のほぼ中央に在り、歴史ある商港にして、近時造船地として頓に盛名を馳す。單口單澳港にして港口未廣形を呈せるが故に一に扇港と呼ばる。浦賀港の西南に久里濱灣、久里濱の西南に下浦灣あり。共に砂濱にして鱸の漁利多し。前者は嘉永六年北米合衆國使節「モデル、ベリト」氏が國書を交付したる地にして、後者は優婉なる景色を有せる海水浴場として有名なり。南部海岸には縣下屈指の漁港三崎港あり。前面の城ヶ嶋を天然に防波堤となせる双口單澳港にして、豊富なる相模灣近海の海産物の集散地として名あり。風景亦絶佳にして遊覽の客常に絶えず。江奈港は三崎港の東方にあり。東京灣内航行の汽船の寄港する小港なり。西部海岸には小網代灣、宮田灣、小田和灣、長井港ありと雖、其の利用價值は稍減殺せらるべし。小網代灣は三崎港の北西方にあり、古來三崎の副港たる位地にあり、帆船の避泊地として名あり。宮田灣は小網代灣の北にあり。長井港は宮田灣の北にあり。宮田灣頭の黒崎附近は風景の地にして、長井港は三崎港に亞げる漁港なり。小田和灣は長井港の北東に在り。泥沙の堆積甚しく錨泊に適せず。灣内に蛤及海苔の養殖行はる。灣奥の砂濱を御幸濱と稱し。今上陛下

御散策の地なり。

岬角 海岸に岬角多きは、地勢上然る所にして、此れあるが爲め、半嶋の美觀は一層の光彩を發揮す。今、東部海岸より其の著名なるものをば列序せんに、北方田浦町に天神崎あり、久良岐郡六浦莊村と田浦町との境界をなせり。天神崎の南に鈍切崎、鈍切崎の南に箱崎半島あり。兩者の抱擁する海面は則ち長浦灣なり。箱崎半島の南に勝力崎あり、地は横須賀市に屬し箱崎半島と相對して、横須賀灣を抱く、勝力崎の南に田戸崎あり。田戸崎より遙か南に浦賀町旗山鼻あり。其の南に突出するは觀音崎にして、對岸上總の富津洲と犄角して、東京灣の内口を扼す。觀音崎の南方浦賀港口の南角に千代ヶ崎あり、千代ヶ崎の南に北下浦村千駄崎あり、千駄崎の南、下浦の曲浦盡くる所に南下浦村の松輪崎あり、松輪崎は崎頭更に分れて北部に劍崎南部に兩崎あり。劍崎は對岸安房の明金崎と對抗して東京灣外口を扼せり（東京灣内口より外口に至る海上を浦賀水道又は浦賀海峽と云ふ）南部海岸は、其れ自身半島の尖端を成すが故に特に較著なるものなく、大小の突起鋸齒狀をなして錯列す。西部海岸に於ては、北方逗子町に飯島崎あり。鎌倉郡鎌倉町に界す。飯島崎の南に小坪崎あり小坪崎の南に鳴鶴崎あり。逗子町と葉山村との境界をなす。鳴鶴崎の南、葉山村と西浦村との界に長者ヶ崎あり。長者ヶ崎の南に佐嶋の突岬あり。其の南方に長井村の荒崎あり。荒崎より遙かに南方に網代崎突出し、網代崎の南に諸磯鼻及歌舞島あり。網代、諸磯の諸岬及歌舞嶋は皆三崎町の管内にして歌舞島は三崎港の最西端をなせり。

嶋嶼 岬角と相應じて海岸美を構成するものは島嶼の布置なり。而して島嶼に富めるは、沿岸水産物の豊饒なる所以なり。半島の沿岸亦此の例に漏れず。其の特に顯著なるは、先づ指を城ヶ島に屈すべし。城ヶ島は三崎港の南壁を成して頗る風致に富む。周回一里餘。縣下最大の嶋嶼なり。(城ヶ島と三崎との間の水道を三崎瀬戸と稱す。)此の他東部海岸に田浦町の海上に夏嶋、横須賀市の海上に猿嶋あり。西部海岸には初聲村の波嶋、西浦村の天神嶋等あり。何れも捨て難き景趣あり。

岩礁 半嶋の沿岸は概して砂岸なれども、岬角及港口、港岸は磯岸に屬し、岬角及港口の附近には岩礁數多隱見す。就中著名なるは、東京灣に於ける海獺嶋あり。浦賀港口千代崎の南東に當りて、裸出せる岩礁にして一に寶嶋といふ。其の附近には笠嶋と稱する暗礁あり。笠嶋は大小二個あり。大笠、小笠と云ふ。此の附近は東京灣航路最難關にして、近時海獺嶋に柱燈立標を設けて危険を標示せらる。海獺嶋の南西下浦灣には、向嶋、中の嶋等の暗礁あり。相模灣に於ては、長井村荒崎の近傍に龜城と稱する暗礁群あり。該方面航海者の最も危険を感ずる個所なり。安政元年一月北米合衆國使節ペリー提督の再度來朝の際、其の麾下なるマセドニア號の坐礁したるも此處なり。

河川 半嶋の河川は地勢に應じ、既述せる中央山脈を分水嶺として、東西南の三方面に流る。則ち東は東京灣斜面にして、西は相模灣斜面、南は大平洋斜面なり。而して地勢上何れの斜面に於ても大なる河川及急流は此を見ること能はず。殊に南部に於ては、川流と稱し得るもの唯だ三崎町の宮川あるのみ。比較的顯著なるは、西部に多く、就中下山川、田越川、森戸川等尤も名あり。下山川は源を横

須賀市逸見の南崖に發し、西南流して葉山村に入り、上山口、下山口の溪谷を作りて海に注ぐ。延長約二里、半嶋最大の流程を有し、其の吐口は葉山御用邸内を流る。田越川は下山川の北に在り。源を神嶽に發し、逗子町の南邊を流れて海に入る。一に御最期川と呼ばれ、其の下流の櫻山は鎌倉時代六代禪師及三浦胤義の遺孤の殺戮せられし哀史を有し、中流には蘆荻叢生せる洲渚を存し、自然の情味を掬すべき地なり。森戸川は田越川と下山川との中間に位置し、葉山村の中央を流る。源を二子山麓に發し西流して海に入る。其の吐口の南岸は森戸の突岬にして風景の美を以て稱せらる。以上の他尙西部に於ては西浦村の南界に近く岩川あり、初聲村に隣り小田和川あり、武山村に小田和川あり。何れも小流なり。東部に於ては、久里濱村の平作川最も著はる。源を衣笠村平作の溪澗に發し、同村衣笠より發する支流を合して東南に流れ、久里濱村の北界をなして海に終る。延長約一里三十町。下流沿岸の地は内川新田と稱し、半嶋中最大面積を有する水田地帯なり。此の他東部に於て、田浦町の高取川、北下浦村の長澤川、堂前川、野比川、南下浦村の鈴川を數ふれども、亦細流なり。此等の諸流域は何れも肥沃なる地味を有する沖積地にして、農耕盛に行はる。

湖沼 半嶋には淡水湖なく、平作川の吐口、久里濱村八幡と浦賀町久比里との間に、入江と稱する潟湖を有す。沼には觀音堂沼、辯の堰、小松池等あり。觀音堂沼は平作川の下流久里濱村内川新田にあり、濶さ東西百五十間、南北百二十間あり、附近の耕地の水利を調節するのみならず、鯉、鰯等の淡水魚を産す。辯の堰は長井村にあり、小松池は南下浦村にあり。何れも灌溉用に供せらる。

瀑布 葉山村木古庭に數瀧あり。一に不動瀧と言ふ、一丈七尺許。又北下浦村津久井に七尋瀧あり。
鑛泉 半嶋のほと中央部に於て、浦賀港より西浦村大崩に至る横貫線を中心とせる一帯の地域には鑛泉の湧出せるを見る。則ち浦賀町芝生鑛泉、田浦町田浦鑛泉、衣笠村湯之澤鑛泉、武山村龍塚鑛泉、西浦村秋谷鑛泉、葉山村一色鑛泉、同村下山口鑛泉此なり。皆硫黄泉に屬し。アルカリ性を呈し、低温度を有す。

地質 半嶋の地質は、その系統第三紀層及第四紀層に屬し、土性は埴土及礫質壤土を含む。乃ち前述せる北三浦地方に於て比較的廣潤なる面積を有する耕地は第三紀層によりて構成せられ、その土性は概ね埴質壤土なり。此の状態は平作川、下山川、森戸川、田越川の流域に於て著明に認め得らるべし。南三浦地方は主として第四紀古層により構成せられ、土性は壤土を含めり。半嶋の全沿岸は總べて第四紀新層の砂礫に覆はれ、所謂海成沖積地を成せり。

而して、半島を構成する岩石は、主として水成岩に屬し、凝灰岩、頁岩^{ドク}、疊岩、砂岩等を含み、一部火山砂岩の地表を被覆するを見る。又古生紀に屬する蛇紋岩、及石灰岩の表在せるを見ることあり。蛇紋岩は衣笠村、葉山村に著明にして、石灰岩は浦賀町^居、久里濱村^村、逗子町^小に露出し、殊に逗子町^小には著明なる鐘乳洞あり。

氣候 半島の氣候は、その地理的狀態により、一般に海洋性氣候に屬し、四時概して中和なり。氣温の最も高きは八月にして、極暑平均八十五度内外、其の最も低きは一月にして、極寒平均三十六度

内外を示す。雨量は晩春より初夏に亘る候に最も多く、秋期二百十日前後之に亞ぐ。雪は主として一月、二月に見れども積雪は稀なり。霜は十一月中旬より三月初旬に至る時期に於て此を見る。凍氷も此の期間なり。風は春夏の二期は南風若くは西風、秋冬の二期は北風若くは東北風にして、夏時往々暴風雨の襲來することあり。

二、三浦郡の沿革

三浦郡は古書御浦郡に作り、日本書紀持統天皇六年五月の條に「辛未相模國司赤^二赤鳥^一離^二隻^一言^レ獲^レ於御浦郡中^二とあり。同七月の條に「賜^レ相模國司布勢朝臣色布智等御浦郡少領^名與^レ獲^レ赤鳥者鹿島臣樺^位及祿^服御浦郡三年調役^{とあるは、本郡名の國史に現はれし初にして、爾後中古に至るまで復た史に見はれず。天平七年相模國封戸租交易帳に御浦郡水蛭郷及走水郷を記せるは、本郡名並に郷名を記せる最古の記録にして、次は天平勝寶八年の文書に、御浦郡司代太田部直園成の名を記せるものなるべし。延喜式、和名抄、拾芥抄等もすべて御浦と書す。其の今の文字に改まりしは何れの時代なりや明ならず。凡そ平安朝の末葉にてあるべし。}」

和名抄に據るに、上古の地方制度に従ひて、本郡に設けられし郷名五を載せり。則ち田津、御浦、安慰、水蛭、御崎^{此なり}。然れども天平七年相模國封戸租交易帳には水蛭郷と共に走水郷を記す。和名抄に此れなきは如何か。今大伴故吉田東伍博士の大日本地名辭書によりて諸郷の區域を見るに、田

津郷と言へるは現在の横須賀市に當り、同市公郷の海岸地帯には田戸なる小字現存し、近古の文書に大田津、田津浦なども記せる地なり。御浦郷の地は新編相模國風土記、國郡志に異説あれども、地名辭書の説く如く田浦町に推定すべきは妥當なりと信ず。水蛭郷は國郡志に南下浦村金田に蛭田の地名存するにより其の地方を以て此に當て、地名辭書には北下浦村野比及久里濱村とせり。御崎郷は現に三崎町の名を存し、三崎町、初聲村、南下浦村等に當るべく、安慰郷は詳ならず、西浦村、武山村、長井村などなるべく、走水郷は走水の名現存し、浦賀町の附近なるべし。

逗子町、葉山村は當時鎌倉郡に屬し、殊に逗子町小坪は鎌倉時代は明に鎌倉の南界とせられ尙下りて康安二年の文書に鎌倉郡小坪とあり、何れの時代本郡に編入せられしや明ならず。新編風土記所載の三浦道寸書狀に「郡内久野谷郷の内中之村就領分之事」此方成敗之間云と記す。久野谷は小坪の西北に位し、同じく逗子町に屬す。道寸時代既に本郡に入りしは明なり。和名抄鎌倉郡の郷名に沼濱郷とあるは、則ち此の地方の概稱にして、逗子町沼間は其の遺稱なり。

以上記述せる外、本郡地名の比較的早く典籍に現はれしは、東鑑に載れるものを以て推すべし。則ち小坪、佐賀岡、衣笠、矢部、三崎、栗濱、森戸、横須賀等にして、又當時本郡に蟠居せる三浦黨の苗字の地なる津久井、佐原、和田、大田和、武、逸見、佐野等あり。建武二年の文書には、松和、金田、菊名、網代、諸石の名あり。鹿王院記至徳元年の條に長澤あり。小田原役帳には、稍々詳細に郡内の村名を記せり。乃ち浦之郷、田浦、横須賀、佐野、不入斗、公郷、田津、宗源寺、大津、走水、鴨居、

浦賀、九里濱、佐原、岩戸、衣笠、矢部、池上、森崎、平佐久、山口、木古葉、葉山、長柄、池子、沼間、山根、久野谷、柏原、小坪、秋屋、佐嶋、長阪、蘆名、荻野、林、長井、太田和、和田、矢作、三戸、宮田、網代、三崎、毘沙門、松輪、金田、菊名、津久井、野比の諸村にして、後徳川時代に入り、正保元年の調査に従へば、本郡の石高二萬四千四百四十二石餘、村數五十九。元祿の調査にては、石高二萬千六百二十七石餘、村數七十六。元祿五年浦賀は分村して東西の二ヶ村となり。萬治三年には内川新田、元文三年には入江新田、寶永年間には船越新田開墾せられ、天保年度に於ては、石高二萬千六百二十七石餘、村數七十六を數ふるに至りぬ。則ち浦之郷、船越新田、田浦、長浦、逸見、横須賀、中里、不入斗、佐野、深田、公郷、大津、走水、鴨居、東浦賀、西浦賀、西浦賀分郷、内川新田、八幡久里濱、久村、岩戸、佐原、森崎、大矢部、衣笠、小矢部、金谷、池上、上平作、下平作、木古庭、土山口、下山口、一色、堀内、長柄、櫻山、逗子、小坪、久野谷、柏原、山之根、池子、沼間、野比、長澤、津久井、上宮田、菊名、金田、松輪、毘沙門、原、宮川、向ヶ崎、城ヶ嶋、城村、三崎町、仲町岡、東岡、二町谷、諸磯、小網代、三戸、下宮田、入江新田、高岡坊、和田竹之下、和田赤羽根、本和田、長井、林、太田和、須輕谷、武、荻野、長阪、佐島、蘆名、秋谷の諸村此れなり。

而して本郡の統治は上古國郡制度の行はれし時代に於ては御浦郡司の管轄する所なりしが、中古莊園時代の現出するに及び豪族三浦氏累世割據し、永正十三年北條早雲三浦道寸を亡ぼすや、本郡は北

條氏の領國となり、天正十八年徳川家康北條氏の舊領を襲ふに及び本郡も其領する地となり。後幕府の政策確定するに及び、本郡の大半は幕府の直轄地となり、若干の社寺領及旗本の采邑を交へたり。幕末外國關係起るに及び、文化八年六月郡内の御領私領悉く土地の上、浦賀奉行及曾津藩領とし、後ち永く此の制により相模國海岸防禦の諸侯に加封せらるゝを例せたりき。慶應四年三月横濱に横濱裁判所を置かるゝに及び、浦賀奉行の管轄せる事務は其の管理に移り、九月神奈川縣の置かるゝや郡内の幕領は其の治下に入り、浦賀に神奈川縣出張所を置かれ、十二月前に韭山縣に屬したりし私領の地も全部同縣の管内に編入せられたり。

明治三年七月東西浦賀を合併して浦賀村と稱し、六年四月大小區制を施行せらるゝに及び、本郡は二大區十四小區七十八ヶ村（石高二萬四千七百五十四石餘）を數へたり。乃ち南部三浦を以て神奈川縣第十四大區とし、第一小區野比村、長澤村、津久井村、第二小區上宮田村、菊名村、金田村、松輪村、毘沙門村、第三小區三崎町城村、二町谷村、仲町岡村、東岡村、原村、宮川村、向ヶ崎村、城ヶ嶋村、第四小區諸磯村、小網代村、三戸村、下宮田村、第五小區高圓坊村、須輕谷村、武村、太田和村、林村、第六小區入江新田、和田村、赤羽根村、竹之下村、長井村、第七小區長阪村、荻野村、佐嶋村、蘆名村、秋谷村にして、北部は第十五大區と稱し、第一小區浦之郷村、船越新田、田浦村、長浦村、第二小區逸見村、横須賀村、中里村、不入斗村、佐野村、深田村、公郷村、第三小區大津村、走水村、鴨居村、浦賀村、第四小區内川新田、八幡久里濱村、久村、若戸村、佐原村、第五小區森崎村、小矢

部村、大矢部村、衣笠村、上平作村、下平作村、池上村、金谷村、第六小區木古庭村、上山口村、下山口村、一色村、堀内村、長柄村、第七小區櫻山村、返子村、小坪村、久野谷村、柏原村、山之根村、池子村、沼間村に區劃す。後各村に合併はれ、地方行政區劃漸く整理せらるゝに至れり。則ち、
明治七年十二月 三崎町及三崎城村を合併して三崎町とす。

同 年 同 月 二町谷、仲町岡、東岡、原、宮川、向ヶ崎の六ヶ村を合併して六合村とす。

同 年 同 月 久野谷村柏原村を合併して久木村とす。

同 年 同 月 上平作、下平作、池上の三村を合併して平作村とす。

同 年 同 月 本和田、赤羽根、竹之下の三村を合併して和田村とす。

同 九年 三月 横須賀村を改め横須賀町と稱し、元町、沙留町、沙留町新道、沙入町、港町、旭町、諏訪町、山王町、若松町、稻岡町、楠ヶ浦町、泊町、坂本町、谷町の十五町に分割す。

同 年 同 月 浦賀村を改め浦賀町と稱し、新井町、洲崎町、新町、大ヶ谷町、築地新町、築地古町、芝生町、荒卷町、谷戸町、宮下町、田中町、紺屋町、蛇島町、濱町、川間町、久比里町、吉井町、高坂町の十八ヶ町に分割す。

斯くして、十一年七月郡區制實施せられ、大小區制廢せられ、前の第十五大區々長小川茂周氏初めて三浦郡長を命ぜられ、同年十二月一日當時横須賀沙留新道に在りし舊第十五大區々務所を三浦郡役所

と改稱して、同日開廳せり。

翌十二年十一月、三崎町を分割して、日ノ出町、入船町、仲崎町、花暮町、海南町、西野町、宮城町、西濱町の八ヶ町に分ち、十五年五月、横須賀町海岸埋立地に小川町なる字名を附して、横須賀町に編入し、三浦郡は公稱四十一ヶ町六十四ヶ村となり。十七年七月聯合戸長制實施せられて、郡内戸長役場數十五を算し聯合町村の區域は、現今の初聲村高圓坊が武山村に屬したる他、總べて現在町村の區域に同じ。

明治二十二年四月、町村制の實施に伴ひ、新に設定せられし町村十四。則ち浦郷村、横須賀町、豊島村、浦賀町、久里濱村、衣笠村、葉山村、田越村、北下浦村、南下浦村、三崎町、初聲村、武山村、中西浦村此なり。此に長井村を加へて、三浦郡の管する所十五ヶ町村となるに至りぬ。

此に於て維新後暫く地理上の名辭に過ぎずして、郡區町村編制法實施せられて七月、官治主義の行政區劃たりし町村も、現實に自治團體となり、次で二十三年五月郡制施行せられて、郡亦自治體の實を具ふるに至れり。

爾來各町村は隣保團結して、共同の利益の爲め、砥礪發奮し、益々其の良能を發揮し、時勢に適應して、順當なる發達を遂げしが、就中横須賀町は維新以來海軍造船所及軍港の所在地として、人口の増加、町勢の伸展他の能く匹儔する所に非ず。加之に十七年海軍鎮守府を置かれ、東海唯一の軍港地となり、之より其の發展頗る顯著なるものあり。後ち帝國海軍の擴張に伴ひまた昔日の制度に置くべからざる事情を來し、隣接せる豊島町を合併し、遂に四十年二月十五日市制を施行せらるゝに至りぬ。

明治二十四年 横須賀沙留新道を廢す。

同 三十六年十月 豊島村を改めて豊島町と稱す。

同 三十九年十一月 横須賀町及豊島町を廢し、其の區域に新に横須賀町を設定す。

同 四十年二月 横須賀町を横須賀市と改む。

斯くて、三浦半島に二個の行政區劃を生じ、三浦郡の管轄は二町十一ヶ村なりしが、後町制を布かるもの二ヶ村を生じ、現在の如く四町九ヶ村を數ふるに至りぬ。今其の沿革を示せば左の如し。

明治四十四年七月 中西浦村を改め西浦村と稱す。

大正二年四月 田越村を改め逗子町と稱す。

同 三年三月 浦郷村を改め田浦町と稱す。

而して、本郡長は明治三十一年二月小川茂周氏足柄下郡長に轉じ、足柄下郡長中山信明氏代り、爾來三十三年十二月高座郡長石川疏氏、四十年四月津久井郡長若林良之氏、四十五年五月群馬縣利根郡長前田多門氏、大正二年六月鎌倉郡長北野右一氏、四年五月本縣理事官芝辻一郎氏相繼ぎて在職せられ、五年一月現任郡長佐川福太郎氏愛甲郡長より轉任せられて、今日に及べり。

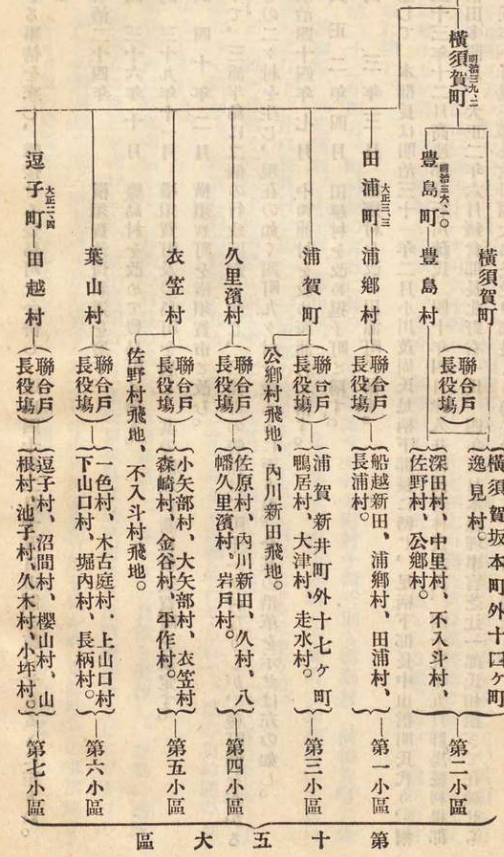
廳舎は開廳以來久しく、舊横須賀町沙留に在りしが明治三十六年四月現在の横須賀市公郷に移れり。

横須賀市

横須賀町

大正三年十一月 明治廿二年 四月一日 明治十七年 七月

明治十一年七月 明治六年四月



三浦郡



三、歴史年表

紀元 正御宇 景行

皇子日本武尊御東征、浦賀町走水より上總國に渡り玉ふ。時に妃弟橘媛命走水海に沈み玉ふ。

一八四〇 治承四 安 徳
 一八五四 建久五 後鳥羽
 一八五九 正治元 土御門
 一八七三 承久元 順 徳
 一九一四 建長五 後深草
 二〇六三 應永一〇 後小松
 二二五四 明應四 後土御門
 二二七二 永正九 後柏原
 二二七六 永正一三 同
 二二八一 大永元 同
 二二二六 弘治二 後奈良
 二二二六 永祿九 正親町
 二二三一 元龜二 同
 二二五〇 天正一八 後陽成

八月二十六日衣笠合戦。三浦大介義明戦死。
 八月一日源頼朝三崎に山莊を設く。
 九月二十九日源頼朝三浦義明の忠死を吊ひ、衣笠村大矢部に一寺を建立す。
 六代禪師田越川に斬らる、平維盛の嫡男なり。
 三浦胤義の孤兒田越川に斬らる。
 五日僧日蓮米ヶ濱横須賀市に著す體本田に著す寺傳
 八月三日唐船三崎に著す。
 九月三浦義同養父時高を新井城に攻む。
 八月三浦義同北條長氏と住吉城に戦ふ。
 七月十五日新井城陥り三浦氏亡ぶ。
 三浦木綿初めて栽培せらる。
 北條氏康里見義弘と三崎海上に戦ふ。
 春、明船三崎に来る。
 北條氏政里見義弘と三崎海上に戦ふ。
 北條氏亡び三崎城の守將山中上野介城を朝比奈彌太郎に交付して退去す。
 九月徳川家康向井政綱、小濱景隆、間宮高則、千賀孫兵衛をして三崎に屯し水軍を管せしむ。

二二六〇 慶長五 同
 二二六八 同 二五 同
 二二七〇 同 一五 同
 二二七一 同 一六 後水尾
 二二七四 同 一九 同
 二二七五 元和元 同
 二二七六 同 二 同
 二二八四 寛永元 同
 二二九二 寛永九 明 正
 二二〇四 正保元 後光明
 二二二〇 萬治三 後西院
 二二五六 元祿九 東山

ウイリアム、アダムス浦賀に上陸す。
 七月呂宋大守ドン、ロドリゴ、デビペーロの使節浦賀に来る徳川幕府浦賀に揭示して呂宋商人に對し亂妨するを禁す。
 六月十三日徳川幕府の使節伴天連フライ、アロンソ、ムニエスの一行浦賀を解纜して「ノビスパン」に向ふ、田中勝介以下邦人二十三人隨行す。
 六月十日ノビスパン答禮使セバスマチャン、ビスカイノ浦賀に着す。
 十月徳川秀忠向井政綱に命じて三崎及走水を警戒せしむ。
 四月徳川秀忠向井政綱に命じて三崎及走水を警戒せしむ。
 紀州加田浦の漁夫浦賀より上總に赴き初めて干鰯業を創む(口碑)
 正月十一日徳川幕府三崎及走水に海關を設く。
 七月七日初めて三崎奉行を置く。
 紀州の漁夫本郡下浦に來りコマセ網を創む。(口碑)
 七月七日初めて走水奉行を置く。
 砂村新左衛門内川新田を開發す。
 三月二十一日三崎及走水奉行を廢す。

二三八〇	享保五	中御門
二三八一	同 六	同
二三八二	同 七	同
二四六八	文化五	光 格
二四七一	同 八	同
二四七二	同 九	同
二四七八	文政元	仁 孝
二四七九	同 二	同
二四八〇	同 三	同
二四八二	同 五	同
二四九七	天保八	同
二五〇二	同 一三	同
二五〇四	弘化元	同
二五〇五	同 二	同

十二月二十一日初めて浦賀奉行を置く。
 二月朔日浦賀港に於て回船の検査を初む。
 五月志州島羽菅島及三崎城ヶ島篝火經費として浦賀港出入船舶より石錢を徴收す。
 三崎城ヶ島及走水に砲臺を置く。
 六月一日松平肥後守容衆本郡を領す。
 六月會津藩郡中に布令して非常を警しむ。
 五月十四日英船浦賀に入り二十一日出港す。
 正月二十五日浦賀奉行一員増加。
 十二月松平肥後守容衆辭任。
 四月二十九日英船浦賀に入る。
 六月二十八日米船モリソン號浦賀に入る。
 奉行太田連八郎此を擊退す。
 十二月十四日浦賀奉行一員削減。
 松平大和守齋典三浦郡を警衛す。
 五月二十四日再び浦賀奉行を増員して二名とす。
 二月外船浦賀に来る。

二五〇六	同 三	孝 明
二五〇七	同 四	同
二五〇九	嘉永二	同
二五二三	同 六	同
二五二四	同 七	同
二五二二	文久三	同
二五二四	元治元	同
二五二五	慶應元	同
二五二七	同 四	明 治
二五二七	同	同
二五二九	明治二	同
二五三〇	同 三	同

五月北米合衆國使節ピットル軍艦二隻を率ひて浦賀に来る
 六月丁抹船浦賀に来る。八月英船浦賀に来る。
 四月千駄崎に砲臺を置く。
 松平大和守及井伊掃部頭三浦郡を警衛す。
 四月英國軍艦浦賀に来る。
 六月三日北米合衆國使節ペリー浦賀に来る。
 六月九日徳川幕府浦賀奉行に命じ久里濱海岸に於て國書を
 受領せしむ。
 正月十四日米國軍艦マセドニアン號長井村沖に坐礁。
 三月生麥事件に關し浦賀奉行令して浦賀港に戒嚴す。
 五月松平丹波守浦賀に出兵。
 十一月二十六日徳川幕府製鐵所創立委員小栗上野介忠順の
 一行長浦灣を調査す。
 九月横須賀製鐵所鋸入式を行ふ。
 四月一日横須賀製鐵所を横濱裁判所の所轄とす。
 四月十日浦賀奉行土方出雲守退任。十一日佐賀藩主下村三
 郎左衛門浦賀表御用掛となる。
 正月元日初めて觀音崎燈臺に點火す。
 八月十三日城ヶ島篝火を廢し燈臺に點火す。

二五三二	同	五	同
二五三三	同	六	同
二五三四	同	七	同
二五三六	同	九	同
二五三七	同	一〇	同
二五三七	同	一〇	同
二五三八	同	一一	同
二五四一	同	一四	同
二五四四	同	一七	同
二五四九	同	二二	同
二五五〇	同	二三	同

四月一日浦賀港に於ける通船改及石鏡徴收を廢す。
 四月二十八日明治天皇松輪燈臺觀覽の爲海上御臨幸。
 十二月神奈川縣浦賀出張所廢止。
 十二月二十一日横須賀、浦賀、松輪、三崎に郵便役所を設ける。

浦賀に海軍屯營を置かる。

浦賀に神奈川縣教員養成所を置かる。

三月廿日横須賀に電信分局を置かる。

十二月横須賀水兵屯集所を新築す。

九月横須賀水兵屯集所を改め東海水兵本營と稱し、浦賀水兵屯集所を改め東海水兵分營と稱す。

十二月横須賀港近海西北夏島より東南猿島に至る海面を海軍港と定め海軍省の所轄とす。

十二月一日三浦郡役所開廳。

五月十八日明治天皇觀音崎砲臺に行幸。

十二月東海鎮守府横濱より横須賀に移轉横須賀鎮守府と稱す。船越に水雷營を置かる。

四月十七日東海水兵分營廢さる。

六月東海道鐵道横須賀線開通。

二五六〇	同	三三	同
二五六三	同	三六	同
二五六七	同	四〇	同

一月浦賀船渠株式會社の開渠式を行ふ。

四月私立逗子開成中學校開校。

二月十五日横須賀町に市制を施行せらる。

田
浦
町

二五〇〇	二五〇一	二五〇二	二五〇三	二五〇四	二五〇五	二五〇六	二五〇七	二五〇八	二五〇九	二五〇〇
西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

田浦町は、明治二十九年、
四月五日、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、
五十一、
五十二、
五十三、
五十四、
五十五、
五十六、
五十七、
五十八、
五十九、
六十、
六十一、
六十二、
六十三、
六十四、
六十五、
六十六、
六十七、
六十八、
六十九、
七十、
七十一、
七十二、
七十三、
七十四、
七十五、
七十六、
七十七、
七十八、
七十九、
八十、
八十一、
八十二、
八十三、
八十四、
八十五、
八十六、
八十七、
八十八、
八十九、
九十、
九十一、
九十二、
九十三、
九十四、
九十五、
九十六、
九十七、
九十八、
九十九、
一百、
一百〇一、
一百〇二、
一百〇三、
一百〇四、
一百〇五、
一百〇六、
一百〇七、
一百〇八、
一百〇九、
一百一〇、
一百一〇

田 浦 町

〔位置〕 田浦町は、郡の東北隅を占め、三浦半島東部海岸の北極界をなせり。南は横須賀市に接し、北は久良岐郡六浦莊村に連り、西は逗子町葉山村に接す。〔面積〕 〇、六二方里。〔廣袤〕 東西二十五町、南北一里あり。〔區劃〕 今町内を區劃して、浦郷、船越、田浦、長浦の四大字に分つ。〔戸口〕 大正六年十二月末日現在の戸數二千八百三十六戸、人口一萬七千五百十六人男八千九百七十八人 女八千五百を有す。〔産業〕 町は横須賀海軍工廠造兵部の所在地にして、工業地として著はれ、海軍職工其の他同所に通勤する戸數は全戸數の半數以上を占む。今職業別戸數の數字上より本町産業の大体を觀察するに次の如し。農作業 本業 二二四 飼畜其他動物飼養業 本業 一九八 漁業 本業 一二七 副業 一六四 商業 本業 五三八 交通業 本業 四一 公務及自由業 本業 四九七 其他の職業 本業 一六七 工業 副業 六三六 副業 二七五 交通業 副業 一九二 公務及自由業 副業 一六二 其他の職業 副業 五六 にしで、生産額は農産物四萬六千參百參拾九圓、林産物壹萬四百圓、水産物四萬貳百參拾五圓、畜産物七千五百六拾八圓、工産物貳萬五千八百五拾四圓、總額拾參萬參百九拾六圓なり。本町の特種産物として石材あり。高取山より産し、年額四萬圓を越ゆ。〔交通〕 本町に於ける道路の幹線は第四十五號國道にして、久良岐郡六浦莊村より浦郷に入り、船越、田浦の山間を通じて、横須賀市逸見に至る。其の船越田浦に於ける山路は狹隘崎嶇にして、行旅に便ならず、而も本路線は横濱及横須賀市を聯絡する主要道路なれば、其の便否は直に國防並に地方開發に關す。近時其の路線の改修及變更の提唱せら

るゝも偶然にあらざるなり。尙横須賀市に通ずる道路に浦郷より船越、田浦、長浦の海岸を經由して横須賀市吉倉に至る一線あり。此れまた途中に峻坂ありて交通を阻害す。船越に於て、國道より分岐して逗子町櫻山に至る道路を田浦地内縣道と稱し、甚だ平坦なり。本郡横貫道路の主要なるものなり。鐵道は横須賀支線逗子驛より來り田浦驛を過ぎ、横須賀驛に至る。町内丘陵蟠屈するが故に各部落の交通は必ず隧道に依る。其の浦郷向と船越との間にあるを梅田隧道と云ひ、明治廿年三月渡邊富太郎氏の斡旋に係る、浦郷地内榎戸と本浦との間にあるを筒井隧道と稱し、深浦鉞切間にあるを鉞切隧道と稱し長浦地内長浦田之浦間にあるを長浦隧道と言ひ船越田浦間にあるを田浦隧道と稱す。地勢此の地は三浦半島の起首部に當り、三面繞らすに山を以てし丘陵到る所に錯雜し、海岸纒に狹長なる市街地をなせり。山に高取山、矢落山あり。高取山は西北方に聳えて最も高く、其脈西南に延びて逗子町及葉山村との間に屏障を成し、東走して海岸に至り、更に二分して、北に天神崎をなして、武相の國境を劃し、南に鉞切の突岬となりて海に入り、夏嶋となりて終る。矢落山は西南方に在り、高取山に續き、東北に延びて箱崎半島となる。高取山の麓に小流あり。流れて本浦の入江に注ぐ。此を高取川と云ふ。矢落山の麓には高熊川あり、長浦灣に注ぐ。本浦の入江は天神崎と鉞切崎との間に成れる灣曲にして、西に折れて北方六浦江に連る。鉞切崎と箱崎半島との間に長浦灣あり。箱崎半島の溝渠によりて横須賀灣に通ず。長浦灣は横須賀軍港の一部にして、其の灣口に一支港あり、榎戸港といふ。榎戸港は回國雜記に其名を傳へたる港にして、半嶋北部に於ける良津なり。

浦郷

浦郷は町の最北端に在り。本浦、鉞切、深浦、日向、榎戸に別つ。本浦は最も北に在り高取川中央を流れ、東方海に開け、三面山に圍まる。前方に夏嶋、野嶋、金澤の風光を望む。鉞切は本浦の東南に在り、源範頼の匿れし地と稱せらる。小字追濱には海軍航空隊を置かれ、飛行場を設けらる。日向、榎戸、深浦は榎戸港の沿岸に在り。一聯して市街を成せり、此地に於ける著名なる神社寺院、史蹟は次の如し。

雷神社

本浦に在り、火雷ほらい命を祀る。本社は雷電明神と稱し、苗割の地に在りしを、天正九年十一月三日領主朝倉能登守景隆現在の地域に社殿を造立し、寶永四年九月酒井雅樂頭忠清修復す。現今の社殿は其の後の造營なり。天正十九年十一月徳川家康社領二石を寄進し、代々繼承したりしが、維新後社領を上地せり。明治六年村社に列せらる。

良心寺

本浦に在り。當寺は久遠山大悲院と號し、淨土宗にて、京都智恩院の末寺なり。北條五代記に見ゆる犬也入道朝倉能登守は當寺の開基なりと傳ふ。犬也入道の諱は景隆、北條氏綱の臣にして、頗る馬術に達す。北條氏歿落の後結城秀康に仕ふ、其の傳記は詳ならざれども、夫人大悲院(法譽良心)は天正十一年六月十一日に卒去せりと傳ふれば、或は其の菩提の爲に開基せしか。夫人の墓は境内に存す。維新前寺領十五石を給せられしに徴して、其の寺格の盛大なりしを想見すべし。新編相模國風土記稿所載の古文書三通は今亡失して存せず。天正十八年小田原陣の制札を存す。

陣屋蹟

良心寺の東方に在り。廣サ一町五段餘、今陸田となれり。其の後方の山を御藏山と云ひ

倉廩の在りし地と傳ふ。西南方に首切塚と稱する地あり、刑場の跡なり。又御藏山の麓の林藪中に牢獄の跡あり。此の地は初め朝倉氏居館の跡にて、後酒井雅樂頭の陣屋となり、寛延三年松平大和守朝矩當地を知行せし後も其の陣屋ありしが、文化九年八月松平肥後守容衆海岸防禦の爲め本郡を領し、當陣屋を撤して浦賀町鳴居に移せり。其の後の沿革は詳ならず。新編風土記には歴然松平大和守矩典陣屋とあり。或は文政四年海岸防禦の方針變更し、從來松平大和守の管理せし觀音崎砲臺跡は浦賀奉行の所管に移りたれば、鳴居陣屋の必要を認めざるに至り、撤廢して再び此地に移せしならんか。

夏 嶋 鋭切の沖合、百餘間の海上に在り、宛然玉を磨けるが如き小嶋にて。綠樹蒼鬱として繁茂し、野島、金澤の風光と映發して近傍の風景に、眼睛を點す。明治十七年伊藤博文公の帝國憲法の起草に従事するや、此の島に別墅を設け、伊東巳代治、平田東助數氏と共に、研鑽の勞を積まれしことは、世人の知る所なり。嘉永六年六月、北米合衆國使節コモドル、マツシユ、シー、ペリー氏の江戸灣に入るや、浦賀港の地理不便なるを以て、金澤附近の小柴沖を艦隊根據地となし、アメリカン、アンコレツデと命じ、其の前面の島、即ち夏嶋をウエプスター嶋と名づけたり。ウエプスターは當時米國に於て、東洋經營を熱心に唱導したる學者なり。此の嶋は冬季積雪を見ざる故夏嶋の名を得たりといふ。嶋の附近に有名なる牡蠣の養殖地あり。

龜 嶋 榎戸港口にあり。此地に明治十年西南役に従軍したる戦死病歿者の墳墓あり。官修墳墓地なり。

共樂園 日向にあり。町の特志家田川平三郎氏の經營する公園にして、花卉草木の種類極めて多く、散策玩賞して、勞を醫するに適せり。

(範頼に關する傳説) 源範頼は、源頼朝の末弟にして、蒲冠者と稱す。兄頼朝を援けて、平氏討滅に従ひ、須磨、壇の浦に偉功を樹てしも、後頼朝に疎んせられ、建久四年伊豆修善寺に害せらる。此の地に匿れしこと、史實にあらざるが如し。傳説に依れば、建久四年八月二日、範頼修善寺を逃れ、此地の郷主須田某に寄りしが、二十四日、隣郷金澤の瀬ヶ崎なる太寧寺に於て自盡せりと云ふ。太寧寺は海藏山と號し、臨濟宗の寺にて、寺後の林中に範頼の墓と稱するものを置けり。浦郷に蒲ヶ谷なる地名及苗字の存するは、蒲冠者に因めるなりと傳ふ。

船越 船越は田浦町の中央に位し、舊船越新田と浦郷村字駒寄、皆ヶ作、梅田、及田浦村字牛ヶ作、忍ノ坊並に海岸理立地の合併せる區域にして、其の位置は長浦灣に臨み、田浦町役場、田浦郵便局、警部派出所、憲兵分遣所、小學校、補習學校等ありて、町政上の首區をなせり。又横須賀防備隊、横須賀海軍工廠、造兵部等の軍衙あり、市街甚だ賑へり。

(新田の沿革) 新編相模國風土記に言ふ、「當所ハ浦郷田浦二村ノ際ニテ、昔ハ入海ナリシガ、年ヲ追フテ漸ク埋レル地ナリ。寶永ノ頃圍右衛門ト云者、新墾ノ事ヲ企、海面ニ浪除ノ堤、長八十ヲ築キ、高三十四石餘ノ新田トス。田浦村ノ小名船越ニ續ケル地ナレバコレヲ村名トス」と。而して同書に「村内民家ナク、田浦村ノ民來テ耕作ス」とあり。明治十年の戶籍簿には船越新田に僅かに一戸を

記するのみ其の寒疎なる田園たりし狀想見するに難からず、然るに明治十七年海軍水雷營を置かれ、次で兵器工場を設けられしより、急激に發展し、現時に於ては郡内屈指の熱鬧地に變化せり。其の初め、不毛の沮洳を拓きて、利用の道を講せし、團右衛門とはそも如何なる人か。

團右衛門一に段右衛門と書す。隣郡久良岐郡六浦^{むつら}村泥龜新田の開發者永嶋祐伯の通稱なり。永嶋氏は日下部と稱し、其の先は但馬の人なり、世々醫を業とし、祐伯の父道仙來りて、幕府に仕へ、法眼に任せらる。祐伯は泥龜と號し、金澤に卜居す。其の他斥鹵多きを見て、平潟及走川の二所を相して開發し、水田及鹽田若干町を得たり。六世の孫成卿亦入江新田を墾き、總稱して泥龜新田といふ。其の後來りて船越新田を開墾し、幾くもなく他に譲れり。船越新田の開發は年時明ならず。風土記に寶永とし、浦鄉村郷土誌に元祿とす。祐伯の歿後元祿十三年關東に大地震あり。平潟、走川の田堰破れて潰廢す。成卿、勉めて此が恢復を圖り、舊田を復し、入江新田を新墾す。天明六年に洪水あり、新舊の田悉く廢す。成卿益々奮勵して廢田復興に力を致せしが、寛政三年海嘯の來襲すること再度、田は變じて海と化するに至れり。成卿の孫に龜巢あり。龜巢名は忠篤、通稱段右衛門と稱し、父を忠高といふ。少時より志氣あり、年十七にて名主見習となり、父を輔けて新田を復せんとす。然れども、泥龜新田は寛政の荒廢以來、五十年間一粒をも穫ること能はず、船越新田も亦既に他人の手にありて、家計甚だ困難なり。依りて龜巢は薪を採りて江戸に鬻ぎ、或は鹽を買ふて其の油を搾取し、之を販きて僅に飢餓を免る。斯くして艱難に耐えつゝ、自ら土を擔ひ、堤防を修築すること二十年、官

命ありて廢地となるべきを懇願して寛假を得、隣傍の妨害を排して、拮据十餘年、終に悉く廢地を復し、新に平潟に鹽田を開き、船越新田を償還し、克く先志を紹ぎて、之を大成したり。泥龜及龜巢の事蹟は民政志稿殖産經濟篇に載す。本文亦此に據れり。

田浦町立船越工業補習學校。縣下の補習教育の施設及成績の優れたるものとして、嘗て選賞せられし本校は、明治三十九年四月開校し、初め尋常高等船越小學校に附設せられし實業補習學校たりしが其の設備能く土地の狀況に適合し、逐年發達して、遂に附設を以て經營すべからざるに至り、大正四年その組織を改めたり。本校は海軍職工及海軍職工志願者に對し、之に必要な智識技能を授け、併せて普通學の補習を施すを以て目的とし、本科、簡易科、高等科、專修科の四科に分れ、本科は横須賀海軍工廠見習職工及其他の高等小學校卒業業者、若くは尋常小學校卒業業者にして、此と同等以上の學力を有するもの、簡易科は同く見習職工及其他の尋常小學校卒業業者、高等科は本科卒業生及此と同等以上の學力を有するもの、專修科は見習職工以外の尋常小學校卒業業者、若くは之と同等以上の學力を有するものに入學することを得。其の修業年限は本科及簡易科は三ヶ年、高等科は一ヶ年、專修科は六ヶ月乃至一ヶ年なり。海軍工廠見習職工教育規程に據る依託生徒多數にして、本校卒業生は海軍職工として、有望なる將來を有する故、當町及附近小學校卒業生の入學を希望するもの、比年倍加せり。又海軍工廠造兵部の見習職工は全部本校に於て教育せらるべき内規を定められ、本校に於ける課業は工場内作業の一部と定められし故、生徒の規律甚だ整ひ、優秀なる成績を示せり。

田浦 船越の東南に連り、小字谷戸及濱に分る。田浦停車場、海軍水雷學校、海軍工廠兵器庫あり。

長浦 長浦は田浦の東南に連る。田浦停車場より南に陸道一つ過ぐれば、長浦なり。箱崎半島南方に斗出し、其の南側の部落を田ノ浦と云ひ、北側の部落を長浦といふ。

吾妻社 田ノ浦谷戸と稱する地にあり。日本武尊並に橘媛命を祀る。もと箱崎半島の中央吾妻山々上に在りしを、明治三十三年二月現地に遷せり。「お吾妻様」と稱して、漁業者及婦人の信仰厚し。村社なり。

神明社 西ノ浦濱に在り。今無格社なれども、維新前は長浦村の鎮守にして、箱崎明神と稱し、箱崎半島に在りき。當社所藏の棟札に「奉建立伊勢天照太神宮、相州三浦郡長浦之村、文祿四年五月四日大檀那鈴木雅樂助」とあり。郡内にて創立の古き神社に屬せり。

浦賀町

觀音崎の北に旗山鼻あり。觀音崎と旗山鼻との間に小沙灣あり。走水の漁灣なり。其西南邊一帶に小原臺の山脈を帶ぶ。觀音崎の南に鳥ヶ崎あり。其より觀音崎に至る間は、海岸の地勢起伏して、其の沙濱をなす所に鴨居、腰越等の部落あり。鳥ヶ崎の西に明神崎あり。浦賀港の東岸にして、其の北角を爲せり。浦賀港は港口約一鏈半の幅員を有し。

浦賀港の西岸にして、南角をなすものを燈明堂の鼻と云ひ、平根山に續く。其の南に千代ヶ崎あり。千代ヶ崎は久里濱灣の北角をなせり。交通 横須賀市より來れる三浦縣道は、大津の海岸を通じ、矢ノ津坂を越え浦賀港に達し、其の西岸に於て南折し、久比里坂を経て、久里濱村に至る。郡内に於ては最も交通發達し、横須賀市との間に、自働車、馬車の便あり。人力車の數も極めて多く、又南方三崎町に至る馬車もあり。海上は汽船の便ありて、東京、三崎、房總地方と往來する事を得。

大津 大津は町の北偏に在り。横須賀海軍監獄、海軍射的場、陸軍重砲兵射擊學校、陸軍練兵場、尋常高等大津小學校等あり。街道には人家櫛比して、横須賀市公郷の堀内と云へる地に連れり。東方は東京灣に臨み、海岸に新宿、矢ノ津、馬堀の聚落あり。陸方に竹澤、宿、原、井田、蛇沼、保込、根岸、池田等の部落あり。海は淺淺にして、水清く、夏期海水浴に適せり。

眞昌寺 竹澤の山間に在り。竹林山と號し、臨濟宗にて、鎌倉圓覺寺の末寺なり。古は吸江庵と號し、開山は南山十雲にして、正慶二年の創建と傳ふ。寛文年間庵主一翁の時、地頭向井將監正方向其の母眞昌院高雲素閑尼追福の爲、堂宇を再建して一寺となし、法號の眞昌を以て寺號とす。當時は現

在の境内より尙數丁の山中にありしが、安永三年六月寺主天洲地頭向井將監正香に請ひ、今の地に遷せり。眞昌院は寛文三年九月に卒し、墓は寺内の墓地に在り。寺後の山上に正方向夫妻の墓あり。

向井正方向の墓 向井正方向は徳川幕府最初の船奉行向井將監正綱の後なり。左近將監忠勝の五男にて、寛永十八年十二月父忠勝の遺跡の中、郡内にて千石の地を分賜せらる。大津は正綱以來代々向井氏の領地にて、其の隣地走水は江戸城の咽喉に當り、江戸灣防禦の要地なり。向井氏は代々船奉行の職を繼承して幕府に仕ふ。故に其の邸を此地に設け、以て急に備へしにあらざるか。正方向の墓は眞昌寺の後山俗に御廟所山と云へる山頂に在り。高凡六尺。正面に「大通院義山淨節居士、俗名向井氏將監源正方向、相州三浦數ヶ所領之」の文字を刻し、右側面に「向井氏左近將監源忠勝五男」左側面に「延寶二寅歲七月十日」と刻せり。墓は西北面し、其の左方に又一基あり。正面に「靈徳院心鑑自照大姉、服部氏從五位下玄蕃頭源冬冬女。向井氏將監正方向内室、同式部冬母」と刻し、左側面に「寛文十庚年九月十四日」と刻せり。墓は二基共に寶篋院形と稱する形式にて、天蓋部の下面に銘文を彫りたるも、風蝕甚しく能く讀み難し。

陣屋跡 海軍射的場の西方の一廓を云ふ。文政四年川越藩松平大和守矩典海岸防禦の時初めて此に營所を置く。後安政元年細川越中守、萬延元年堀田相模守の陣營となり、慶應三年浦賀奉行の司管となり、明治初年海軍提督府の敷地となり久しからずして廢す。山鹿高補の相州浦賀巡覽私記に「大津ノ海岸ニ、三貫目砲三挺、車臺ヲ附シ假屋ヲ設ケテ備フ。新調ノ砲ナリ。此處ニ川越侯ノ陣營アリ。

當時司命ノ將多賀谷左近、次將小河原左宮、永山刑部在陣ス、弘化四年五月十五日とあり。禹干日録に又た「一路高低、崖上の累石、崩墜せる者歌仄せるもの、横列せるもの、直柝せるもの、危険畏るべし。平坦の處多くは芋菽蕎麥を種う。山腹處々に人家を見、遙に瓦屋層起するを望む、旗影風に翻る、即ち川越俣の營所なり。戌士妻子を將ゐて此に舍る。」とあり。以て當時の狀を知るべし。

走水

大津の東に連り、町の東端に在り、西南一帯に丘陵を負ふ。此を小原臺と云ふ。東北の二面海に臨み、上總の木更津富津との間三里を隔て、相對す。東北に旗山鼻、東南に觀音崎突出す。東京灣の潮流は概ね灣の中央に強流し、其の強力は富津猿嶋及觀音崎附近に於て増加す。殊に觀音崎附近に於て奔潮急流せり。地名は蓋し此に基くならん。天平七年の文書に早く御浦郡走水郷の名あり。古事記日本書紀にも亦其の名を載す。郡内の地名中最も古く記録に現はれしものなり、此の附近は海岸の眺望優美にして、風色甚だ佳麗なり。

走水神社

走水中央の山腹に在り。日本武尊、弟橘媛命を祀る。古は走水權現と稱し、走水一村の鎮守なり。明治六年十二月郷社に列せられ、四十一年十二月幣帛神饌料供進神社に指定せらる。

(走水神社の由緒沿革)

祭神日本武尊は景行天皇の皇子にましまして、御幼少より勇武絶倫におはしましき。曾て熊襲の叛けるに、天皇尊に命じて之を討たしめ玉ふ。尊時に御年漸く十六歳、深く敵地に入り、詳に地理を察し、女装して賊魁に近き、遂に之を刺殺して、熊襲を征服し玉へり。後天皇の四十年東國の蝦夷叛す。天皇復た尊に命じて討たしめ玉ふ。尊發するに臨み、伊勢大御宮に參

拜し玉ふ。姨倭姫命爲に寶劍と燧袋とを贈る。相模の國に到りしに、相模國造狩獵に託して廣野に尊を導き、四方より火を放ちて害し奉らんとす。尊則ち寶劍を抜き、草を薙ぎ玉ひ、向火を放ち却りて賊を平げ玉ふ。本縣愛甲郡小野村は其の故地なりと傳へり。寶劍は草薙劍の名を得て、熱田神宮に齋祀せらるゝものなり。それより上總國に赴き玉はんとして、走水の海を渡り玉ふ。偶々暴風起り、波浪狂騰して、御船危し。時に妃弟橘媛命船中に在り。命は穗坂氏忍山宿禰の女なり。進みて尊に啓して言ふ「風起ち浪溢し、御船覆らんとす。是れ海神の心なり。願くば我が身を以て尊に代へ奉らん」と言終りて海中に入る。風浪俄かに鎮まり、御船進むことを得たり。日本武尊の御偉業は、歴史上に赫灼として光輝を放てり。弟橘媛命の貞烈は今に婦徳の模範として欽仰せらる。後世其の威烈と美德とを景慕して、其の舊跡に神社を創建して、崇敬せり。

(走水神社に關する傳説)

古事記に「それより、入りいでまして、走水の海を渡ります時に、その渡りの神浪を興て、御船たゆたひて、御進み渡りまさす、かれ、その後名は弟橘媛命白し玉はく、われ御子に代りて海に入りなむ。御子は所遣の政遂げて應にかへりごとし玉ふべし。ごまうして、海に入りまさむとする時に、菅壘八重、皮壘八重、繩壘八重を波の上にしきて、其の上になりましき。是に於て、その暴浪自らなきて御船を進みましき。かれ、その後の歌はせる御歌に「さねさし相模の小野に燃ゆる火の、ほなかに立ちて問ひし君はも」かれ七日ありてのちに、その後の御櫛海邊に寄りたりき。乃ち其の櫛を取りて、みはかを作りて納めおきき」と。此れ弟橘媛命御入水に關す

る傳説の最も古きものにして、當地には此に關する種々の地名傳説あり。明治六年五月第十五大區長の上申せる走水神社由緒書上に「日本武尊東夷御征伐の刻、當國阿分利山より總の國御渡海の要口御遠見の上、當郡走水村へ入御、日數十日程御止香、其より上總國木更津村へ渡御、洋中の御危難、橋媛御入水の古事偏く知る處、古事記に地名走水、日本書紀に走井水と相見へ候由、口碑に御座船走ること速なるを以て、水走ると御意あり、故に走水と名く云御滯在中、御旗の御居場を今に旗山と唱へ、同山絶頂に旗立松の稱、數代の今に至り植續有之候。土人渡御の御名殘惜慕により、御冠を下賜、右御寶冠を御座所に埋め、走水神社と勸請し奉り、往古より之を拜せし者さては無之の事に候へども、今に神殿下に石櫃蓋と稱し、現に有之候。又橋媛命御入水の後、御衣帶諸浦に漂着、御櫛木更津浦へ流着き勸請の由、因て御二神を御夫婦神と唱へ、起元何の謂なるは不知、當方出火すれば、彼方に火災あり、彼方出火の時は此方火災ありと、因て一方出火之節は相互に響を焚くの古習今に存在す。走水、木更津の兩村を夫婦村と里俗申傳の口碑に御座候」とあり。旗山は北方に在り。海岸に突出せる小山にて、其の岬を御所崎といふ。旗山は尊の旗樹てられし所、御所ヶ崎は御座所を設けられし所と傳ふ。旗山には旗立松と稱する老松ありしが、砲臺築造の時伐採せられ、其の一片は故海軍大將上村彦之丞氏によりて鎌倉田邊の日蓮雨乞堂の扁額に用ゐられたり。御所崎より海中に數嶋あり傳嶋つしまと云ふ。傳嶋の景端をむぐりの鼻と云ふ。命の侍女傳嶋を傳はり、むぐりの鼻より海中に入りて命に殉じたりと傳ふ。御所崎の北に皇嶋あり。尊の乗船せられし所と傳へ、走水神社正面の海中に御

座嶋あり、此れ尊と命と御訣別ありし所と傳ふ。

弟橋媛命紀念碑

走水神社の後背丘上に在り。位地高燥にして、近く走水の漁港を俯瞰し、遠く房總の諸山の靈巖たるを望む。碧波靜かにして白帆緩く眺望甚だ佳適たり。碑は伊豆石にて作り、高さ一丈四尺、正面に「さねさし」の御歌を鐫る。御歌の文字は竹田宮昌子内親王殿下の御染筆なり。碑は明治四十三年六月五日に幕を除かれたり。其の建設せられし動機には一場の佳話あり。もと走水神社は日本武尊のみを祀り、弟橋媛命は橋神社とて旗山に祀りたり。其の祭祀も維新後の事に屬し、其以前には弟橋媛命を祀れるは、郡内に於ては、田浦町の吾妻神社ありしのみ、明治十八年旗山が陸軍用地とせられたれば、橋神社を遷して走水神社に置き、四十三年同社を走水神社に合併するに及びて舊社殿を撤廢せり。時に掌侍小池道子刀自煙霞療養のため葉山村に在り。一夕男爵高崎正風氏に會し談半嶋の史蹟に及び、懐古の情頻りに起り、他日共に携えて走水神社に詣で、橋神社の倭墮見るに忍びざるを慨き、歸途横須賀鎮守府官舎に時の司令長官海軍中將上村彦之丞氏を訪ひ、其の遺蹟顯彰の事を議りしが、恰も神社合併の行はるゝに際したれば、記念碑建設に決し、海軍大將東郷平八郎氏委員長となり、海軍大將伊東祐享、陸軍大將乃木希典の諸將軍發起の下に建設せらるゝに至りぬ。碑の裏面に其の由來を記す。「嗚呼、此は弟橋比賣命、いまはの御歌なり。命夫君日本武尊の東征し給ふに伴はれ、駿河にては危き野火の禍を免れ、走水の海を渡り給ふとき、端なく暴風に遭ひ、御身を犠牲として、尊の御命を全からしめ奉りし、このいまはの御歌なり。御歌に溢るゝ真情は、すべて夫

君の御上に注ぎ、露ばかりも他に及ばず、其貞烈忠誠まことに女子の龜鑑なるのみならず、亦以て男子の模範たるべし。平八郎等七人相議り、同感者の賛成を得、記念を不朽ならしめんと、御歌の書を常宮昌子内親王殿下に乞ひ奉り、彫りて此石を建つ」と。發起者七人は海軍大將伯爵東郷平八郎、海軍大將伯爵伊東祐享、海軍大將子爵井上良馨、陸軍大將伯爵乃木希典、樞密顧問官兼御歌所長男爵高崎正風、海軍中將男爵上村彦之丞、陸軍中將藤井茂太の諸名士にして、其の一人一字に成れる忠貞節義耀萬古の扁額は、走水神社の社寶として珍藏せられ、又有栖川宮大妃殿下及び宮中女官數氏の献詠を藏せり。

有栖川大妃宮殿下

わたつみの底より深き御心はなきにし浪にあらはれにけり
あたたなみに身を沈めてもどこしへに花たちはなの香こそしるけれ
身をすてゝ波をしつめしをゝしさはますらたけをにおどらさりけり
君かため花たちはなのみをすてゝあらし波をもしつめけるかな
あはれ身はさかみのうみに沈みても世にたちはなの香こそ高けれ
あらなみに身をしつめてやむくひけんはなかにどひしみこのなさを
うかひけんその爪櫛やあたたなみをしつめしたまの行方なるらむ
今も血に啼きてそ惜むほどゝきす花たちはなの散りしむかしに

有馬頼寧氏夫人
柳原典侍
高倉典侍
小倉權典侍
小池掌侍
生源寺権命婦
高崎正風

みこのため水に入りしはむかひ火の神のいさをにおどらさりけり
身を捨てし君か誠によりてこそ皇子の御船は岸に着きけれ
橋のみを沈めけり相模の海波はやまどそ立ちまさるべき
燃ゆる火のはなかに問ひし御心の深き海にや身を沈めけん
身を捨てゝ皇子に代りし真心に深き比へむ海なかりけり
つまのため沈みましけん御心は水より清きかゞみなりけり
あづまはどなげきしみこの言のはに沈みしたまも世にうかひけむ
よろづよの人のかゞみと仰ぐかな君かまことになぎしあらうみ
人妻のかゞみとなりし君かため建つる石ふみかけじくづれじ
いしふみにこけはむすともたちはなのたかきかほりはうもれやはする

走水番所跡

走水の北御所跡は

もと走水海關の跡なるべし

同 南麓に同心町の地名の

存するは其の遺跡ならんと云へり。走水海關は已に元和元年四月大坂夏陣の起りし時、徳川秀忠命じて向井政綱、小笠原信盛、同廣信等をして、三崎及走水に警備せしめしことあり。此れ徳川氏の江戸灣海防の濫觴なり、後寛永元年正月十一日徳川幕府三崎及走水に海關を設け、向井將監忠勝船奉行にて兼帶し、同九年七月七日三崎奉行一員を置かれ、安部次良兵衛之に補せらるゝに及び、向井氏は走水奉行を兼管せり。預る所與力六騎、同心三十人なり。正保元年七月七月初めて専任の走水奉行一員

同 氏

坂 正 臣

千葉胤明

大口綱二

遠山英一

安東菊子

遠山頼子

高崎恒子

弘田由紀子

岩佐稻子

を置かれ、田村助太郎長衛之に補せられ、爾後正保四年朝岡八太夫泰直、承應一八年佐野與八郎政宣、寛文二年坂井八郎兵衛成之成之、寛文三年大岡次兵衛直政、貞享三年青山藤藏幸隆等交替し、元祿九年二月二十一日に至りて廢せられ、其の跡勘定奉行の支配する所となり、史家此の期間を稱して徳川氏江戸灣海防の第一期とす、番所の敷地は總反別一町一畝十六歩、番所、陣屋、代官屋鋪、船藏與力同心の居宅等ありしが、番所停廢の後悉く廢毀せられ、今は唯だ同心町の地名を存するのみ。

旗山砲臺 郡内沿岸の砲臺は多く徳川幕府の外寇防禦の必要上設備せられし遺跡にして、旗山砲臺は創設最も古し。徳川幕府の江戸灣海防備は、寛政四年露國軍艦の蝦夷地侵掠により老中松平越中守定信の献策に基きて其の方針全く確定するに至りぬ。後ち文化五年四月浦賀奉行岩本石見守幕命により、豆相房總の沿海を巡視し、伊豆下田、相模城ヶ島、同走水、上總富津、同百首、安房洲の崎に砲臺を設く、此れ東京灣及其の近海に固定防備の設けられし最初なり。而して此に走水といへるは位地不明なれども、恐らく旗山なるべきは、其の地勢と當時の情況及其の後の沿革に徴して、毫も支梧する所なきもの、如し。文化七年會津藩相模國警衛を命せられ、三浦郡を守る。文政三年會津藩任を解かれて海岸警備は浦賀奉行の管理する所となり、翌四年走水砲臺を廢す。天保十年江川太郎左衛門英龍江戸灣を視察し、砲臺新設の地勢を述べて、鴨居三軒屋、走水十石峙、同旗山岬を候補地とし、特に一旗山岬は尤可然地勢なりと推稱せり。弘化三年五月米船浦賀に來るや、川越藩走水畑山御備場、十石峙御備場に守れり。畑山は則ち旗山なるべし、爾を廢止の年時を詳にせず。

小原臺の傳説

大津馬堀より起り、走水鴨居に連亘し浦賀港の東岸に障壁を作れる一帯の岡陵を小原臺といふ。頂上平坦にして、地味肥沃なる陸田をなす、小原大根とて有名な大根の産地なり。陽春四月風和ぎ雲穩なる日立ちて展望すれば、秀々たる麥浪の末、疎松の參差せる間を透して、房總の連山を併せて、其の下銀龍の如き富津洲を望む。海上には海堡、猿島等星散し、遠く本牧、羽田は淡靄の裡に隱くる。常の筑波、野の日光、上武の諸峰悉く双眸の裡に落つ。更に回頭俯瞰すれば、江一碧水光り帆動かざるは浦賀港なり。雲雀高鳴く碧空を仰げば、眼底忽に映する白芙蓉、相の雨降、豆の天城、武相の山脈起伏して、波濤の如く、海に入りては望洋限りなし。古來此の地に一の傳説あり、元曆の古、上總の國に悍馬生ず、海を渡りて小原臺に來る。其の毛並甚だ美しかりければ、里人美女鹿毛と名けたり。此の馬渴して水を求るに無し。乃ち臺の中腹を一蹶して清水を得たり。清冽白露の如き冷水滾々として涌出し、旱天と雖も潤るゝことなし。里人此に名けて馬の水又は蹄の井と稱し、其の郷に名けて馬堀と云ふ。則ち大津の馬堀此なり。馬堀に淨林寺といへる寺あり、この寺より小原臺に上る坂の中途に小池あり、傍に馬頭觀音の祠を置く、謂ふ所の蹄の井此なり。馬は後領主三浦氏擒へて源頼朝に献ず。頼朝秘藏して生陵と名けしといふ。

鴨居

走水の南に連れる漁村なり。觀音崎燈臺あり、西北山を負ひ、東京灣に臨み、風景甚だ美しき地なり。

觀音崎は部落の北部に在り。古走水觀音と稱せる祠堂ありたれば、佛崎とも呼べり。水路志に言ふ

觀音崎は陡峻にして、樹木繁茂し、最も著明なり、富津の海堡と北々東より南々西に相對し、相距る三海里半。東京海灣の咽喉を扼す。

觀音崎燈臺

燈臺は觀音崎の崎頭に在り。

主燈下三十二呎の一窓に

副燈あり、主燈は不動赤色にして、浦賀港口の海獺島を照らし、晴天光達十七海里、副燈は赤色にして、光達七海里、上總國富津洲の浮標を照示す。燈臺は横須賀海軍工廠の前身、横須賀造船所首長佛國人ウウルニの設計に係り、明治二年正月元日西曆一八六九年二月初めて點火す。副燈は其の後十一年八月十五日より點火す。

觀音崎砲臺

觀音崎砲臺は文化九年松平肥後守容衆の築造に係り、文政四年以降浦賀奉行の所管に移り、慶應四年江川太郎左衛門英武の支配に屬し、維新後暫く海軍省管轄し、後陸軍省に移管し

明治十四年五月十八日 明治天皇臨幸あらせられ、親しく工

事を饒はせ玉ふ。維新前に於ける砲臺の模様は、風土記に「大筒臺場、小名觀音崎ノ山ニテ、船見番所ヲ置キ、大砲五挺ヲ備フ、傍ニ陣屋アリ。文化九年始メテ建テラレ、領主松平肥後守容衆持トナル。此頭ハ陣屋ノ構八千百十坪餘アリ。文政四年ヨリ浦賀奉行ノ進退トナリ、其手ニ屬スル與方同心及足輕等カノ番所ヨリ代ル」來テ守レリ」とあり。文政五年九月十七日浦賀奉行小笠原長保の日記東福寺詣に言ふ「かくて八幡宮の御前を畏み過ぎて、漁家ならび居ける間を行き盡し、左は磯傳ひ五六町ばかりに御備場の門あり、こゝは觀音崎の御備場なり。門の内には組の武士ども案内として出居たり

側には武具嚴しく取飾り、番の足輕なん備へ居たる、左右は山高く聳え幽邃なる所なり。一町ばかり行きて山に登る。又二三町上に木戸あり、このほとりの山は皆松生ひ茂りて、常磐の色いと興あり。木戸の内には組の武士ども、數多出迎ひ居る。七八間ばかりの小屋あり、上に又遠方を見やるもありけり。組の方には大きな鐵砲あまた並べて如何なる數萬の軍船寄せ來らんと、此をもて打拂はんにはいと心易かるべう思はる。向は安房上總の山々のたてるが、青く白く日の光のうつろひにて、曇りみ晴れみ、見所おほかなり。中にも鹿野山、鋸山はいと大きやかになんありける。左に向へば富津村の越中守定永白河藩の備へ設けたる家居もきら／＼しく云々と、其の大概を知るべし。

觀音崎陣屋跡

觀音崎の南西にあたり、字腰越にあり。今廣瀬なる陸田となれり、陣屋はもと

浦之郷に在りしを文化九年會津藩此に移し田浦町文政四年一度廢せられ、天保十三年川越藩相模國を警衛するに及び、大津に本營を置き、此處に支營を設けたり。慶應四年江川太郎左衛門英武觀音崎防備の任に當りし時、陣營を設け、草高百石に就き一人の農兵を徵募し、佛國兵制に倣らひて訓練せり。

維新の後廢す。西北部サンマイダウと稱する地に會津藩士の墓地あり。山鹿高楠の浦賀巡覽私記弘化

五月二日には當時の觀音崎附近の防備状態を説くこと詳なり。「二十日早天武平喜多ヲ嚮導トシテ田戸賀市略シ、大津ノ濱ヲ過ギ、馬堀ト云フ處ヨリ山路ニ入ル中登ルコト十七八丁ニシテ小原臺ト云フニ至ル中此臺甚ダ勝地ナルガ故ニ川越侯戍兵ノ營ヲ此處ニ設ケラルベキノ議アリシガ、水乏シクシテ營ヲ設ケ難ク今大津トナリタル由ナリ。此臺ヲ下リ左へ廻リ行ク田崎ニ旗山ト號スル獨立ノ小山アリ、略中

其高キ所ニ見切ノ塙ヲ設ケ其出崎ヲ切下ケ大礮六門ヲ連懸ス、猿鳴卯ノ出崎ノ砲臺ト特角シ、其間二十五町ナリ、此出崎ノ前六七十間ノ處ハ礮根巖石連リタレバ、此上へ築キ出シタランニハ通船ノ水路ニ近ク、大ニ砲勢ヲ夷船ニ及スニ足ルベシ。此處ヨリ少シ下レバ走水村ナリ。漁家觀音崎マデ連續ス略中旗山ヨリ左へ廻リ下ル處ヲ十石ト號シ、此處ニ又砲臺アリテ大礮五門ヲ連懸ス。此處少シ入込ニナリ、船路へハ遠シト雖、觀音崎ヲ廻リ出タルヲ拂ハンガ爲ナリ、略是ヨリ礮ヲ傳ヒ觀音崎ト言フニ至ル。觀音堂アツテ佛崎山ノ扁額アリ略路ヲ左ニ取り海岸羊腸ノ巖石上ヲ傳ヒ、右ノ山路ニ上ル、夏草道ヲ掩ヒ、辛クシテ觀音崎砲臺ノ下ニ出ル、山上ノ砲臺ハ至テ高ク遠快ノ臺眺望限ナク、遠眼鏡ヲカクル、下ニ大礮七門ヲ連懸ス。高クシテ放發ニ便ナラズト雖、遠ク海面ニ現レ、吾威武ヲ示スニ足ルヘキノミ略中觀音堂ノ側ニ燈明堂アツテ大洋ヨリノ目當ニナル略此處ヨリ三四町行ニ右ニ川越侯ノ陣營アリ。山ニヨリ甚ダ要害ノ地ナリ、此營會津侯ノ鎮タリシ時ノ營ナリ。今川越侯ハ大津ニ本營ヲ設ケ此處ハ萬一ノ時出張ノ兵卒ノ屯トナスナレバ常ニハ成兵至テ少シ。營門ノ左右會津侯ノ時ノ土屋敷ノ跡多シ。右ノ方海岸ニ近ク一ノ先船備ト標ヲカケタル砲營アリ。其右ニ舟倉四個所立並ビタリ略下

龜崎砲臺址 觀音崎の南西にあたり、今觀音寺の境域なり。嘉永四年川越藩主松平大和守齊典德川幕府の命を奉じて築造す。廢毀の年時詳ならず。

鳥ヶ崎砲臺跡 小字鳥ヶ崎に在り、嘉永四年龜崎砲臺と同時に築造せらる。沿革亦同じ。

觀音寺 龜崎に在り。佛崎山と號し、曹洞宗にて逗子町海寶院の末寺なり。慶長十七年海寶院二

世靈屋禪英の中興にて、堂領三石天正十九年德川家康此を給す。舊時觀音崎に在りしを、明治十三年現地に移さる。古來走水觀音とて有名なり。古事記傳に言ふ「相模國浦川より三十町許り北に走水と云ふ邑ありて、其海邊の山上に走水の觀音とて寺あり、諸國往來の船此前の海を過ぐるに必ず初穗米とて其觀音に献ることありとぞ、思ふに觀音と云ふはもしくは弟橘媛などの御像にて、其由縁故海路を祈りしかたの遺れるにはあらざるか地名辭と云ひ。吉田東伍博士地名辭書に「按ずるに走水社と觀音とは今各別なれども元は相關係したる者か」と記す。此の觀音鴨居に在りて走水觀音と稱せられ、新編相模風土記に載する各郡の弟橘媛命を祀る神社の本地佛を千手觀音とするも、此の關係の密接するを感せしむ。

浦賀 浦賀港は町の東南部にあり。其の港岸に發達したる市街は舊來の浦賀なり。東岸に新井洲崎、新町、大ヶ谷、築地古町の五ヶ町。西岸に芝生、築地新町、荒卷、高坂、谷戸、宮下、田中、紺屋、蛇島、濱町、川間の十一ヶ町あり。此の市街地と一山を隔て、南西に久比里、吉井の聚落あり、汎稱して浦賀と云ふ。享保六年の村繪圖に據れば、東岸に新井、洲崎、新町、大ヶ谷川及大ヶ谷新屋敷あり。西岸に濱町、蛇島、紺屋、田中、宮下、谷戸、新地の地名を載せ、川間、荒卷、芝生は全然人煙稀薄なる田間の村落に過ぎずして、今の築地古町、築地新町附近は海面なりき。新編相模風土記にも此の二町名を載せざれば、其の埋立てられしは、恐らく天保以後なるべし。港の發達は古き歴史を有し、文明十八年七月聖護院准后道興此地を過ぎ、其の回國雜記に「こゝは昔頼朝卿の鎌倉に住

ませ玉ふ時、金澤、榎戸、浦河とて三つの港なりけるとかや」と記せり。浦河は浦賀の古名なり。戦國時代には後北條氏此地に海賊衆を置き、海上警備の地となしたり。永祿年間には伴天連、異留滿等來りて耶蘇教を傳道し、當時己にダエゴ、デ、サンフランシスコなる教會堂も存したりといふ。徳川家康覇權を柄るに及び、海外貿易の利を察し、外國船を關東に招致するの策を講じ、慶長五年豊後國に漂着したる英國人、ウイリアム、アダムスを顧問とし、呂宋、新西班牙に書を贈りて通商を求む。浦賀は實に其の開港場なりき。慶長十三年七月呂宋大守ドン、ロドリゴ、デ、ビヘーロの使船浦賀に到り、國書を幕府に献す。幕府浦賀港に掲示して、衆庶の呂宋商船に對して、亂妨狼藉するを禁じたり。慶長十四年九月呂宋の前大守ドン、ロドリゴ歸國の途中暴風に遭遇し、其の乗船上總國夷隅郡田尻に漂着したれば、幕府はウイリアム、アダムスに命じて駿府に迎へしめ、滯留年を越え、翌十五年幕府の使節伴天連、フライ、アロンソ、ムニセス新西班牙に到る。ドン、ロドリゴの一行も船を同じくし、且つ京堺の商人田中勝介、朱屋王成、山田助左衛門等邦人二十三人も便乗したり。船は六月十三日浦賀を解纜し、太平洋を横斷して、九月十一日にカリフォルニア洲のマタンチエル港に着せり。新西班牙は今メキシコにて、此れ實に邦人の太平洋横斷の最初の記録なり。翌十六年六月十日には新西班牙の商船浦賀に入港す。前年新西班牙に赴きし田中勝介以下同船にて歸國せり。斯の如く浦賀は當時關東唯一の貿易港として發達し、後日英通商の行はるゝに及び、慶長十八年五月四日我國に渡來したる最初の英國船クローブ號は肥前の平戸に着し、船長ジョンセーリスは直に江戸に到り國書を將軍に呈

し、日英修交の使命を終へ、九月二十一日には、アダムスの案内にて、浦賀を視察し、其の地理の平戸に勝れることを看取し、後平戸に英國商館の設けらるゝや、浦賀には其の代理店を置かれたり。其の後幕府の外交方針に變革あり。通商國を和蘭、支那、朝鮮の三ヶ國に限り、貿易地も長崎一港と定められたれば、浦賀に於ける外國貿易は自然廢滅し、東岸洲崎の東林寺と云へる寺院の坂下に、アンジンヤシキと稱する一劃に名殘を留るに過ぎず。貿易地としての運命斯の如かりしも、江戸の發展と國內海運事業の勃興とは、尙此の天然の良港を衰微の影に葬るには至らざりき。浦賀事跡考に言ふ「浦賀は天正文祿の頃より漸く戸口増加し、寛永より元祿の頃までには干鰯問屋、茶問屋、煙草問屋等も既に存したり」と。然して房總より内海に入漁せる網船七八月には網を終りて入港するもの夥しく、東岸洲崎より大ヶ谷に至る海岸に船を繋ぎ、上陸して土産を求むる故、夜初更までは喧噪を極めたりといふ。享保五年十二月に至り幕府は從來伊豆下田に置きし下田奉行を廢し、新に浦賀奉行を置き、翌六年二月一日より廻船の検査を浦賀にて行ふに至り、諸國の廻船は必ず浦賀に寄港したれば、港内は船舶輻輳し、市中には問屋、船宿、商人等瓦屋連比して、頗る繁盛を加へ、般富三都に亞ぐと稱せられき。斯くて徳川幕府の末期に於ては、外國防禦の樞要地點となり、諸外國の通商を求むるもの概ね浦賀港を望みて入港し、外交折衝の地となり、天下の視聽を鎮めしが、維新の後廻船検査廢せられしより、市況稍振はず、後海軍屯營置かれて稍恢復したれども、其の廢せられし後は亦衰へ爾後唯昔日の餘勢を保つに過ぎざりき。明治三十年浦賀船渠株式會社設立せられしより、稍挽回したりしが、

一時同社の經營困難の際に當りて再び衰頹の兆あり、大正三年歐洲大戰勃發以來造船界の大發展に伴ひ、頗る好況を呈し來れり。町役場は荒卷にあり。役場の後山に大衆歸本塚と題せる石碑あり。碑は元治元年の建設にして、浦賀與方中嶋三郎助の文を彫れり。其の文に「此わたりのむかしのさまをおもふに、澤の邊の田どころにして、葦蟹などもすみけむ。からに、かに田としも、呼をめしにやあるらん。ちかくは薪こる老翁、うしをふわらはも、ゆきかふ道の、たよりあしき片山かけの、あら野にしあれば、あしたの露、ゆふへのけふりの、空しき跡を、どふ人ならでは、わけいるべくもあらぬ、草むらになむ有ける。さるを、大御代のさかゆくに隨ひ、湊のにぎはひ、いやまさりつ、野にも山にも家居たちごみ、ゆくも、かへるも、どころせくなれ、ば、かのたちのぼる煙の末の、里中かけてたなびきくるを、人皆いふせく、おもひわひてありしに、このひと浦の事とり給ひし、大久保土佐守忠重朝臣の、えもいひしらぬおほしたちにて、其墓どころをも、はふりの場をも、いと遙かなる山邊に退け、なほ朽のこれる古きからをば、みなひと、ころにつとへ埋みて、大衆歸本の塚とよぶべし、そのしるしをものこすべしと、ことさだめたまひしかば、浦人こぞりて尊みあへる。中にも川嶋平吉といふもの、ことさらに、此おきてをかしこみ、其ゆゑよしを石ふみにゑりすへ、千年の後忘れざらしめ、またそこはくの櫻をうえなへむかし人の魂をも慰めんとなり。云」と言ふ。荒卷は今町役場の他に横須賀區裁判所出張所、警察分署等あり、町政上首區の觀あり、且つ料亭、妓樓も此の一廓に在りて、絃歌日夜に絶えざる地なり。然るに既往六十年に満たざる古は此の碑文に表はれしが如き状態なりき。桑治の變驚かざるを得ず。

小學校、郵便局、海軍部出張所、税關、監視署等あり。所在の名所舊跡亦少からず。

叶神社 當地には叶神社と稱する神社二社あり。一は東岸新井に在り、二は西岸宮下に在り。共に村社にして、應神天皇を祀り、傳へて養和元年僧文覺の勸請とす。記録によれば、叶神社はもと叶明神と稱し、西浦賀に在りて浦賀一村の鎮守なりしが、元祿五年浦賀村分村して、東西の二ヶ村となりしより、東浦賀に叶明神を勸請したりと云ふ。舊幕府時代の地誌は東叶神社を若宮と書せるにても事情察し難からず。西叶神社は歴代の浦賀奉行毎歲春秋二季に幣帛を献するを例とせり。

東福寺 田中に在り、延命山と號し、曹洞宗にて、逗子町海寶院の末寺なり。其の創立は明應九年にして開基は明應と傳ふ。慶長九年四月海寶院三世一機直宗中興せし以來海寶院末寺となれりといふ。舊幕府時代寺領二石を給せられ、東照宮の影像を安置し、浦賀奉行時によりて參拜せり。

浦賀船渠株式會社浦賀工場 港の底部、築地新町、同古町、荒卷、谷戸に亘れる海岸に煉瓦の障壁にて區劃せる工場を本工場とし、港口の西岸川間に在るを分工場とす。創立は明治三十年六月にして、子爵榎本武揚、荒井郁之助、塚原周造等諸氏の發企に係る。大正六年十二月末日の調査によれば、資本金五百萬圓にして、技術員は五十餘名、職工五千六百餘、本工場の面積一萬六千四百四十九坪、分工場の面積二萬二千七百七十六坪あり。船渠は長四萬六千呎のものど四萬三千七百呎のもど二あり。造船臺は一萬噸二臺、四千噸臺一、四千噸臺二、計五臺あり。然して本工場に於ては二萬噸級の船舶を製造するに材料蒐集に一ヶ年、竣工までに半歲を要すといふ。大正六年十一月進水し

たるメカニシアンドゼル號は從來製造したる船舶中最大のものにして、排水量約一萬六千噸といふ。

明治天皇御休憩所跡 宇宮下に在り、尋常高等浦賀小學校假教室の一室にして、現に玉座と標示して、鄭重に保存せり。明治十四年五月十八日 先帝觀音崎砲臺及横須賀造船所に行幸あらせらる。當日午前八時二十分、横濱驛に御着車あらせられ、野村神奈川縣令以下官民の奉迎の間を、御馬車に召され東海鎮守府に入らせ玉ふ。有栖川宮殿下、東伏見宮殿下、北白川宮殿下、岩倉右大臣、山縣、西郷、大隈各參議、川村海軍卿、大山陸軍卿、杉宮内大輔、米田侍從、山口侍從以下諸員扈從す。九時十五分桐號に乗御、沖合にて御召艦迅鯨に移らせ玉ふ。供奉の諸員は軍艦扶桑、金剛の二艦に分乘し、金剛の御先導にて横濱港を發し、零時三十分悉く浦賀に着かせ玉ふ。西岸叶神社前面に新設したる棧橋より御上陸、御乘馬にて西岸學校に入らせ玉ふ。西岸學校は則ち現在假教室の前身なり。御小憩の後再び御馬にて庶民の奉迎を受けさせられつゝ、東海水兵分營を御通過ありて、鴨居村に入らせ玉ひ、同地の素封家高橋勝七郎にて御休憩、更に觀音崎砲臺に臨幸、親しく工事の模様を窺覽あり、午後四時三十分同所御出發、東浦賀より横須賀に向はせられ、同六時湊町なる行在所藤倉五郎兵衛の邸に着かせ玉ふ。町民歡喜し、全戸軒燈を掲げ、國旗を飾りて敬意を表せり。

東海水兵分營跡 船渠會社本工場の敷地中、築地に屬する部分は、維新後久しく海軍屯營を置かれしが、明治二十二年四月廢せられ、其の跡に陸軍要塞砲兵幹部練習所を置かれたり。練習所は後要塞砲兵射擊學校と改め、明治三十年大津に移れり。則ち現在の陸軍重砲兵射擊學校此なり。

浦賀奉行邸址 字川間に在り。里俗御屋敷と稱し、近年まで廢墟となり、廣潤なる原野なりしが、今は私人の所有となり、家屋の建設を見るに至れり。明治初年の調査によれば、東西百五十間、南北百二十間、面積千八百坪あり。周圍に溝渠を繞らし、東北方に正門あり、門址は廢滅に歸したれども、門前の石橋は現存せり。浦賀奉行は江戸に出入する船舶を監視し、奥羽より大坂に回漕する送米及諸荷物を検査し、海上を警戒し、又近邊在町の政治を掌る。享保五年十二月二十一日徳川幕府初めて浦賀奉行一員を置き、下田奉行堀隱岐守和雄を補し、次で同月廿五日下午下田奉行の職を廢す。下田奉行は元和二年五月初めて置かれし職にして伊豆下田の廻船番所に於て、往來の船舶を改檢するを任ぞせり。然れども、下田は港口淺く、風波の際には船舶の出入便ならざるを以て、諸廻船問屋、荷主組合等幕府に訴へて移轉を乞ひしかば、幕府は享保五年四月十九日船手頭向井將監及下田奉行堀隱岐守に命じて、武相の沿岸を視察せしむ。將監は鳳凰丸にて海上を江戸より下田に至り、隱岐守は陸路金澤街道より浦賀三崎を経由して下田に至り、兩者共に浦賀を以て候補地と指定し、五月隱岐守將監共に來浦して、東西兩岸の地を物色して、東岸新井の地を適當と認めしが、干鰯問屋の嘆願によりて此を措き、更に八月勘定方齋藤喜六郎、丹澤久左衛門等出張調査して、川間の地に奉行所を置くことに決定せり。翌六年一月堀隱岐守屬員を從へて來り移り、同二月一日より改船を開始す。

「老中達、浦賀奉行へ」

下田にては來二月朔日より改無之於浦賀二月朔日より有之筈之事

一、船改之儀御法度之趣、無相違様に念入可被申付、尤廻船無滞難儀之品無之様可被計專要之事
一、與力同心并家來之儀不及申地下之者に至迄回船之者共より賄賂を受け依怙ひるき無之様に可
被申遣候事

但し支配所之者御用之外一切人夫遣申問敷候事

一、諸國浦々にて自然諸回船及難儀候事又は非儀之輩於有之は可申出旨兼々船頭問屋共へ可申付
置候

一、往來の諸回船米穀其外油酒鹽薪炭材木之類又は年中上下之船負數之書付并荷物勿捨候船之事
間屋又は船頭より書付取之置年中壹度つゝ可被差出早速其品可被致注進候事

一、自然海上堅め之儀被仰付候節は下田湊相應之場所に候條彼地江引越御番可被相動候、其爲下
田浦方浦賀奉行支配に被仰付候事

但し當分之儀は浦賀表へ追船相廻し御番可被申付候尤奉行江戸在勤におゐては早々御役所
へ可被召越候事

一、浦水主之事、走水、内川新田、鴨居、久比里、久村、佐原、長澤、大津、浦賀、三崎、右十

一(？)ヶ所浦賀御關所自然御用之節相動船役可申付候事

一、略

右被存此旨諸事入念相改且又通船無滞之様可申付候事、仍執達如件

享保六年丑正月三日

和泉寺
山城寺

浦賀奉行

浦賀奉行は老中の支配にて、其格式は初め美容間詰、佐渡奉行の次席にて千石高、役料五百俵なりしが、元文三年三月千石以下の者には向後千石高の足高を給せられ、文政三年十二月役知千石を給し、五千石の預地を賜はる。弘化四年七月二十八日席次を降せて長崎奉行次席諸大夫の場所とし、嘉永六年十一月十四日戸田伊豆守氏榮、井戸石見守弘道在職の時職俸を増して、役高二千石役料千石とす。當時外國船の浦賀に來るもの頻繁にして、浦賀奉行は海岸防禦の任に當り、且つ其の應接に従ふ。故に此の職最も要劇となりたれば、地位を高めて従五位下朝散大夫の格式を與へられ、長崎奉行の上に列するに至りぬ。其の員數初め一人役にして時を以て浦賀及江戸に在りしが、文政二年正月二十五日より二人役となり、浦賀在番一人、江戸在府一人にて毎年三月交代して參府す、天保十三年十二月廿四日下田奉行再興により一員を減せられしが、弘化元年五月廿四日再び二人役となり、明治維新に及び、慶應四年四月十一日奉行土方安房守引退し、佐賀藩主下村三郎左衛門浦賀表御用掛となり、舊來の事務を繼承し、次で神奈川縣浦賀出張所置かれて、其の事務を繼續管理したりしが、明治五年四月一日に至りて廢せり。此れ浦賀奉行の沿革の概要なり。歴代の奉行左の如し。

堀隱岐守利雄

三千五百石

享保五—享保九

妻木平四郎 三千五百石 享保九—享保一八
 一色宮内 三千五百石 享保一八—延享元
 青山齋宮 三千石 延享元—寶曆四
 奥津能登守 二千二百石 寶曆四—寶曆七
 久永修理政温 四千石 寶曆七—明和四
 松平藤十郎定舊 千五百石 明和四—安永三
 久世平九郎 三千石 安永三—安永四
 林藤五郎 三千石 安永四—天明元
 久世斧三郎 五千石 天明元—天明七
 初鹿野傳右衛門 二千二百石 天明七—天明八
 仙石次左衛門政寅 二千七百石 天明八—寛政九
 山本伊豫守 千石 寛政九—寛政一〇
 秋元隼人 四千五百石 寛政一〇—寛政一二
 水野伯耆守 二千五百石 寛政一二—享和三
 仙石彌兵衛久功 四千七百石 享和三—文化二
 酒井近江守 三千石 文化二—文化四

一柳献吉 五千石 文化三—文化四
 岩本石見守 二千石 文化四—文化八
 佐藤美濃守顯信 三千二百石 文化八—文化一〇
 内藤外記正弘 五千七百石 文化一〇—文政五
 此より奉行二人となる
 築紫佐渡守高 三千石 文政二—文政四
 小笠原彈正長保 五千石 文政四—文政八
 内藤十二郎 五千石 文政五—天保二
 勝田帶刀 三千石 文政八—文政一〇
 大久保四郎左衛門 六千石 文政一〇—文政一三
 渡邊甲斐守 三千石 文政一三—天保七
 秋田中務 五千石 天保二—天保八
 大田運八郎 三千石 天保七—天保一〇
 池田將監頼方 三千石 天保八—天保一二
 伊澤美作守政義 三千二百石 天保一〇—天保一三
 坪内左京 五千五百石 天保一二—天保一四

小笠原加賀守	五千石	天保一三—天保一三
遠山安藝守	六千五百石	天保一四—天保一五
田中市郎右衛門	千六百二十石	天保一五—天保一五
大久保因幡守 <small>豊忠</small>	五千石	天保一五—弘化四
土岐丹波守	三千五百石	天保一五—弘化二
一柳一太郎	五千石	弘化二—弘化四
戸田伊豆守 <small>榮氏</small>	五百石	弘化四—嘉永七
淺野中務少輔 <small>祥良</small>	三千五百石	弘化四—嘉永五
水野甲子二郎	四百石	嘉永五—嘉永六
井戸石見守 <small>道弘</small>	五百石	嘉永六—嘉永六
伊澤美作守 <small>政義</small>	三千二百石	嘉永六—嘉永七
松平伊豫守	四千石	嘉永七—安政三
土岐豊前守	七千石	嘉永七—安政四
溝口謙岐守	五千石	安政三—安政六
小笠原長門守	三千石	安政四—安政五
小笠原彌八郎	四千五百石	安政六—萬延元

渡邊肥後守	三千百石	萬延元—文久二
大久保土佐守忠董	三百石	文久二—
坂井右近將監	八百石	安政五—元治二
土方出雲守	千六百二十石	元治二—慶應四

(本表ハ地方所在ノ舊記ニヨリテ誤ナキヲ保シ難シ)

與力同心屋敷 一に御組屋敷と稱し、奉行邸址の前面、字川間及濱町の一街を成す。奉行配下の與力同心は初め與力十騎、同心五十人なりしが、後増員あり、與力十二騎同心五十人柳營與力十六騎同心七十四人武鑑與力二十騎同心七十五人吏錄與力二十騎同心百人武鑑に至る。支配組頭は高百五十俵、役料二百俵、役金百兩、引越料五十兩の俸録にて、焼火問詰の格を有し、與力同心を指揮して奉行を輔佐す、中嶋三郎助、香山榮左衛門は嘉永六年米艦渡來の時應接掛となり、其の名最も著はる。維新の際中嶋三郎助以下一部は函館に赴き五稜廓に據り官軍と戦ひ、他は静岡附近に移住歸農せり。

回船番所址 字蛇島の海岸に在り。今廢墟にして、浦賀船渠會社の用材置場となれり。舊記に依れば、番所は享保五年十二月十日に竣工し、翌六年二月一日より回船の検査を初む。與力二人同心六人晝夜勤番し、回船入港毎に問屋職を指揮して船中の在荷を改め、其の數類を記して手形を交付す。番所の敷地は明治初年の測量によれば東西十九間、南北四十間、面積七百九十九坪あり。構内に回船問屋會所あり。番所の南に船庫、西に倉庫あり。問屋は回船の世話役にて、水夫一人に就き三夕三分

の口錢を徴し所屬の回船の保証をなすを業とせり。三方間屋とも稱し、下田、東、西間屋の別あり。下田間屋は伊豆下田より移れるもの、東間屋は東浦賀に在るもの、西間屋は西浦賀にあるものなり。明神崎砲臺址 東岸新井の突岬に在り。嘉永六年秋徳川幕府の築造に係る。禺干日録に記あり「中嶋三郎助ヲ訪フ。疾ヲ力メテ出テ、見ユ、今夏米艦ニ入リテ上命ヲ傳フルノ事ヲ談ズ。語語着實ニシテ言論ノ間稍氣概ヲ帶ブ。又一束ヲ作リテ神明崎砲臺ヲ見セシム。臺ハ山ヲ背ニシ海ニ面ス。環堰兩層アリ。下層ハ厚板ヲ以テ屋トナシ、土ヲ其上ニ敷キ二門ヲ鑿テ大砲ヲ列ス。上層ハ屋ナク門ナク大砲五樽ヲ設ケ、其側ニ堰ヲ築ク。高七八尺、寶屋アリ、兵士身ヲ匿クス所ナリ。架上大小銃九ヲ閣ク。山背稍築庫ヲ設ク。」

平根山臺場址 平根山は浦賀港の西岩東南方にあり。文化八年會津藩主松平肥後守容樂の建設する所に係り、文政四年浦賀奉行の管轄する所となり、與力二人、同心十人交代して在番す。當時浦賀港口を扼守せる主要の防禦地なりしが、弘化四年に至りて廢せらる。

千代崎

千代崎は平根山に續き浦賀港の南角をなす。弘化四年徳川幕府海岸防禦のため此の臺場の名あれども地理明ならず。此他附近に見魚崎、鶴崎、龜甲河岸等

燈明堂跡

字川間地先に在り。千代崎の突岬にして、俗に燈明堂の鼻と稱せらる。徳川時代浦燈明を置かれし地にて、慶安元年石川六左衛門重勝、能勢小十郎頼隆の築造する所、初め勘定奉行の

所管なりしが、享保六年二月以後浦賀奉行の管轄となり、明治元年四月より神奈川府の管轄となり、同年九月神奈川縣に移り、五年四月船改番所廢止と同時に廢燈す。風土記に燈臺の構造を記して云ふ。「高五尺の石垣を築き、上に樓方六を建て、燈を點して夜中回船の標とす。」

沼田城址

字吉井に在り。内川新田に面せる突岬にして、俗稱城山と云ひ、又臺崎の名あり。源平盛衰記に記せる奴田の城は此なりと傳ふ。西南佐原の城址に對し、衣笠城正面の守備たる位置を占む。

介殼畑

字久比里に在り。久比里坂の南方翠平山の背面に在り。今耕作せられ、地上には現はれざれども地中には牡蠣、蛤等の介殼及土器石器の破片等埋伏せり。帝國大學人類學數室の發表したる江戸坂貝塚は此なり。

浦賀園

浦賀港の西岸中央に在り。山を愛宕山と稱し、櫻花を以て名高し。其の頂を陣屋山と稱し、文祿年間郡奉行長谷川七左衛門長綱の陣屋を置きし所と稱す。

久里濱村

久里濱村は谷川土門寺の別荘として建てられた。村の南に山あり、北に山あり、東に山あり、西に山あり、四面山に囲まれた村である。村の中心には、谷川土門寺の別荘があり、その周囲には、民家や商店が建ち並ぶ。村の南には、山あり、北には山あり、東には山あり、西には山あり、四面山に囲まれた村である。村の中心には、谷川土門寺の別荘があり、その周囲には、民家や商店が建ち並ぶ。

村の南には、山あり、北には山あり、東には山あり、西には山あり、四面山に囲まれた村である。村の中心には、谷川土門寺の別荘があり、その周囲には、民家や商店が建ち並ぶ。

村の中心には、谷川土門寺の別荘があり、その周囲には、民家や商店が建ち並ぶ。

その周囲には、民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

民家や商店が建ち並ぶ。

八里濱村

久里濱村

位置 久里濱村は、浦賀町の南に連り、東は東京灣に臨み、西は衣笠、武山兩村に接し、南は北下浦村に界す。**面積** 〇、四方里。**廣袤** 東西一里二十町、南北二十町あり。**區劃** 全村を五大字に分つ。則ち八幡久里濱、内川新田、久村、岩戸、佐原此なり。**戸口** 大正六年十二月末日現在の戸數六百二十六戸、人口四千一百一十一人 男三〇九六、女一〇一五八あり。**産業** 本村の産業は農業を主とす。職業別戸數によれば、農作業 本業一七四 飼畜其他動物飼養業 本業一〇九 漁業 本業一三三 工業 本業二〇 商業 本業八一 交通業 本業八〇 公務及自由業 本業三三 其他の職業 本業四 にして、生産總額は九萬一千四百九十六圓、内農産物七萬三千七百四十二圓、水産物一萬六千七百五十五圓、畜産物三百十九圓、工産物六百八十圓を計上す。下浦に並びて鱈の豊漁地と稱せらる。特産物として石材土器等あれども、價額甚だ多からず。**地勢** 本村は東西に長く、南北に狭く、北に浦賀町南境の山脈連亘し、西に衣笠村南に北下浦村の山々圍繞し、中央平蕪にして、平作川其の北際を流る。其の流域は則ち内川新田の耕地にて郡内に於て最も廣潤たる水田地をなせり。東面は海岸灣入して久里濱灣をなす。北東浦賀町千代ヶ崎より南東北下浦村千駄崎に及ぶ。砂濱淺海にして、碇泊に便ならず。平作川の吐口に鹹湖あり、里俗入江と稱し、海水流入す。**交通** 三浦縣道は村の東部を通じ、平作川の架橋によりて、浦賀より入り、尻摩坂の險坂を躡えて北下浦村野比に至る。樞要里道は西部に

在り。横須賀市公郷及衣笠村小矢部より、佐原岩戸を経て、北下浦に通ずるもの平作川堤防を通じて横須賀市公郷に至るもの此なり。

六四

内川新田 内川新田は村の北邊に在り、平作川流域の沖積地なり。此地古は入海の段場なりしが、萬治年間砂村新左衛門開發し、萬治三年高三百石の新田を得檢地を受く。初め内川砂村新田と唱へ、延寶の頃より砂村の二字を除く。小名に善六組、與兵衛組あり。蓋し、此地は延寶年間（？）新左衛門の二子新三郎及新四郎の兩人分地支配したりしが、文化年間兩家衰微し、新四郎所有の地は宮井與兵衛買收し、新三郎の家は武州熊谷の人善六入りて再興したれば、此の名を生じたるならん。與兵衛組は一に鱒屋組とも稱し、善六組は又砂村組と云ふ。此に宮井與兵衛と云へるは、浦賀宮與商店の先にて、近世浦賀崎人傳に記せる俳人素柏之なり。其の嗣子四代目與右衛門の女は大磯川崎屋孫右衛門の妻なり。天保七年關東與羽大に饑う。孫右衛門鉅富を擁すれども、在町の罹災民を救濟せず、饑餓の民一夜孫右衛門の家を襲ひて殺財を掠奪し、家屋を破壊す。孫右衛門之を官に訴ふれば、官却りて彼の非道を懲らして獄に下す。病妻此を憂ひて其の壽を早くし、困頓繼起して、家産將に傾かんとす。孫右衛門の妹婿伊勢原の加藤宗兵衛大に之を憂ひ、二宮尊德翁に乞ふて、其の家政整理の法を問ふ、翁乃ち宗兵衛孫右衛門等に報德の道を薦めて、遂に家運を挽回し、其の精神を一變せしめたり。與右衛門は孫右衛門の岳父なり。則ち此の事件に關し、再次二宮翁に親近し、その感化を受けて、一族報德の教を信奉するに至れり。二宮翁と宮井氏との干係此の如し、その管理する新田に報德の精神發現せずして

可ならんや。故に人或は二宮翁宮井氏の請ふにより、新田を踏査し、詳に趣法を定め與へしとの説をなすものあり。本郡初聲村和田長嶋吉兵衛氏の先は宮井氏の伴頭にて久しく新田を管理せり。近年まで其の家に新田仕法帳を傳へしが今亡失せりといふ。今當地正業寺に存する村規定の末文に亦報德教積金の文字あるも新田と報德の關係を語るものにあらざるか。

差上申御請書之事

弘化三年
村規定御請書

定

- 一、御公儀様御法度之儀者不及申上時々御觸之趣堅相守可申候。
- 一、作徳年貢米俵繩精々入念可致吟味候、其内に而猶又相撰上納米拵候事、但從中古御年貢上納分として上波繩共多分爲納候處已來相止候に付納辻急度叮嚀に拵可申候。
- 一、早稻三日 中晚稻三日 前後六日に而致皆納候定、但兩家濟番に爲納相互に手傳ひ米症俵拵共取調斗り立不同無之様致し候事。
- 一、定日者稻取入模様に来る何日より何日迄納候様前以申渡候間、無相違納可申候、但隣村入作之者大勢同時に納候に付諸事がさつ不致穩便平和に取扱口論等無之様一同相慎可申組頭者別而心配致し取締可申事。
- 一、畑方永納並居下年貢者七月朔日より八月晦日を限り急度皆納可致候。

六五

- 一、御用人足並川口普請人足共一人に付白米五合宛相渡候事、但三崎平作横須賀行者一人に付八合宛渡候事。
- 一、飛井名地之者前々勤來候麥打水神宮掃除役相止以來者御用人足川口普請共勤候事、但川口普請之砌石積取藻卷等船手懸り役々一日勤可申事。
- 一、御用人足者勿論川口普請道普請等十五歳已下之子供決而差出申間鋪候事。
- 一、大番帳小番田帳下宿等之役年寄百姓代者除候間御役人様方御通行之砌御出迎御見送村中御案内其外幸領役相勤可申候事。
- 一、小番帳一役勤之定、但未勤之者は幾日幾番帳預置勤候節者出掛に番帳次番江送可申候、番帳參候は、當番之趣早速兩家江届出候事。
- 一、下宿之者有之候は、家順に勤候定、但大勢之節者割合遣候條差圖之通無違背爲致止宿可申候。
- 一、火之番家別勤候事、但年寄百姓代者臨時夜廻役相勤候に付其節者定例火之番相除候事。
- 一、揚田におゐて鰯播鮎漁決而致間鋪候万一漁事致候者は過料錢三貫文取之揚田小作人江つかはし田面修復爲致候事、但稻植付後出水之砌田地におゐて漁事致候者同斷過料錢取之是亦其田小作人江過料錢遣可申事。
- 一、葭刈仕廻候は、透次第兩家宮井砂村立合致見分拾ひ刈申付候、萬一刈方不行届候は、手刈致候上心得方急度相尋可申候、但拾ひ刈不致候前村内に而葭所持候歟又は新葭取扱候者有之候は、急

度取調葭代取立、猶其上葭代之多少に准し過料取之村内臨時入用に爲致候定。

- 一、小作徳米割合相應之金子取之五ヶ年十ヶ年季と取極有合讓田地に倣小作田讓渡候者以之外不礙之至候、己來停止之事、但前々渡置候者は向後農業出精儉約相守金子調次第季限に不拘請戻可申候、此後心得違に而右等之筋致候は、田地取揚候條讓人は永代其田地に離金主者可爲損金事
 - 一、賻突御法度之儀者兼々心得居候義に候得共彌堅相守決而致間鋪候、並喧嘩口論等不致候様銘々相償可申候、但組合兩隣に而俱吟味可致並遊民躰之者或者無宿等一切差置申間鋪候右等の儀より萬々一御公儀沙汰出來候節は諸入用當人初親類組合兩隣にて差出可申定。
 - 一、小前の子孫男女共別家致候者亦は他村より引移當村住居之者元宗門に不拘可爲正業寺旦那事。
 - 一、別紙規定書之通葭代助成金差出並報徳教積金貸付窮民助成村柄取直候廉心配致遣候條諸事清白に仕農業出精者不及申百姓稼筋に無油斷節儉を守、家事取締大切に心得俱吟味致し銘々無難に家名相續致候様一同丹精可致候事。
- 右今般改革條々急度申渡候間一同堅相守可申候

弘化三年丙午正月

砂村新左衛門

内川新田の開發者砂村新左衛門の傳記は詳ならず。新左衛門は攝津大阪上福島の人、壯年諸國を遍歴して土宜産業を視察し、武藏野毛新田を開發し、次で内川新田を墾き、其の成功の後江戸寶六嶋を開發す。寶六嶋は今の東京府下南葛飾郡砂村此なり。其の開發の事績も村内に現

存する砂村新左衛門の遺訓と稱するものに散見するに過ぎず。寛文七年十二月十五日歿す。墓は東京市淺草區新堀端善照寺にあり。其の遺訓と稱するもの、彼の徑歴を傳へて彷彿を得るに庶幾し。則ち

一、京都大阪堺四國西國北國關東八州大方廻り國々所々物每一覽仕候得共宜しき所にて四五町四方屋敷求め候儀難成空しく年月を送る。就夫四五年以前より相州三浦内川入海を新田に取立成就仕候間諸木植置任所可定と存候得共江戸より遠く御座候間不能其儀

一、今度武州江戸に於て寶六嶋海邊新島取立申に付此所幸住所と存じ萬物種を集め草木を植置く、子々孫々の爲諸百姓も是を見及候はゞ數人心をかけ山にも里にも名々持分荒地幾程も可有事に候間草木種を下し植置候に十ヶ年過候はゞ其身の爲宜しかるべき事なり且は世上のくつろぎにも可成事と乍憚如此候。世間の人々は何ぞ思召候哉私は地よりはへ出る物種あらまし心を盡し數年工夫仕り大方五三年に物種共三浦に取集めふせ置候間新田新堤にも植置き五ヶ年過候はゞ森林にも成へし其時は下枝おろし薪にも可成積り又は田島風の風しにも可然事并に年を重ね用木になり其身宜しくなり家も絶申間敷と存如此候

一、老人の繼木種物ふせ候儀不入様に思召事御尤に候併し手かゝみに仕置候へば子孫の爲世上數萬人のくつろぎの爲と存乍憚積置候事

一、古の熊谷とんせいにて名を残し實盛は赤地の錦を着討死して弓箭の家の名を残して末代に至まではまれを取る事武士の本意なり。ケ様に申す私は田夫野人の生れ付にして錦を着する事なら

とんせいの身にもなられずせめて地よりはへ出る物種取集め所々にこゝろにまかせて植え置き候はゞ末代の調法世上のくつろぎになるべき積り又其身子孫も宜しかるべし。地頭代官の未進も皆濟仕候は菩提の爲にも惡敷は有間敷と存如斯候。

一、いにしへ熊谷通世におもむき成佛す砂村成佛は草木を植置き世間をうるほかし宜き心入れにして慈悲を立候はゞ兩様成佛替儀有間敷と被存候。

一、古歌人達并長者所々に數萬人の古跡雖有之其名を石にほり付或は其屋敷雖有之草ぼう／＼として其の印斗なり。然らば何のせんもなく三拾年五拾年八拾年経ても露の間ならでは無之無常の風さそひ安樂淨土に行くも有へし又は心立惡敷候はゞ惡敷所へ行もあるべし有無の二つの極無之うつらうつらと暮し候事勿躰なき次第也。たゞ佛鉢の形に生を受け年月を送り惡道に落ん事は其心身立故也。然は善智識の教を請け佛道に入り安樂淨土にうたかひなく成佛すへし。

一、夫れ人間に上中下三段あり上の仕合よき富貴の人は遊山奢りに浮かされ佛道に入り難し下の人は朝夕の煙をたてかね世間に隙なき故に是又佛道に入り難し中分の人は慾に耽らず貧にせめられず心正しき故に佛道を願ふに宜し。夫に就き佛神の御心に叶ふ事我心より起るなり先づ今生に於て仁義五常を守り未來たのしみの後生に赴く事第一也宜きもの俄に無仕合になり六ヶ敷事出来候得ば神々に祈誓を懸候事誰人も有之は常々無覺悟なる事也不肖願の事眞の道也今度寶六嶋出入に付御公儀様より直々に被仰付事日月の御あわれ身と思ひ冥加に叶ひ難有奉存候儀末代

迄名を残す事正直は一旦の依怙にあらずといへ共終には日月のあはれみを蒙ると御託宜に相叶と奉存又御詠歌に「心たに誠の面に叶ひなば祈らすとも神や護らん」とあり此心を以て心にて心を試し今生のはまれ未來佛道に入る事肝要に奉存候「わけ登る麓の道は多けれど同したかねの月をこそ見れ」

一、悪しき心、慢氣、分別立、いたりかは、短氣、一徹なるものには異見も申さぬ者也。

一、善き心、人に愛敬ある様にしてよし。

一、春夏秋冬の四季を勘え心持萬に入る々事。

一、天下の御法度を守り御綱毎に怠らす書留置き是を人靜りて拜見尤に候。御公儀様より被仰出儀略疎に不可存釋迦如來の御掟を以て和らげさせられ國土不便の爲に被仰付候儀難有可奉存候。

御公儀の御慈悲は親か子をいたはるより猶深し萬事惡を作らす人間の作法のやうにどの御事に候まことの道とは此義なり是を能く行ふ人は惡心なし惡心あらされは罪科あたふべき佛神もなし長久ゆたかに世をわたるべき事なり。

一、仁儀禮智信に背かす子は親に孝をし弟は兄に隨ひ兄は弟をれんみんすへし。

一、末々子孫兄弟一門不和にしては其家調かたきもといなり。爰に譬あり唐にめいゝ鳥と言ふ鳥あり胴一鉢口二ツあり二ツのはしに毒を興へんとする此理を能聞入るへし申は疎なり夫は鳥類人間も其心立にてはめいゝ鳥に似たると我が心の程をよく考へ候事肝要なり佛に被成候祖父

親迄に傷をつくる事勿躰無と我が心に信を取り存し含み我と心を取直し一門眷屬大切に仕其内身躰(資産)薄きものには愈々はごくみ申事肝要也然る上は他所他人より其家を深く見申しあなどり不申者也末々は能事多し例へば繼子繼母の中他國の兄弟にても兄と言ふ文字ならば同事に敬ふへし其上父相果候以後惣領ならては其身又は家來はごくみ申上は親同事也夫に就き世間に兄は親では無きかと申傳候申は愚なり父母に何を進せずとも眞の道を心掛申事親孝行の印也并知音知付へも不背折々見舞音信候得は末々子孫迄親むものなり。

一、寺門跡へ御ぶく米永代書印置候間不可有相違候并諸神諸佛おろそかにすべからず候。

一、一門眷屬永代讓田地少宛別紙に書印置候事右之趣は三浦新田の内にて御ぶく田と名付田地除け置き則ち手作に仕り其田地の物成を以て右の件の方へ永代書付置候趣無相違毎年可相渡者也若少にても疎略に於ては仁義禮智信に違ひ候は天道に相背により其身煩ふか又は其家破滅の末に成者也然上は書置候趣難有と相心得可相勤者也末々佛前に何を飾り千部萬部の供養よりは右の件たかへす候はば末代に至迄名字名乗末々迄可爲繁昌と存含如斯書印置候事

一、惣して人間は慾にきりなしと雖身躰(資産)七分目身躰上と可相心得者也九分十分成候へは必こほれ申候唐の十分盃見申に如斯に候。

一、惣して物事考へ朝暮徒に年月を送り親の譲りたる田畠敷諸道具徒にならざる様に驕心なき事肝要なり。

- 一、家來の者主人奉公人の次第の事かけひなたなくかけの奉公第一也。主の爲ならは明日の事は前日より工夫して夜前より下々に可申付儀然事に候得共世間の奉公人のならいよく帳面勘定さへ合候得は無別儀と斗心得さのみ爲にもかまはざる奉公人多し是は大に誤也物毎せん氣もなく候へは主の物盗み取候同然なり。
 - 一、惣して人間身持の次第は第一未明より起きて下々へ申付例へは十八百人召仕候ても其日の費なく其身は無病になりかれこれよき事多し又其家主朝寢を好めば下々迄その真似をし物事の用を欠く一年は三百六十日大分の費損たち候事朝寢積りて身躰(資産)うすくなる故に悪心出來深く成候是故朝寢も天道に背く故なりと心得朝起仕り下々へ諸事可申付候事。
 - 一、内の者左様に朝起難成よしにて其家に居かね候間月に一日宛やすみ日を定めあやつりにても見物に錢をもらせ遊山一日させ残り廿九日はせめつかひに使ひ候てもさのみ腹立不申候事百姓士民は如此心得を以て不ばかり候事肝要なり。
 - 一、諸木彼是植置候事心永く物種おろし年々次第に植置候段書物五札に書記置候事は今生の身持能候得は慈悲心も有之故來世は安樂世界へ可參事疑なし此趣仁義禮智信を不背信心を得て朝夕怠らず念佛可申候此心にては安樂淨土成佛疑なし。
- 如斯末々子孫のために書置候間命日には取出し令被見に於ては親孝行の爲佛前に何を供へたるよりは供養たるへし南無阿彌陀佛と唱ふへき也。

右二十一ヶ條の趣如此の末々の爲に書付置候間親の名號と相心得可令拜見者也。

寛文五年己十一月十五日

砂村新左衛門入道眞悦花押

外に親の教訓被申候を書付候

- 一、御法を不可背候法を背候ものは不及理非之沙汰悪心也主親おやかたへ弓矢を引くか如し天道にもつくる者也就夫理を狂くる法はあれ共法をまくる理不可有と申事あり三十三ヶ條の御法の卷にも有之事。
- 一、苦勞するは年寄て樂の種と思へ。
- 一、田畠無之ては何事も不成候間田畠求めて是をゆづれ金錢はうせ物よ。
- 一、諸木物種ふせ植置候も年寄て樂のもとて并子孫へ木敷をゆづれ。
- 一、家來に慈悲をせよ。
- 一、少の事に人と言分して公事をするな并筋もなき事に慾を去りてよし。
- 一、筋もなき事には眼前利を得るといへ共神明の罰を蒙る。
- 一、物事我か利と斗り心得ちやうしきするな人の異見にもつきてよし。
- 一、知音してよきは出家醫者智者福人并分別有之人と親みてよし然上は智慧をかりてよし佛道に入てよし彼是よき事多し。
- 一、むさとしたる者に親むな。數年心を見つくし其上はねんころしてよし。

一、我等子孫の者共たどへ分別なく歌學の道も知すとも手前に有之田島を家職と心得朝暮諸木植置
是を守り候は、末々宜くなりて花も實もある人には劣るへからす。然上は慈悲を專にすへし罪
咎あらされは佛道に入なり。

都合三十三ヶ條の趣雨中に取出し繰返し、於令拜見は佛前に何を飾り千部萬部供養よりは
可爲親孝行印也。

右之趣常々親の教訓被申候を書付又子孫へ申傳候也。

覺

- 一、松三萬本は三浦新田新堤の足に植置候
- 一、同六千本は野毛新田新堤の足に植置候
- 一、同三萬本は竇六嶋新島新堤の足に植置候
- 三ヶ所都合六萬六千本也

右の松植立置候間爲冥加之御公儀へ差上申松也御代官様へ預り手形差上置候則御代官様よりも
御手形請取置有此候間おろそかに不可仕候何時も御用木の時差上御勘定可仕者也

寛文六年午三月吉日

砂村新左衛門入道眞悅花押

而して新左衛門の事績を語るもの其の最も大なるものは、新田の耕地自身なるは勿論なれども、其他

に八幡橋及堤上碑あり。

八幡橋 平作川に架す、橋北は浦賀町久比里にして橋下に二個の水門を設けて水流の調節を計る
風土記に言ふ。潮除堤、海岸ニアリ、開發ノ時始メテ築ケリ、長七十間餘、高六尺、堤上ニ碑アリ、
寛文五年建ツ、潮除樋二、佐原川、大川、吉井川三流ノ落口堤ノ間ニ設ク、樋上ニ板橋架セリ、長各
六間、水門ニ掛戸ヲ作リテ潮ノ盈縮ニヨリ自然ニ開閉收排ヲナセリ、各長七尺、幅五尺餘」と。板橋
は則ち八幡橋なり。寛文五年の堤上碑の文字左の如し。

靈巖寺 南無阿彌陀佛

大譽判

相州三浦内川入海新田并八幡原新畑見立此門種成就處○舟○及破損八ヶ年間
致苦勞盡工夫時依蒙佛神夢想而今此以石柱成就畢水神德誠爲子孫諸人現當二
世安樂也。

寛文五年三月吉日砂村新左衛門尉 白

八幡久里濱

村の東南部を占む。部落東西に分れ、東を久里濱と稱し、漁業を主とし、西を八幡と
稱し、農業を主とす。古く東鑑に栗濱として著はれし地にして、治承四年八月三浦義澄以下三浦黨の
諸士、衣笠城を脱れて安房に渡航せるは此の海岸なり。事は平家物語に見ゆ。嘉永六年六月九日北米
合衆國使節コモドル、マッシュュー、シー、ペリーの此の地に上陸して徳川幕府の應接使との間に國書
の授受を了したるは實に近世の事に屬して、世人の善く知る所なり。

伯理上陸紀念碑 久里濱の海岸字大濱に在り。碑の高さ基石より三丈二尺五寸、表記して北米

合衆國水師提督伯理上陸紀念碑と書す。筆蹟雄渾雲烟飛動する概あり、實に侯爵伊藤博文の揮毫に係る。明治三十四年七月十四日米友協會の建つる所、碑の周圍約六百坪の地を限り、木石を布置し、茶亭を設け、清洒たる遊園地とす、園の前面は白砂清く、碧波遙かに安房に續き、孕風の帆船白鷗の如く漁船の波間に隠見する様甚だ興あり。後面は八幡内川の壠圃遠く連り、眺望空濶たり。近時久里濱青年會員縣道より碑に至る道路を改修し、路傍に櫻樹を併植して、風致を添へたり。ペリーは、米國に於て蒸汽海軍の父と呼ばれ、十三歳初めて海軍少尉候補生となりしより、籍を海軍に置き頗る令名あり。夙に東洋の事情を研究し、我國と通商するの必要を力説し、自ら大統領ミラード、フイルモアに建議せり。當時米國は米墨戰爭の結果カルフォルニア州を得たれば、從來大西洋岸よりせし東洋交通を太平洋岸よりするを得るに至りし故、途中我國に貯炭所を設け、且つ我國より薪水糧食の供給を得るは、米國の最も熱望する所にして、我國と交際を開くは米國一般の輿論なりしが、此より前天保八年六月澳門在留の米國人等我漂流民の送還を機とし、我國と貿易せんことを計畫し、商船モリソン號に乗じて浦賀に來りしも果さず、弘化三年五月米國使節ピットル、軍艦コロンバス、バズインセンの二隻を率ゐて浦賀に來り奉行大久保因幡守忠愷を介して、修交を求めしに復た果さず。此前後、英佛諸國競爭して我國と通商を望み、其の船舶の江戸近海に出没するもの頻至したりしが、偶々南歐に露土戰爭起り、英佛露の三國戰亂の裡に在り、暫く東洋方面の問題を放擲したりしに乘じ、米國此が先鞭を看けんとして、此にペリーの派遣を見るに至れり。ペリーの乗艦ミンシッピーがノルフォーク港に告別せ

しは嘉永五年十月十三日即ち西曆千八百五十二年十一月二十四日にして、アフリカの南端喜望峰を廻り、香港、上海を経由し、僚艦サスケハンナ、サラトガ、ブリマウスと共に城ヶ嶋沖に現はれしは、翌嘉永六年六月三日にして、その故國を發したる以來二百六十日餘なり。初めペリーの我國に派遣せらるゝの議決するや、大統領フイルモアは、ペリーに任ずるに印度、支那及日本海上に於ける米國艦隊司令長官兼特派全權大使の職を以てし、軍事及外交に關する全權を委任せり。ペリーは此の行の目的を貫徹するに、平和の裡に解決すること能はざれば、砲火の間に決せんとする意志を有したれば、城ヶ嶋沖に至るや、豫め灣口の砲臺よりの攻撃を覺悟し、各艦に號令して戰鬪準備を整へ、堂々として灣内に進入せり。此日浦賀奉行配下の輿方同心の大砲演習あり、在番の奉行戸田伊豆守氏榮、支配組頭辻茂右衛門守靜、師範役下曾根金三郎檢閲の爲め、久里濱村海岸大濱に出張中なりしが、午後四時頃漁夫二人急走して來り、異船渡來を報す。蓋し當時は郡内一般に布令して異船見掛次第注進するの定ありしが故なり。仍りて奉行は直に令して演習を中止し、還りて浦賀の關門を守り、直に飛脚を派して江戸に急報し、同時に相房警衛の四家にも急報す。當時相模警衛は松平大和守典則郡内大津陣屋にあり、井伊掃部頭直弼郡内上宮田陣屋に在り、上總の警衛は松平肥後守容保富津陣屋に在り、安房警衛は松平下總守忠國北條陣屋に在り。所在に臺場を設けて江戸灣を成れり。やがて、午後五時頃四隻は浦賀港口に近き、南千代崎より北鳥ヶ崎に至る一線上に横列に投錨す。輿力中嶋三郎助和蘭通詞堀達之助等小舟に乘じ旗艦サスケハンナに至り、副官コンナー大尉と會見し、來港の目的を尋問し、入

港拒絶書を示して、外交は一切長崎奉行の管掌する所なれば、同地に回航すべき由を告ぐ。ペリーはコンテに命じて、斷じて浦賀を去らざる由を回答せしめ、態度強硬なり。四日早曉急使江戸に着す。老中阿部伊勢守正弘は直に家臣石川和介を浦賀に急行せしめて形勢を視察せしめ、即刻登城して、御用部屋に入り、牧野備前守忠雅、松平和泉守乘全、松平伊賀守忠固、内藤紀伊守信親、久世大和守廣周等と共に鳩首議を凝らす。時に將軍家慶大患なり。閣老等の恐慌甚し。此日與方香山榮左衛門交渉の任に當り、旗艦に赴き艦長ブツカナン少佐等に會見し、國法により國書は浦賀に於て受領することを得ず、假令受領することも回答は必ず長崎に於てすべき故、同地に回航するを便宜とする由を傳ふ。ブツカナンはペリーの意を受けて、もし強て拒絶せば直に兵力を以て上陸すべしと威嚇す。榮左衛門辭去し直に奉行戸田伊豆守の書狀を携へて出府し、在府の奉行井戸鐵太郎により、今朝談判の経過を上申す。諸家よりの急使櫛の齒を引く如く、汗馬江戸に飛ぶこと頻なり。五日幕府は諸侯に令して、内海警衛の部署を定め、浦賀奉行に應接委員の權限を委任し、井戸鐵太郎を石見守に任じ浦賀詰を命じ、九日久里濱海岸に於て國書受領の事に決す。應接所は柿書與行十五間、間口五間の假館を急造し、周圍に板圍を設けたり。斯くて九日則ち西曆千八百五十三年七月十四日の朝、曉霧散じて朝暾干々として昇れば、浦賀の海岸は一夜の間に變じ、葵の紋をつけし幔幕は一帶に張られ、幕の上には諸家の紋あらはせし旗差物の類時ならぬ花に空を飾れり。幕の背後には警衛の武士充滿す。午前八時サスケハンナ及ミシシッピーの二艦は錨を抜きて久里濱沖に至りて止る。蓋し此の日風なきため帆船の二隻

ブリマウス、サラトガは此に加はるを得ざりしなり。此日久里濱海岸は壹根藩千二百人、川越藩七百人の勢を以て陸上を警衛し、會津藩船百三十五艘、忍藩七十二艘を以て海上を守備し、別に大垣藩浦賀奉行の助勢として陸上を警戒す。旗旒天に飄り、景情凄慘の氣滿てり。艦隊久里濱沖に止るや中嶋三郎助、香山榮左衛門等小舟に乘じて一行を迎ふ。ペリー以下三百餘人の將校兵士各々正裝して威儀を整へ、十三艘の端舟に分乘して久里濱に上陸す。彼我使節の會見は約一時間、一堂關として聲なく唯簡單なる要言のみ、通詞堀達之助とポートマンとの間に交換せられしに過ぎず。黙々として提出せられし國書は、黙々として受領せられ、奉行は將軍の諭書を交付して式を終る。ペリーは歸艦の後、直に江戸内海に向ひ出帆し、小柴浦に碇泊し、十日旗艦をミシシッピーに移し、進みて大森海岸に到り、十一日還りて横須賀灣附近に碇泊し、十二日江戸灣を去りて琉球に向ふ。人心恟沸して天下騒然たり。徳川幕府瓦解の一因は實に茲に胚胎せり。

住吉社

紀念碑の南東方に突出したる岬上に在り。東鑑に栗濱明神と稱するは此なりと傳ふ。栗濱明神は源頼朝の崇敬厚かりし神社にして、壽永元年八月十三日源頼家誕生の時神馬を奉納し、文治元年正月二十一日源頼朝夫人政子同伴にて參詣し、建久六年源頼家參詣のこと同書に記せり。後世朽頼甚しかりしが、正保二年六月二十八日寺澤志摩守廣高社殿を造營し、寶曆九年六月二十七日村民協力して社殿を新營す。明治六年六月村社に列せられ、四十二年十月神饌幣帛料供進神社に指定せらる。祭神中筒男命、表筒男命、天照太神、金山彦命、素戔鳴命なり。

久村、佐原、岩戸 久村は八幡久里濱の西にあり。岩戸は久村の西に續ける山間の小部落、佐原は岩戸の北方にあり。三浦義明の末子十郎義連佐原に居り、佐原十郎と稱す。戰國時代三浦道守北條早雲と戰ふ。北條軍新井に侵入するの途佐原の險要を破るとあるは此地を言ふなり。

佐原氏館址 佐原字臺畑に在り、廣三反許り、今畑となれり。傳へ云ふ。佐原十郎義連の館址なりと。

満願寺 岩戸字宮の下に在り。岩戸山と號す、臨濟宗、衣笠村満昌寺の末寺なり、佐原十郎義連の開基にして、開山を大達明岩正因禪師と稱す。今甚しく荒廢せり。

佐原義連墓 満願寺の後丘上に在り。塋域は瓦牆を繞らして一廓を限る。中央に高五尺の五輪塔あり。其の左右に稍小なるもの二基、尙小なるもの七基あり。

佐原義連は三浦義明の季子、或は七男と云ひ、或は十男といひ、系圖により異同あり。壽永三年二月源義經に従ひ、颯越の先驅をなせしは世の普く知る所なり。文治五年頼朝に従ひ、藤原泰衡を陸奥に討つ、後功を賞せられて會津四郡の地を給せらる。四郡の地は則ち北會津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡此なり。建久元年十二月左衛門尉に任ず。其子孫會津地方に繁衍し、孫光盛は黒川に居り、其の裔は會津蘆名氏と稱し、近世奥羽の盛族たり。義連の卒年は詳ならず、葦名系圖大日本史に建仁三年五月十七日とせり。

衣笠村

衣笠村

衣笠村

位置 衣笠村は久里濱村の西南に連り、三浦半島のほぼ中央に位す。北は横須賀市に接し、西は葉山村に隣り、西南は武山村及西浦村に接す。**面積** 一、六三万平方尺。**廣袤** 東西一里二一町、南北一里。**戸口** 大正六年十二月末日現在の戸数は、七百六十三戸、人口は三千九百六十九人、男二〇七四人、女二八九五五人あり。**區劃** 全村を衣笠、大矢部、小矢部、森崎、金谷、平作の六大字に分つ。**産業** 本村は農業を主とす。今職業別に戸数を見るに、農作業 本業三四五 副業一四五 飼畜其他動物飼養 本業二八 副業一〇 其他の職業 本業八二 副業〇 にして、生業 本業一八四 副業一八〇 工業 本業二一〇 副業四五 商業 本業九〇 副業三五 公務及自由業 本業二八 副業〇 其他の職業 本業三四五 副業一四五 飼畜其他動物飼養 本業二八 副業一〇 にして、生産總額八萬四千參拾四圓、内農産物七萬四千九百八拾貳圓、林産物壹千八百五拾圓、畜産物貳千五百圓、工業物八萬四千百參拾四圓あり。青年の多くは海軍工廠へ通勤す。**地勢** 四圍山を繞らし、丘陵起伏して高低一ならず、大楠山西北界に聳え、平作川東南に流る。東方久里濱村に接する所、僅かに開け、内川新田に續く。郡内の町村中海に臨まざるもの唯此の一ヶ村あるのみ。**交通** 豊嶋武山縣道は横須賀市深田に起り、西方へ向ひ、本村小矢部に入り、大矢部、衣笠を通じて武山村に入る。途に隧道二個あり。本郡の東西兩岸を連絡する要路なり。又葉山村木古庭より本村平作に出で、小矢部を通じて浦賀町大津に至る線路は、里俗中通りと稱し、古來鎌倉と浦賀とを連絡せる樞要なる里道たり。

衣笠 村の西部を占む。此地は三浦氏累代の城地にして、衣笠城址あり。

衣笠城址 部落の西北部に衣笠山と呼ぶ小丘あり。其の頂字深山と云へるは實に衣笠城址とす。横須賀市佐野より縣道を西南に進むこと十數町、隱道を過ぎて少時、前不動より右側の谷合に入り、山涯に沿ひて田徑を渡れば、一丘突乎として特立するもの此なり。田盡きて丘麓に小溪あり。涓涓淙々として西へ大矢部に入る。山の登口を大手口とす。盛衰記に言へる東の木戸口此なり。山勢三方より迫りて自ら深壑を爲す。一小橋を渡りて、正面に一堆の岡あり。源氏屋敷と稱し、村の共有墓地なり。古は源氏墓と稱する墳墓ありしと傳ふ。其の左方深淵を隔て、陸田あり。平家屋敷と稱し、衣笠合戦の際、寄手の迫りし所と傳ふ。源氏屋敷の麓を廻りて尙登ること三町、瀧不動に達す。小池あり清水を湛え、千年の老樹此を掩ふ。此の附近民家八九散在せり。其の右に石段あり。登り盡せば一堂あり。大善寺と云ふ。寺は金峰山不動院と號し、箭執不動の名高し。寺内は衣笠城の二の丸蹟といふ。後山平坦の地に椎の老木蔚蒼たり。此を本丸の蹟とす。近年まで殿王權現の祠ありしが、今廢して其の跡蔓草滋繁し、寒烟轉た蕭條たり。此城よ、此れ鎌倉武士の典型と謳はれ、士尙の流風今に衰へざる三浦大介が、頽齡を顧みずして主君の爲め命を殞せし處、源氏復興の歴史を飾る古戰場たり。傳へ言ふ、後冷泉天皇の康平六年平太夫爲通、功により三浦を領し、初めて此地に築城し三浦氏を稱す。其子爲繼、孫義繼共に源頼義、義家に隸屬して驍勇の名あり。義明は義繼の子なり。天治以來國務に參與し、相模介に任せらる。義明七子あり。長は義宗、杉本氏を稱して鎌倉に居り、長寛二年長狹城

安房を攻めて此に死す。義宗の子義盛和田初聲村に居りて和田氏を稱す。次は義澄本村大矢部に居りて矢部別當と稱す。義澄の二男有綱は山口二郎と稱し、葉山村山口郷に居り、季友澄は初聲村三戸に居り三戸十郎と稱す。次は義久大多和氏を稱して武山村大多和に居る。次は義春多々良氏と稱し、次は義季長井氏を稱し、長井に居る。次は重行、杜戸氏を稱し、葉山村杜戸に居り、次は義連、佐原氏を稱して久里濱村佐原に居る。各精悍武勇の名あり。義明又た三弟あり。長弟は義行、北下浦村津久井に居り津久井氏を稱し、其の嫡男爲行は津久井郡根小屋村に移り、寶峰に築く。次弟は爲清、西浦村蘆名に居り蘆名氏を稱し、其の三男爲景は中郡石田郷成瀬に移り、石田氏を稱す。季弟は義實、中郡岡崎郷に居り岡崎氏を稱し、其の嫡子義忠は同郡真田大根に居り、真田氏を稱す。皆驍武の名あり。而して、義明の生母は西相模の雄中村莊司宗平の女にして、夫人は武藏の豪族秩父庄司重綱の女なり。重綱の曾孫重能は義明の女の生む所にして、義明の子義澄の夫人は伊豆の雄傑伊東祐親の女なり。姻戚の縁故あるもの悉く坂東の豪雄なり。治承四年八月源頼朝伊豆に兵を擧ぐるや、深く三浦氏の武力に頼む所あり。安達盛長敬を傳へて義明の館に至りしに、義明大に感奮し、兒孫を戒めて、身を以て忠勤を勵ましむ。八月十七日夜、北條時政以下八十餘騎伊豆の山木を襲ひて目代平兼隆を屠り、以て源家復興の烽火を上げぬ。遠近風望して、争ひて麾下に加はる。頼朝兵を率ゐて相模の土肥に出で、廿二日進みて早川尻足柄下郡に至りしが、地の利便ならざれば、退きて石橋山に陣し、私に三浦黨の參加を待つ。見兵僅かに三百騎、大庭三郎景親武相の兵三千騎を率ゐて石橋山を圍み、伊東祐親また伊豆

の兵三百騎を發して背部より追る。此日三浦義澄、佐原義連、大多和義久、同義成、多々良重春、同明宗、和田義盛、同義茂、津久井義行以下三百騎の精兵を率ゐ、海路小田原に至らんとし、風浪に遮られて待す、廿三四の曉、陸路九子川今の酒に至る。時に河水暴溢して渉ることを得ず。乃ち兵を派して、景親の黨類の在所に放火せしむ。煙焰天に冲す。景親等遙かに此を望みて三浦黨の到れるを知り、相議して曰く「明日を待たば、三浦の勢加はり喪敗せしむるに難からん、今日既に黄昏に臨みたれども、直に敵陣を衝かん」と。雨を冒して頼朝の陣を襲ふ。源氏の軍利あらずして、頼朝僅かに身を以て脱れ、海を越えて安房に至る。翌朝敗報三浦の軍に達す。三浦勢は夜を徹して九子川畔に在り、曉を待ち渡して小田原に至らんとするなり。敗報に接して士氣稍沮喪す。義澄激勵して軍を還し、途に畠山重忠と由比、小坪に戦ひて此を退け、衣笠城に入り、狀を義明に告ぐ。多々良重春、石井五郎、同次郎等由比濱に討死す。二十六日畠山重忠、河越重頼等來りて城を圍む。此より前義明敵軍の來襲を察知し、一門四百餘騎衣笠城に籠る。金田小大夫頼次は上總介廣常の弟にして、義澄の女婿なり。手勢七十騎を率ゐて應援す。東木戸口(大手)は義澄、義連、西木戸口(搦手)は義盛、頼次、中陣は長江義景大多和義久等守る。濠を堀り、逆茂木を立て、防備甚だ嚴なり。敵軍追手口に迫るものは、河越太郎重頼、中山次郎重實、江戸太郎重長、金子十郎家忠以下村山、綴、丹の諸黨武山方面より進み、搦手口に向へるものは畠山次郎重忠、山口、横山、忍、兒玉の諸黨を率ゐて平作方面より迫る。其の數六千騎、旌旗天を掩ふ。攻守一日、三浦の勢防戦に努めたりと雖、昨今の奔走に人馬

疲れ、矢亦盡く。三更暗に乗じて城を脱せんと圖る。義明此と共にするを肯んせず。義澄以下の兒孫を諭して言ふ。「吾は源氏累代の家人なり。今主家再興の時に會せり。喜悅何ものか此に加へん。老來既に八旬の餘を保ち、餘算幾くもなし、今老命を主家に捧げて子孫の勳功を慕るべし。汝等急ぎ城を去り、主家の存亡を尋ねて、援け申すべし。吾は獨り此城に留りて敵の進撃を阻まん」と。義澄等涙を揮ふて、強ひて伴はんとすれば「吾れ毫蓋にして、行步困難なり。敵に逐はれ、路傍に遺棄せらるれば死に勝る恥辱なり。士は其の死所を擇ぶ。祖先傳來の名城に命を殞てんこと本望なれ、唯だ主家再興を見る能はざるが憾なり」とて肯かず。義澄等止を得ずして去り、久里濱に至り船に乗じて安房に逃る。何等の悲壯ぞ。今夕の生別は死別を兼ね。一片の忠魂、死を以て其の主に酬むんとす。豈能く節義の大小を品臨するを得べけんや。明くれば六月二十七日敵追り、義明遂に河越重頼、江戸重長等に首を授く。行年八十九。意氣風爽、後世の懦夫また慨然として奮起せざるを得ず。義和元年六月十九日頼朝此の城を吊して、義明の死を憐みしと云ふ。

大矢部 衣笠の東に在り。古矢部郷あり、北條泰時の室、矢部禪尼の別荘三浦矢部にありしこと東鑑に載せたり。今其の蹟を傳へず、新編相模風土記に大谷戸川に架せる小橋に下馬橋、下乗橋の名見え、何れも衣笠城の遺名なりと云ふと記したれども、今その名を傳へず。今ゲイダウ橋といへるは或は下乗橋に當るか、此地三浦氏に關する遺跡に當む。

満昌寺

宇池田、大谷戸川の北畔に在り。義明山と號し、臨濟宗にて鎌倉建長寺の末寺なり。當

寺は建久五年九月二十九日源頼朝三浦義明の忠死を吊ひ、其の冥福を祈らんが爲め、右京進中原仲業をして、工事を督せしめて、創建せし所、東鑑に其の記事を載せたり。中古慧廣中興して臨濟宗に改め、建長寺の末寺に列る。寶永二年火を失し、堂宇悉皆烏有に歸したるを、寛延二年佛心禪師再建し舊山號雲龍山を改め義明山と呼べり。境内に杜鵑花叢あり。頼朝手向の杜鵑花なりと傳ふ。寺に三聖人像、達磨像、辨財天女像、木刀を藏す。何れも義明の遺物と稱す。又三浦家系譜二卷、衣笠城古圖三浦義明の碑文(岡永松陽撰)三浦城墟歴訪記(三嶋中洲撰)三浦義明の像を置く。

御靈神社 寺の背後丘上に在り。建曆二年和田左衛門尉義盛の建立なりと傳ふ。義明の像を置く。木像にして高二尺八寸衣冠束帶の座像なり、運慶の作と傳ふ。寛延二年十月三浦志摩守義理社殿を修補す。

三浦義明墓 御靈神社の背後また一丘をなし、此に瓦塼を繞らして義明の墓を置く、俗に大介の首塚と稱す。義明の事績は世人の普く稱揚する所なれど、尙三浦昌寺に存する義明碑文を寫さんに。三浦昌寺建久中鎌倉將軍頼朝公、追念三浦義明有大勳勞於天下、乃命右京亮仲業勅立伽藍所以報其德也。三浦昌寺即義明之諡號也。自爾以來廟食至今六百有餘年、龍蛇之所窟宅風雲時起、威靈儼然人々誰不景仰、美作勝山侯現于勝山 浦基次家紀伊世家三浦君現男爵三浦 英太郎家以其苗裔、時繕修堂宇、以寓追遠之意云。浦賀騎隊中嶋永胤助 三郎有感于義明之忠烈、將建碑而輝映後世、命余撰文、謹按、義明、姓平氏、小字綠丸、稱大介、爲人驍勇有智略、明斷如神、鎌倉之霸業、實爲之基矣、初頼朝起兵招

諸將、義明力病讀檄、義氣勃々、謂子孫曰、我老且病、朝不慮夕、今辱受命、一門之榮也、輒應之、石橋山之役、我軍不利、帛蓋笠之壘、其危如累卵、而賊心石腸毫無避敵之心、嬰城孤守、自分一死、激勵士卒、出城而戰、城兵猶豫、義明毅然、勵聲曰吾結髮以來、數躍馬越戰、衝堅挫銳、今吾老耄雖罷鷺、豈忘馳突乎、汝等視吾戰死、乃被甲上馬將出、蒼顏雪眉、烏帽白馬、義澄扣馬止之、義明不可、叱而揚鞭擊之、義澄爭而不撓、遂執轡擁而入城、其夜義明遣兒孫乘夜出城、且諭之曰我公勇略堅忍、必走安房以圖再舉矣。汝等宜攀龍附鳳、竭力以事之、八州之士誰敢望風而靡、吾已頽齡且病體、假令幸而遁出、恐爲敵所逼、不如守死、吾死固不足惜、獨憾不及見我公成霸業耳。淚下數行、宗族感激不忍別去、躊躇久之、遂流涕而去、明日城陷、義明死之、年八十九歲、時治承四年八月二十七日也。

嗚呼、義明之忠烈貫日月、比之唐顏真卿而不耻者歟、千載骨朽而神德不斂、鎌倉將軍報其德於後自今以往、幾千百年、山門愈古、而神德愈尚、廟祀益恭、而威靈益彰、紺園與徵烈、其傳之不朽文久三年歲在癸亥春二月、松陽岡永君贊撰

三浦義澄墓 三浦昌寺の東字池田に在り。古此地に佛頂山樂王寺と云へる禪刹あり。建曆二年和田義盛が父杉本太郎義宗、叔父三浦介義澄等菩提の爲に創建せしと傳へられしが、明治九年廢寺となり、其の跡畑となれり。其の地の西北山際に五輪塔一基あり、三浦義澄の墓と傳ふ。義澄は義明の二男、荒次郎と稱す。源頼朝に従ひて功あり。正治二年正月廿三日卒す、年七十四、頗る佛法を信奉す

墓地借らくは、荒廢甚し。

清雲寺 字一反田に在り。満昌寺東南の丘上に在り大富山と號し、臨濟宗にて鎌倉圓覺寺の末寺なり。三浦義繼が、其の父爲繼の冥福を修するため、建立せりと傳ふ。此寺に三浦志摩守誠次、三浦長門守爲積の家より納めし三浦正統系圖一卷ありし由風土記に記載したれども今はなし、寺背に三浦爲繼の墓あり。後世の建設に係るが如し。

三浦爲繼 三浦爲繼の事績は詳ならず、後三年の役源義家に従ひ奥羽に出軍して功あり。奥州後三年記に有名なる佳話を載す、此事世の普く知る所なり。相模國の住人鎌倉の權五郎景政といふ者あり、先祖より聞に高きつはものなり、年纔に十六歳にして、大軍の前に在りて命をすて、戰ふ間に、征矢にて右の目を射させつ、首を射貫きて兜の鉢付の板に射つけられぬ、矢をおりかけて、當の矢を射て敵を射とりつ、さてのち退き歸りて兜をぬきて、景政手負たりとて仰様に臥しぬ。同國のつはもの三浦の平太郎爲次といふものあり、これも聞え高き者なり。つらぬきをばきながら景政が顔をふまへて、矢をぬかんとす。景政臥しながら刀をぬきて爲次がくさすりをとらへて、あげさまにつかんとす、爲次驚いてこはいかに、なごかくするぞといふ。景政がいふやう弓箭にあたりて死するは、つはもの、望む所なり。いかでか生ながら、足にてつらをふまるゝ事あらん。しかじ汝をかたきとしてわれ爰にて死なんといふ。爲次舌をまきていふ事なし、膝をかがめ顔を抑えて矢をぬきつ、多くの人を見聞き景政が功名いよいよならびなし」と。

深谷観音 薬王寺址より尙東へ下りて北方に深谷の観音と云ふ所あり。古此地に深谿山圓通寺と云へる寺ありしが、今は清雲寺に併せられたり。圓通寺に瀧見観音といへる靈佛ありし故、深谷の観音と稱するなり。寺の址は今杉林なり。その後背の山腹に數多の洞窟あり、俗に深谷の穴ぐらと呼び三浦黨九十三騎の墓と傳ふ、風土記に依れば、窟の數凡十九、窟中各五輪塔並ぶと言へり。今概ね荒廢して五輪塔の存するもの少し、寺趾の東方山麓に三洞あり。其の中央の大なるものにあざ地蔵を置く。洞前稍平坦なり、其の右方に小徑あり、就きて登れば、右傍に四洞あり、其の上端のものに初めて一個の五輪塔を存す。尙攀登すれば又二個の洞あり。其の初のものに大小二基の五輪塔あり。其より稍進みて又路あり。左すれば石段の跡尙殘れるを踏みて二塔を得、一は青石の板碑にて上部缺損したれども、高さ約四尺あり。文永八年五月十四日左衛門少尉の十四文字幽に見ゆ、風土記には少尉の下に平盛信と記せり。此の塔の右側には瓦塔の殘存せる二坪ばかりの平地あり、其の山壁に最も大なる洞窟あり。入口の形状癡棋の駒の如し。内壁に石垣を築きその上を漆喰にて塗り、唐草模様を表はせり。床は石にて疊む、洞の奥に形崩れし石の佛像あり。風土記に「大なる窟中に五輪塔二基あり。是れ三浦爲通、同義繼の墳なり」とあれど、今はなし。三浦繁昌記に「下の洞窟に瘞地蔵あり。夫より少し上りて巴御前の硯水と言ふあり。更に上方の洞内に梶原七郎景氏の石塔あり。同次郎景衡の墓別洞に梶原六郎景國同七郎景宗、別洞に梶原八郎景則同九郎景連、別洞に梶原平治左衛門尉景高、同三郎景茂、左方の別洞には大庭小二郎景兼、土肥先次郎左衛門尉維平墓、別洞に和田二郎義氏金窪四郎

左衛門義則、又右方の洞窟に從五位下和田小太郎左衛門尉義盛岡崎太郎義國同二郎實村、左方に岡崎千太郎與市左衛門尉實忠土屋大學介義清同兵衛尉義則和田五郎兵衛義重同六郎兵衛義信同七郎秀盛同新左衛門朝盛等の石塔外數多の洞窟がある。」と記す。その典據を知らず。

腹切松 字大谷の田間に在り。天保十三年滿昌寺二十六世貞實際が記せる縁起に「翌廿七日^{治承四年八月}の天曉より敵軍依然として攻め來り、此時義明公大手の木戸を押し開かせ、眞一文字に敵軍の中に突入縱横無碍に渡り合ひ、合戦は是迄と馬上にて腹一文字にかきさばき給ふ^略敵軍自殺と見るより前後を争ひ駆け來り見れば不思議や傍の松の間より、一條の電光飛騰して一天俄にかきくもり、雷の音天地を轟す。故に敵勢悉く引き退く、時に家臣等義明公の存亡を尋ぬるに、疾風暴雨忽ち晴れて、松の傍に義明公の尊骸生けるが如にして坐し玉ふ云」と記せり。

舌嚙松 滿昌寺の東地にあたる丘上に在り。山頂社といへる小祠あり。一に山長大明神といふ老松盤桓す。舌嚙松といふ。義明戦死の日其の乗馬此地に來りて舌を噛みて死せりと傳ふ。

城山 清雲寺の西南坊ヶ谷にあり。雜木山にして朝夷三郎義秀の築く所といふ。

小矢部、森崎 小矢部は大矢部、衣笠の北に在り。横須賀市佐野に連り、森崎は小矢部の東に續き横須賀市公郷に接せり。小矢部には村役場、小學校あり、西南には衣笠公園あり。

衣笠公園 衣笠小學校より西南に八丁、低き小山に設けらる。明治四十年四月日露戦役記念の爲三浦半嶋有志者によりて開かる。全面積三町三反歩餘。春花の候登山の人士群集す、眺望甚だ佳なり

園の絶頂には忠魂碑あり。又小川茂周碑、衣笠神社等在り。

衣笠神社は衣笠公園の中腹に在り。天照太神、安閑天皇等二十柱の神を祀る。本村には往時村社皇太神社を初めとして村社無格社合して二十八社ありしが、大正元年十月村社近殿社外二十六社を村社皇太神社に合併し、同二年九月元皇太神社を衣笠神社と改稱し、今の地に遷せり。

金谷及平作 金谷は村の北際に在り、平作は金谷の南にして衣笠の西に在り。金谷はもと公郷村の一部なりしが、元祿の頃分村せり、平作は古の平佐久郷にて、延寶中分れて上平作、下平作、池上の三村となり、明治八年七月再び合して平作村となれり。

大明寺 大明寺は金谷に在り。金谷山と號し、日蓮宗にて、京都本國寺の末寺なり。郡内同宗の寺院三十二ヶ寺の本山にして、舊幕時代寺領十六石を有せる名刹なり。當寺の起立は建長五年五月日蓮安房より鎌倉に至らんとし、本郡深田村米ヶ濱則ち今の横須賀市深田に着す。郷土石堂左衛門則久其の教化に服し、其地に道場を建て、御浦法華堂といふ。則ち今の龍本寺此なり。日蓮又鎌倉松葉谷に法華堂を創む。本國寺是なり。二世日朗、三世日印相嗣ぎて法系を傳え、鎌倉御浦一住兼帶なり。四世日靜は足利尊氏の叔父にして德譽秀拔事叡聞に達し、貞和元年三月勅願により本國寺を京都に移す。日靜の弟子に大明房日榮あり。左衛門則久の孫にして石渡平三郎則次の子なり。明德三年米ヶ濱の道場を移して、今の地に置く金谷山大明寺之なり。故に日榮を中興の開山とす。往時寺觀頗る壯大なりしが明治十九年火を失し、山門を除くほか、堂宇鳥有に歸し、また舊觀を見るべからず。

葉山村

葉山村

位置 葉山村は三浦半島の西部海岸に在り。衣笠村の西に連り、東北は横須賀市、南は西浦村に接す。**面積** 一、三二方里。**廣袤** 東西一里十四町、南北二十四町あり。**區劃** 全村を分ちて、木古庭、上山口、下山口、一色、堀内、長柄の六大字とす。**戸口** 大正六年十二月末日現在の戸数は、一千三百五十八戸、人口は七千九百十二人男三、九七八人あり。**産業** 本村の主要産業は農業にして、農産額は八萬四千貳百參拾七圓あり、農作業に従事する戸數本業三三〇 其他他林産額壹萬四百六拾圓、水産額參萬五千六百九拾六圓、畜産額貳千五圓、工産額貳拾壹萬五百九拾貳圓にして生産總額參拾五萬貳千貳拾圓あり。職業別の戸數は前記農作業の他林業本業三〇 漁業本業二八 工業本業一七八 商業本業二二五 交通業本業一〇 公務及自由業本業四〇 其他の職業本業二五九 あり。堀内に合資會社鈴木商店葉山工場ありて、海草より沃度及副産物を製造す。沃度の産額約九萬圓にして、副産物の主たるものは鹽化加里、硫酸加里、食鹽等なり。**地勢** 西部は相模灘に面し、他の三方は皆山なり。二子山北に聳え、大楠山南に峙ち、兩山の山脈村内に紛糾し、海岸の平地を除き他は概ね高崇なり。森戸川は二子山の麓に發し、西南流して村の中央より稍北にて海に入る。延長一里七町、下山川は其南に在り、村の西南界に近く流る。源を横須賀市逸見の南崖に發し、二子山と大楠山との間を流れて狹長なる溪谷を作る、延長二里。海岸は概ね斷崖にして、屈曲に富み、風光甚だ美

なり。交 通 奥瀬三崎縣道は海岸に沿ひて南北を縦貫す。縣道より分岐して横須賀市及衣笠村に至る里道堀内及一色に在り。兩道は一色の中央に於て一致し、上山口を経て木古庭に入り、衣笠村及横須賀市に達す。

長柄 長柄は最も北に在り。南界に二子山あり、治承年間長江太郎義景居住の地といふ。

御靈社 字芳ヶ久保に在り。創立の由緒詳ならず、古記によれば大永三年仙波右馬允伊宗再建せしと傳ふ。當社の祭神神明細帳に大己貴命とあるは恐く誤なるべし。葉山村郷土誌及古社調査事項取調書等には鎌倉權五郎景政とし、風土記にもかく推斷せり。

長江氏館跡 字殿ヶ谷にあり。今水田となれり。東に山を負ひ、西に堀跡あり。長江氏の館跡と傳ふ。長江太郎義景は鎌倉權五郎景政の孫なり。衣笠合戦の時中陣を守ること盛衰記に見えたり。

古墳墓 字殿ヶ谷にあり。小丘の麓に一の洞窟あり。方四尺、深三尺、内部に五輪塔三基併列す。二基は高三尺五寸、一基は此より小なり。長江氏一族の墓と稱す。

堀内 長柄の西南に連り、逗子町櫻山の南に在り。海岸一帯に別荘多く、東伏見宮御別邸を初め貴顯紳士の別荘約七十戸を數ふ。字葉山には慶應義塾大學水泳部あり。

鐙摺城址 字あぶすりに在り。日蔭茶屋の前に立てる孤山なり。軍見山又は旗立山とも云ふ。高五丈ばかり、東麓を木戸際といふ。頂平夷にして、湖南の風光を一眸の下にあつむ。治承四年八月三浦義澄、畠山重忠と由比ヶ濱に戦ふ。時に義澄此に砦を構へしといふ。

二階堂氏古碑 字葉山タカサナの海岸の別荘内に置かる。高四尺五寸の五輪塔にして、基石は前後左右一尺五寸、高一尺三寸の立方形の石にて、其北面に文字の跡幽に現はる、文字は二行に刻し左側に沙口行口朝口とあり、右側に乾元二年口月八日とあり、此の墓は往時みはか堂と稱し、現地より東北に當れる字五ッ合と云へる地に在りしが、其の地別荘の敷地となりしより、轉々して今の地に移りしなり。新編相模國風土記に二階明神とあるもの此なり。

(二階堂氏の系統) 風土記には此の墓を二階堂出羽行然の墓と云傳ふと記せり。行然は藤原氏諱を行盛と稱し、信濃守行光の子なり。初左衛門少尉に任じ、建保六年民部少尉となり、承久三年從五位下に叙せられ、信濃民部大夫と稱す。元仁元年政所執事となり、嘉祿元年剃髮して行然と號し、此年評定衆に加はる、久しく幕府に仕へ吏務に通曉す。太田康運、法橋圓全等と共に貞永式目の制定に參與す。建長五年十二月八日卒す。年七十三。碑面の年號は乾元二年にして、行然の卒年は建長五年なり。前後五十年餘の差あり、乾元二年に薦修したりしにや。行然の叔父に隱岐守行村あり、行村の曾孫行藤は弘安五年檢非違使左衛門尉に任じ、十一年從五位下に叙し、正應元年出羽守に任せらる。六年執權連署となり。永仁五年從五位上に叙し、六年越前奉行となり、正安元年引付頭となり、三年八月出家し、道我と號す、同四年八月卒す。年五十七。正安四年は乾元元年なり。前記の墓或は道我の墓なるべきか。

森戸社 森戸川の右岸、森戸崎に在り。大山祇命を主神とし、建御名方命、速玉男命を配祀す。

治承四年九月源頼朝伊豆三嶋明神を勸請すと傳ふ。社の後背海岸の廣場を御殿原と稱し、鎌倉將軍の烟霞を樂める地なりといふ。海岸は奇礁怪岩散列し、遠く富士箱根の諸山を望み、風光佳絶、千貫松、名嶋等風致を以て著はる。

鈴木工場 字葉山に在り。合資會社鈴木商店の經營にして、沃度を製造す、店主鈴木三郎助は本村の人、明治二十年頃より斯業を創め萬難を排して、遂に本邦有數の沃度製造業者として、實業界に貢獻する所多し。大正五年二月三日特に綬綬褒章を賜はる。

〔一色〕村の中央に在り。堀内の東南に連る。村役場、小學校、郵便局等あり。海岸風光明媚にして、御用邸、北白川宮御別邸を初め貴紳の別荘を營むもの多く、其の數三十戸餘を數ふ。

葉山御用邸 下山川の下流に臨む。翠松深き所、微かに碧甍の巍々たるを拜す。明治二十六年六月民有地一萬八百坪の地を以て、御用地に充てられ、二十七年一月現在の御本邸竣工を告げたり。英照皇太后、照憲皇太后、いたく此の地の風光を愛で玉ひ、屢々此地に行啓あらせらる。今上天皇陛下東宮に在せられし頃より毎冬御遊幸あらせられ、御即位の後も、毎歲冬季二ヶ月は必ず行幸ありて、附近の風光に歎慮を慰め玉ふを例とし玉ふ。

森山社 字三ヶ岡に在り。奇稻田媛命を祀る。里俗此社に毎年十一月十五日新酒を献じ、翌年正月十五日、其の酒の良否を検して、年穀の豊凶を計るを例とす。故に世計明神と云ふ。又三十三年目毎の例祭には、逗子町小坪の天王社より神輿を迎へ、鶴岡八幡社の伶人等來りて管弦を奏し、神忌と稱して、神輿を海岸に昇ぎ行くとの古傳あり。

〔下山口及上山口〕村の西端にあり。南方西浦村に接す。古は一村にして山口郷と稱し、三浦介義澄の二男山口二郎有綱が在所なり。分村の年代明ならず。正保國圖には二村に分てり。下山口は海岸にして別荘あり。上山口は山地にして、尋常第三葉山小學校、御用邸水道水源地等あり。

新善光寺 上山口唐木作たがきにあり。淨土宗、鎌倉光明寺の末寺にして、不捨山攝取院と號す。古は鎌倉名越にあり。東鑑正嘉二年五月廿九日の條に將軍宗尊親王方違として、北號時章の名越の山莊に渡御の事見ゆ。其の山莊新善光寺の邊にありと言へり。當地に移轉の年代詳ならず、傳へて言ふ。源頼朝信州善光寺如來四十八佛の中一を招請して名越に一字を起立して之を納む。即ち新善光寺此なりと。

猪俣小平六墓 上山口字寺前に在り。横須賀葉山間の街道の北に在り、五輪塔二基並び、高さ各四尺許、傳へて猪俣小平六範綱の墓なりといふ。範綱は源頼朝の臣にて、武藏兒玉郡の人、一の谷の役に平盛俊の首級を獲、建久三年十一月三日死す。

長者崎 下山口海岸の南界に突出せる岬なり。岬端の西に一小嶋あり、鵜ヶ崎といふ。遠く之を望めば、蒼蜃の水に入らんとする勢を示し、近けば懸崖千仞、翠松萬態、千里の波濤脚下に搖蕩す。景趣に富む。

村松風は靜に醉を吹きて、浪いと優しげに磯を打つ。空は晴れたり。見渡す嶋山は打霞み、雲雀

は高く上に鳴きつれて、さながら春の心地す。道は更によし。一帯の沿岸風色すべて佳なり。森戸の川を渡るに一岬松深く風情やさしき處、こゝに明神の祠あり。千貫松とやらむ、昔ありしと聞けど今は見ず。岩礁漸く繁く既にして一岬高く出たる長者ヶ崎の上に出づ。風景更に佳なり。由井ヶ濱、稻村ヶ崎、七里ヶ濱の波は玉を延べて、江の嶋山は寔に盆石を浮べたり。長井の荒崎は南に長く、天神ヶ崎は近く、三浦ヶ崎は遠く蒼々幾十里、大嶋の煙はほのかに空をかすめて、伊豆の山脈は蜿蜒遙かに雲煙の間に出没す。我が富士なるかな。いづく如何なる時にも處にも。秀いよゝ秀、從容迫らず、麗はしけれども、侮られず、靜かに扶桑の美を收めて、高く雲表に傑出す。折しも淡霧かすかに裾を罩めて、空の匂いと深し。我が富士なるかなと獨り斷崖の上に立ちて暫し去ること能はざりき。(川上眉山ふさこころ日記)

木古庭 村の北端に在り。

畠山城址 字畠山に在り。部落の北方にして、登り八丁なれば、俗に八丁坂と云ふ。山上芝地にして、東西二十二間、南北十五間、西南方稍低く、土手の形残れり。傳へ云ふ、治承四年八月畠山重忠衣笠城を攻むる時の木陣なりと。

(木古庭古文書) 風土記に舊家鈴木増右衛門所藏の文書を載せたり。小田原北條氏の軍令なり。則ち左の如し。

定

- 一、於當郷不撰侍凡下自然御國御用之砌可被召仕者撰出其名を可記事。但三人。
 - 一、此道具弓鏃鐵砲三様之内何成共存分次第但鏃は竹柄にても木柄にても二間より短は無用に殘然者號權門下官不致陣役者或商人細工人類十五七十を切而可記之事。
 - 一、腰さし類者ひろく武者めくやうに可致支度事。
 - 一、よき者を撰殘し夫同前之者申付候はゞ當郷小代官何時にても聞出し次第可切頭事。
 - 一、此走廻を心掛相嗜候者は侍にても凡下にても隨望可有御恩賞事 己上。
- 右自然之時之御用也八月晦日を限る。右諸道具可致支度郷中之請負其人受名以下をは來月廿日に觸口可指上仍如件
- 小代官
木古庭百姓中
- 丁亥七月晦日(天正十五年)

掟

- 一、當郷に有之者侍凡下共に廿日被雇候件之子細有之間悉弓鏃鐵砲何弓にも得道具を持何時なり共一點次第可罷出事。
- 一、此度若一人成共隠而不罷出儀後日に聞届次第當郷の小代官并百姓頭可切頭事。
- 一、惣而爲男者は十五七十を切而悉可罷出舞々猿引体の者成共可罷出事。
- 一、男之内當郷に可殘者は七十より上の極老定使十五より内へ童頭致夫此外は悉可立事。

一、此度必有者鍵のさびをもみがき紙小旗をも致走廻候は、於郷中似合之望を相叶可被下事。
一、可罷出者は來廿八日公郷之原へ集り公方檢使之前迄着到に付可罷歸小代官百姓屹度同道可罷出
但し雨降り候は、無用何時成共廿八日より後天氣次第罷出可付着到事。

附着到に付似合に可持得道具を持來可付之又弓鍵之類持得間歌程之男は歟かまなり共可持來
事。

一、出家に候者共此度走廻之事發起次第可罷立事。

右七ヶ條之旨能々見届可入精愚に致覺悟候は、可行嚴科又入精候は爲忠節間如右記似合之望を相
叶可被仰付者也仍如件。

追而御出馬御留守同官御隠居御封判を被爲推候。

以上

小代官

七月廿三日

木古庭百姓中

返子町

五
十
四

219616

逗子町

位置 逗子町は三浦半島の西部海岸の最北位にあり。西北は鎌倉郡鎌倉町に接し、東北は久良岐郡六浦莊村に接し、東部より南部に亘りて田浦町及葉山村に隣り。西南は相模灣に臨む。**面積** 一、一二方里。**廣袤** 東西一里十八町、南北二十七町あり。**戶口** 大正六年十二月末日現在の戶數一千五百十六戸、人口九千六百九十一人、男四、八三〇人あり。**産業** 職業別戶數により、本町産業の大体を見るに、農作業本業二二九 副業二四二 飼畜其他動物飼養業本業二〇〇 副業二〇〇 林業本業三 副業〇 漁業本業二七七 副業二〇〇 工業本業二八七 副業六四 交通業本業一八四 副業一三〇 公務及自由業本業一三二 副業一〇〇 にして、生産總額は九萬六千五百五拾七圓、内農産物拾壹萬五千七百五拾七圓、林産物五千六百五圓、水産物五萬九千九拾圓、畜産物壹萬壹千參百四拾壹圓、工産物四千七百六拾四圓なり。**地勢** 東西に長く、南北に狭し。西南の一方海に開き、三方皆山に圍まる。神嶽北邊に聳え、田越川其の麓より發す。海岸南に鳴鶴崎あり、北に大崎、飯嶋崎斗出し、其の間、海水深く入りて小灣をなす、其の中央の砂濱を東郷濱とす。風光明媚の地なり。**交通** 與瀬三崎縣道は鎌倉より名越の陸道を過ぎて久木に入り、町の西部を貫きて葉山村に入る。逗子、金澤間の縣道、逗子、田浦間の縣道は本郡東西の海岸を連絡し、與瀬三崎縣道に合す。龜道東海道支線鎌倉より來り田浦に入る、此地に停車場あり。驛前より馬車、自

働車の便ありて、葉山、三崎に至る。

小坪 町の西北に在り。北飯嶋崎に於て、鎌倉郡鎌倉町と交錯せり。治承四年八月、三浦黨島山重忠の軍と此地に戦ひ、延元二年九月義良親王の將士鎌倉を攻むる途に此地にて戦ふ。風景佳絶の地にして、鎌倉將軍屢々遊覽ありしこと、東鑑に見ゆ。海岸優美なれば名流紳士の別荘薈を並べて建てらる。逗子開成中學校海岸に在り。

新宿海岸 逗子停車場より西に八丁。左鳴鶴崎、右大崎の間に成れる海岸は逗子海水浴場として名高き海あり。新宿海岸はその中央部にあたり、東郷濱の名あり。砂清く、波穏かにして、鎌倉稻村ヶ崎、江の嶋等近く右方に眺め、富嶽の靈秀眼際に覺ゆ。風色佳絶なり。

住吉城跡 小坪の西北部、字飯嶋に在り。山を脊にし、海を前にし、要害の山城なり。築造の初詳ならず。北條早雲武相經略の初、永正七年六月長尾爲景、上杉顯定を討ちしに、早雲爲景に通じて、此城を守る。後三浦道寸の支城となり、永正九年八月早雲道寸を岡崎城に攻め、道寸退きて此に陣し、更に新井城に籠る。後久しく廢墟となる。現在其の地に住吉神社あり。

正覺寺 字飯嶋にあり。住吉神社の西に隣れり。住吉山悟真院と號す。古は悟真寺と稱し、鎌倉光明寺開山記主禪師駐錫の舊蹟なり。禪師は石見國三隅の人、藤原道長八世の孫、頼定の子、字は然阿良忠といふ。夙に淨土教に歸依し、法然上人の法弟聖光上人に學ぶ。仁治元年鎌倉に下り悟真寺に留まる。時に北條經時佐介谷に一寺を建立して蓮華寺と號し、禪師を延きて開山とす。蓮華寺は後に

寛元元年材木座海岸に移り光明寺と改む。悟真寺は後兵火に遭ひて焼亡し、天文十年本山十八世快譽再興し、今の寺號に改む。

矢の根井 又六角井とも云ふ。飯嶋に在り。石にて六角に築けり。深さ三丈一尺、直径七尺四寸、鎌倉十井の一なり。傳説によれば、昔鎮西八郎爲朝伊豆の大嶋に流され、弓勢の衰へしか否かを驗めさんとて、天照山を望みて遠矢を射る。天照山は鎌倉光明寺の後山なり。其の矢十八里の海上を越えて、此の井戸に落ちたり。里民其の矢を取揚げたるに鎌は井底に残れり、鎌は鏑矢にして、長五寸八分、此を取り出せば、井水潤るゝといふ。

鐘乳洞 矢ノ根井より東北二三丁の所に在り。小坪の最端なり。道路の北側にあり。間口三間、奥行四間、高九尺の洞窟にして、内部の四壁下部は石にて圍み、中央は三尺四方正形の凹窩あり。微細なる鐘乳石天井一面に垂下せり。明治四十四年八月道路改修の際初めて發見せられしといふ。此の洞窟の前面道路の下にも尙一つの洞窟あり。

久木 小坪の東に當り、町の東北部に在り。久木は明治七年舊久野谷村及柏原村の二村合併して成れる村にして、古は久野谷郷と稱して一村たりしが、延寶三年柏原の地百石を裂きて鎌倉光明寺領とし、分村したるなり。

法性寺 字御猿畑にあり。名越隧道の左方山上に在り。日蓮宗、鎌倉妙本寺の末寺なり。地方にて有名なる靈跡にして、文應元年八月二十七日夜、日蓮松葉ヶ谷の草庵を焼かれ、難を此の山中に避

け、窟中に籠居す。時に白猿三疋來りて、食物を薦む。日蓮此を山王權現の加護なりと信じ、宗法弘通の後此地に一寺を建立して報恩すべき旨を弟子日朗に囑す。日朗其の事を果さずして卒し、弟子越中阿闍梨朗慶其の志を紹きて、元享元年遂に一字を創建す。則ち猿畑山法性寺此なり。

僧日朗墓 法性寺西北の山頂に山王社あり。その右手に祖師堂あり。祖師堂には日蓮の像を置く。堂前に日朗の墓あり。高六尺、日朗は幼名を吉祥丸と呼び、下總の人、平賀有國の子なり。文永八年日蓮と共に禁獄せられ、赦免の後池上本門寺、鎌倉妙本寺を開基し、元應元年正月二十一日本門寺に寂す。年七十二、遺言により遺骨を此に納むといふ。

岩殿觀音 法性寺の東南山中に在り、阪東三十三ヶ所第二番の靈場なり。寺の創立は頗る古く鎌倉時代將軍の信仰厚く、屢々參詣あり、寛喜二年十一月僧西願勸進して、堂宇を再建せること東鑑に見ゆ。

池子及沼間 池子は久木の東にあり、寛永十五年十一月一村四百二十石の地悉く鎌倉某勝寺領となり、明治六年寺領上知の際本郡に編入す。沼間は池子の東南に在り、平安朝時代鎌倉郡に沼濱郷あり、此地はその遺名なりといふ。東鑑建仁二年二月二十九日の條に、源義朝の舊宅沼濱に在りし由見ゆ。

海寶院 沼間字前田にあり。曹洞宗にて、靜岡縣富士郡傳法村保壽寺の末寺なり。長谷山と號す。當寺の開基は長谷川七左衛門長綱にして、初め本郡横須賀村に創立せらる。長綱は徳川家康の旗下の

士にして、家康入府の初め代官となり、三浦郡を治む。家康曾て誤りて一寺を焼失し、其の本尊十一面觀音の像を長綱に預けて護持せしむ。長綱命を承けて、此を具足櫃に納めて戰場に臨むに、靈驗によりて、屢々殊勳を奏せり。後郡代となりて當郡を管するに及び、横須賀村に一字を建立し、彼の像を安置し、家康に請ふて、村内十八石の地を寺領に附す。時に駿河の保壽寺二世の住持に之源臨乎和尚と云へる僧あり。家康の鍾愛を受け、甚だ菊を愛したれば、菊長老と呼べり。長綱之源を招請して當寺の開山とせり。然るに之源は駿河に老ひ、日夕富嶽の秀靈に親炙したれば、戀々の情に堪へず。遂に請ふて寺を現地に移して、望郷の念を遣りたりといふ。今の横須賀市山王良長院は則ち本寺の舊跡なりと傳へり。當寺に應永十年の銘ある古鐘あり。口徑一尺七寸、もと武藏國小山田保小野路村則ち今の東京府南多摩郡鶴川村小野路の小野社にありし什器にして、小田原北條氏當郡高山城に陣鐘として用ひたりしを、長綱當寺に寄附せりと傳ふ。

長谷川七左衛門墓 當寺本堂の西北丘上に長谷川氏の塋域あり。正面上段に長綱の墓あり。高さ約三尺、表面に「海寶院殿節叟玄忠大居士」と刻し、裏面に「家康公御代之奉行長谷川七左衛門少尉藤原朝臣長綱、六十二歳、於江戸卒。」と鐫る。長綱の祖は田原藤太秀郷二十二代の孫長谷川治郎左衛門正宣にして、駿河國志太郡小川村に住し、今川氏に仕ふ。法永長者と稱し、同郡東益津に高草山林叟院を建立す。永正十二年六月一日卒す。其子正長紀伊守と稱し、今川氏親及氏輝に仕ふ。正長の子清雄、清雄の子元長今川義元に仕へ藤枝城を守る。元長の子長憲家康に仕へ、三方原に武田氏と戰

ふ。長憲の子長久は長綱の父なり。三郎兵衛と稱し、天正二年濱松城に於て家康に謁し、駿河の代官となる。長綱亦濱松城に出仕し、駿遠兩國の代官となり、檢地貢税を司る。祿六百石後加増ありて千石を食む。天正十八年八月家康江戸入府の時隨行し、初めて郡奉行となり、文祿三年中嶋大藏等と共に本郡を檢地せり。慶長九年四月十二日江戸に病歿す。

向井忠勝夫人墓 同寺内に在り。長谷院殿久屋慶昌大姉、當寺本願長谷川七左衛門少尉藤原長綱女、向井左近將監忠勝後室、右衛門佐直宗等數輩老母、行年六十八歳云々の墓誌を刻せり。長谷川氏は郡奉行、向井氏は船奉行にして、共に徳川時代初期に於ける本郡執政の二大権力なり。其の姻縁稍此によりて明なり。此の墓の側面に「慶安五壬辰四月廿六日、向井大學長保、向井大膳長政」と刻す。慶安五年は長谷院卒年か。長保、長政は其の生子なり。

向井長保墓 同寺にあり。正面に「時岩英勝居士、延寶二年十一月四日」と刻し、左右兩側面に「征夷大將軍家光高弟後甲府君前亞相忠長公近臣向井大學助長保、先考向井左近將監忠勝三男、先妣長谷川長綱娘久屋慶昌大姉」と刻せり。

中川政宣母の墓 同寺に在り。墓誌に「天窓院殿梅室嶺香大姉、万治元年十二月二日、向井左近將監源朝臣忠勝之嫡女、孝子中川氏平朝臣政宣、同重則、同重長」と刻す。中川氏の事未だ究めず。

神武寺 宇山王澤に在り。海寶院の西、神嶽の西南麓に惣門あり。一碓石を建て、神武寺と榜す。

す。蒼古太だ愛すべし。老杉森々たる坂路を登ること五町にして本堂に達す。境内總べて石、山間を削平して堂宇を建つ。其の幽邃塵寰と懸絶すること正に千里。寺は天壽宗に屬し、鎌倉寶戒寺の末寺にして、醫王山來迎院と稱す。文祿三年當寺五十八世沙門亭尊の記せる縁起によれば、當寺は行基の開基にして、天安元年慈覺中興し、七堂伽藍の善美を極めたり。壽永三年源頼朝平家追討の祈願として、坊舎を造營し、僧文覺を住寺となす。建保六年源實朝修理を加へ、觀應二年鎌倉寶戒寺慈源入りて法統を紹ぐ。草創より八百年、寺觀至だ莊嚴を極めたりしが、永正四年山内の堂社佛閣悉く鳥有に歸し、爾來漸く衰頹したるを北條氏直修造して寺領を附す。天正十八年小田原落城の際炎上し、襄古の精舎も僅かに形のみ残るに至りしといふ。其の後本堂を再建し、天保五年また焼け、今の本堂は其の後の再建なり。

神嶽藥師堂 往古神武寺境内に藥師堂あり。鎌倉將軍の信仰厚く、承元三年五月十五日源實朝參詣の事東鑑に見えたり。今堂宇壞廢して、本尊は神武寺本堂に置く。維新前堂領五石を有す。古社寺調書に棟札の寫を載す。

大檀郡長谷川七左衛門長綱同名藤五郎長定同名藤四郎長吉連矢部三郎右衛門尉石渡孫右衛門尉
奉造立相州三浦郡端山郷神武寺藥師堂上善十方檀那以助成所願成就願主佛子
□□□□□一字精舎建立功力二世□□□武運長久子孫繁榮矣慶長三戊戌年三月權少僧部尊祐敬白

久明親王廟 神武寺の後山中腹に、二個の洞窟あり。古は親王ヤグラと稱し、誤りて此に近け

ば瘡を病むとて里人畏敬せり。二個の中右方の洞は間口四尺、奥行三尺、高一尺五寸の五輪塔一基を置き、左方は間口三尺、奥行三尺、高二尺の五輪塔一基を置く。傳へて久明親王の廟と稱す。親王は後深草天皇の第六皇子にして、正應二年九月北條貞時惟康親王を廢し、親王を迎立し、鎌倉將軍に推す。延慶元年貞時親王を廢し、親王の長子守邦王を迎立す。七月十九日親王京都に還り、嘉曆三年十月十四日薨す。御年五十三。此の廟は後人の附會ならんか。

彌勒窟 鎮櫻の東北にあたり、墓地の北際に一洞あり、内部に彌勒の石像を置く。甚だ蒼古の色を帯ぶ。像背に大唐高麗國舞樂師本朝神樂博士從三位中原光氏と刻す。光氏とは如何なる人か。文祿三年の緣起に「伏見院の御宇正應三年庚寅春大唐高麗國の舞樂師本朝神樂博士從三位中原の光氏と云ふ仁、世を連れて後日本遊歴して、吾妻に來り、一夏の間當山に籠りて心願しけるに藥師如來の告を蒙り、彌勒の出世其曉を待つべき地なりとて。光氏涙を流し、自ら五尺斗の石の彌勒佛を彫刻し、同長月五行年七十三歳にして入定す」と傳へり。

十州峰 神武寺の後背、神嶽の絶頂を十州峰と稱す。奇巖露出し、老樹繁茂し、頗る幽邃なり。東は東京灣の遙白を望み、西は富士の秀麗を望む。眺望空濶、眞に十州一覽の名に背かず。慈覺大師の座禪石、弘法大師の護摩壇、天狗松等と稱するものあり。

山之根、逗子及櫻山 逗子は沼間の西に在り。町役場、小學校、停車場あり。山之根は逗子の東北、櫻山は逗子、沼間の南に在り。古櫻樹多く生したれば、櫻山の名起るといふ。夢窓國師上洛の時

此地の櫻を移して大和の吉野山に植うと傳へらる。逗子櫻山に別莊多し。

三浦道香の墓 逗子小學校の斜前面に延命寺と云へる密院あり。寺内墓地の中央に一區を劃して五輪塔の墓を並べたり。全て七基。傳へて云ふ、三浦道香主従の墓なりと。寺傳に據れば、道香は三浦道寸の弟、永正十年七月七日三浦氏北條氏と戦ひ、道香敗績して、此地に自殺せりといふ。

六代禪師墓 櫻山字柳作に在り、高さ五間の塚上、楓の老木屈蟠す。樹下に碑を建て、六代御前墓と刻す。六代禪師は三位中將維盛の嫡男にして、平氏覆没の後洛外に匿れしが、文治元年十二月十七日北條時政の爲め搜索せられ、既に死刑に處せられんとしたるを、文覺頼朝に請ふて救され、文覺の弟子となり、高雄神護寺に入り、佛門に歸依す。頼朝の薨後文覺事を以て土佐に流さる。將軍頼家六代が叛をなさんことを恐れ正治元年岡部權頭安綱に命じ、田越川畔に斬らしむ。時に禪師三十二歳なりと云ふ。

田越川 田越川は源を神嶽の麓に發し、西南流して逗子、小坪、櫻山の界を流れて海に入る。下流の風色甚だ麗はし、此川古は多古江と書し、六代禪師の死を哀むもの、御最期川と呼べり。此の川畔は尙一の哀史を傳ふ。則ち承久の亂に三浦平九郎胤義勤王を唱へしが、軍敗れし後、胤義の幼兒等此河原にて誅せらる。事は承久記に見ゆ。其文に曰く「平九郎判官胤義が末の子ども五人あり胤義が母の屋部の尼公養育し玉ひて三浦にぞ候ける。すでに父胤義罪重うして自害せしかば其子どもなれば悉く失はるべきに定りけり。伯父の駿河守義村此を承はつて郎等小川十郎を使にて申やう胤義御敵に

まかり候上は其の子孫として助けおかれんこと叶ふまじく候へばそれに侍る幼きもの共ことく御出し候べきよしを申つかはしければ、屋部の尼公さこそ悲しく思食せども力及ばず、十一になるをば一人留めて九ツ七ツ五ツ三ツなる四人をば出されたり。十郎いかに大人しくおはします、豊玉殿をば出させ玉はぬぞと申ければ、尼公されば是は何れよりも相馴れて不慥なれば留むるがその代りには尼が首を取れと云へど宜へば、十郎歸りまいりて此の由を申す。げにもかの尼は關東奉公他に殊なる駿河守にも母なり、御敵胤義にも母なれば憎うもいとほしくも思食し力及ばず一人をば助け玉ふ。四人のおさあひをも鎌倉中へは入られず手越の川端におろし置きて此處に誅し奉らんとしければ、九七五のおさあひは乳人ちちどにどり付て泣悲しむ。三になる子は心もなければ乳人が乳房にとり付て手ずさみしてぞゐたりける。兵ども目もあてられず悲しく思へど日既にくれければ四人の首を掻き切てかへりぬ。(かまくら所載)とあり。一讀眼を掩はしむ。

北下浦村

北下浦村

位置 北下浦村は三浦半島の東部海岸の南部に位し、久里濱村の南に連り、東南一帯は東京灣に面し、西北は武山村、初聲村に接し、南方は南下浦村に連る。**面積** 〇、七方里。**廣表** 東西一里十四町、南北二十五町あり。**區劃** 全村を三大字に分つ。野比、長澤、津久井此なり。

戸口 大正六年十二月末日の調査によれば、戸數六百四十八戸、人口四千二百三十二人、男二〇七四あり。

産業 本村の沿岸は漁業盛にして、陸地は農業盛なり。全村に農作業 本業五五三 副業二六 動物飼養業 本業三五〇 副業五〇〇 養蠶業 本業五〇 副業一三三 工業 本業五七 副業六七 商業 本業八〇 副業一〇 公務及自由業 本業一二 副業一三〇 あり。生産總額二十六萬三千六百五十五圓、内農産物十三萬一千五百六圓、林産物三千六百八十圓、水産物十一萬二千五百六十三圓、畜産物五千七百十圓、工産物一萬九千九百九十五圓なり。鱒の漁獲多く、煮干鱚の製造盛なり。**地勢** 東南一帯は海に臨み、西北は丘陵層重して高嶺なり。川は三條あり。一は野比川、源を焼木山に發し、東南流して野比、長澤の境をなす。次は堂前川、長澤字入に發し、長澤の中央を流れ、川尻川は大塚臺に發し、津久井の中央を貫通して東流して海に入る。海岸は一帯に平滑なる砂濱にして、北に千駄崎あり久里濱村に界し、南東は遙かに南下浦村雨崎に至る。此間所謂下浦の平沙をなす。北方野比の附近に岩礁散在す。

交通 三浦縣道は村の東部海岸に沿ひ、南下浦村に入る。野比大作より西北方山

間に入り、久里濱村岩戸に出で、衣笠村を経て横須賀市に至る里道を栗田道と稱し、最も樞要なり。津久井海岸に汽船發着所あり。三崎、浦賀間の寄港地なり。

野比、長澤 野比は村の東北に在り。千駄崎附近の風光佳絶、海岸は海水浴に適す。長澤は村の中央に在り。役場、小學校の所在地なり。

最寶寺 野比字大作に在り。淨土真宗にて、京都西本願寺の末寺なり。五明山高御藏と號す。寺傳に當寺は源頼朝初め鎌倉扇ヶ谷に創建し、僧明光を延て開山とす。建久六年辨ヶ谷に寺を移し、藥師を本尊とす。明光は泉州の人、信濃守季平六代の孫頼康の四男にて母は義朝の女なり。治承二年山門慈鎮和尚を師として受戒し、後當寺を開けり。承元三年親鸞の弟子となる。此の時以前は寺の宗派天臺宗に屬し、が、以後真宗に改め彌陀を本尊としたりしより、當地に一字を建立して、藥師を移せり。其の後建保二年明光師命を受けて中國地方を教化し、豆相より備中備後安藝出雲石見の諸國其の門に歸依するもの衆し。安貞元年五月十六日備後國山南村光照寺にて寂す。永正年間明心の時兵亂を避けて寺を此地に引くといふ。舊時郡内の真宗本山として、寺格甚だ盛なりき。

最光寺 野比の海岸字松葉に在り。淨土真宗にて、東本願寺の末寺なり。法龍山寶積院と號し、里俗濱の寺と稱す。當寺は行基の草創と傳へ、も高座郡菱沼村に在り、僧圓達中興し、圓光更に中興す。圓光は讃岐の人、初め伊豆守時國と云ひ、後法然の弟子となり、寺の宗派を淨土宗と改めしが親鸞の弟子となりて、今の宗派に改め、寺を鎌倉松葉ヶ谷に移せり。後又郡中衣笠村に移し、更に現

地に移せりといふ。此寺の本尊は三浦義明の守本尊と傳へり。

千駄崎砲臺址 字千駄より久里濱に通ずる間道より更に東方に小逕を辿り、町餘にして千駄崎の突端に出づ。此處に砲臺の跡あり。方七八間、中凹みて室房の狀をなす。海に面して土壁あり、七座の凹を存す。弘化四年三月井伊掃部頭直亮徳川幕府の命に依り築造したるものなり。今廢す。

津久井 長澤の南に在り村の南に位置せり。三浦黨津久井次郎義行の住みし地なり。義行は三浦義繼の次子にて、義明の弟なり。本縣津久井郡根小屋村に寶峰と呼べる古城址あり。三浦黨津久井氏の故跡と傳ふ。北村包直氏の説に「義行の次子次郎高行は父の後を承け、長子太郎爲行は矢部太郎と稱し、初は小矢部に居る後北相模の寶峰に移れり。」とあり。參考とすべし。

東光寺 津久井谷戸に在り。七寶山醫王院と號し、津久井二郎義行の開基と傳ふ。本堂の後背に津久井氏の墓と傳ふる五輪塔七基あり。寺は古義真言宗なり。

津久井二郎義行館跡 字下田船原にあり。東光寺の東南にあたる丘陵にて、里俗峯の屋敷と云ふ。義行此に居城を構へ、其子次郎高行、其子四郎義道、其子四郎太郎高重等相續して、此に住すといふ。

法藏院 字町谷にあり。縣道の西側にあたり、松並木の奥に朱塗の山門を見るもの之なり。淨土宗にて鎌倉光明寺の末寺なり。五劫山阿彌陀寺と云ふ。建久年間明圓と云へる僧開基し、弘治永祿の頃後北條氏と里見氏と戦争せし時兵火に罹りて焼けたりといふ。今の本堂は里見氏の學問所を移して

造れりと傳ふ。此の寺の十夜念佛は、武山不動の縁日と上宮田の神事相撲と共に三浦三市さんしちと稱し、郡内にて有名なる年中行事の一なり。

南下浦村

南下浦村

南下浦村

〔位 置〕 南下浦村は三浦半島の東南端に位す。北下浦村の南に連り、西北より西南に亘りて初聲村及三崎町に接し、東南は東京灣に臨む。〔面 積〕 一、八六方里。〔廣 袤〕 東南一里九町、北一里三十町あり。〔區 劃〕 全村を上宮田、菊名、金田、松輪、毘沙門の五大字にわかす。〔戸 口〕 大正六年十二月末日現在戸數は一千十六戸、人口七千九十三人男三、六三一あり。〔産 業〕 戸數により産業の大体を見るに、農作業本業二九三、飼禽其他動物飼養業本業四八〇、養蠶業本業二〇〇、漁業本業三〇〇、工業本業二〇〇、商業本業八〇、公務及自由業本業一〇〇、其他の職業本業四〇〇にして、生産總額參拾參萬六千四百九拾六圓、内農産物拾七萬九千九拾七圓、林産物參千參百五拾圓、水産物拾四萬五千九拾圓、畜産物四千貳拾七圓、工産物參千九百參拾八圓なり。〔交 通〕 三浦縣道は菊名の海岸に於て、西に折れて高臺へ上り、三崎町引橋にて與瀬三崎縣道に合す。縣道より分岐して、東南海岸に沿ひ、菊名金田を經、南端の高臺を通じて、松輪毘沙門を過ぎて、三崎町六合に至る里道あり。上宮田より西北に初聲村に通ずる里道あり。金田及松輪には汽船寄港す。〔地 勢〕 村内一般に高臺性の山脈ありて東方海岸に向ひ、漸次緩かに傾斜す。其の南方に奔れるものは最後に松輪崎となり、其の終端及北部は概ね斷崖を成す。此の高臺は武山々脈の連亘せるものにして、北下浦、初聲及三崎の各町村の大部分に蟠り、其の頂は概ね平坦なる耕地なり。岩戸山は西南に聳え、高三百呎餘にして、海上より

の目標となる、川に鈴の川、仲川あり、鈴の川は金田を流れ、仲川は菊名を流る。海岸は北下浦村海岸に續き、西北海岸は砂濱をなし、其の南方殊に灣入せるを金田灣とす、金田灣の南邊は菊名、金田の海岸にして、岩礁錯雜して風致極めてよし、南部の海岸は松輪崎の終端にして、斷崖海に迫れり。

上宮田

村の東北部を占め、北下浦村津久井の北に隣れり。西部は初聲村高圓坊及下宮田に接す

古は宮田郷と稱して、初聲村下宮田と一郷なりし時代ありしといふ。

笹塚不動

字仲今井、村社諏訪神社の境内にあり。維新前は堂領二石を有し、上宮田一村の鎮守なりき。傳へ言ふ、永祿十年九月北條左衛門大夫綱成水軍を率ゐて、安房の里見氏を攻む。風雨俄に至り、晦冥方位を辨せず。時に當地の住人松原新左衛門海岸に火を立て、位置を明にす。北條の軍船此火を目標として漕ぎ戻る。然るに風浪收まらず、船碇泊すること能はず。新左衛門小舟を出して、綱成の船に至り、辛うじて碇を打ち、菊名浦に留らしむるを得たり。翌日天晴る、北條軍再び安房を攻めて大勝す。綱成此の功を賞して感状を授く、よりに九月二十七日新左衛門披露として、此の不動堂に於て、神樂を奏す。爾後同日を以て例祭と定めたりといふ。

海防陣屋跡

今尋常高等南下浦小學校分教場の校地となり。周圍に土壘を回らせり。弘化四年井伊掃部頭直亮相模國警衛に任せられし時、此地に陣屋を設け、三崎に分營を置き、安政元年毛利大膳太夫慶親を根藩に交替して、相模警衛を命ぜられし時も、亦此地に陣屋を置きたり。

菊名、金田

菊名は上宮田の南に在り。金田は菊名の南に連る、海岸北方より南東に灣曲して金田

灣の南岸をなす。海岸は磯礁に富みて風致よし。大日本史料所載の建武二年九月の文書に三崎、松和、金田、菊名、網代、諸石等の地を、三浦介高繼の知行に給せられしこと見ゆ。金田には小學校、役場あり。

陣場ヶ原 三浦縣道の三崎町引橋に至らんとする坂道の途中、南側に在る芝地なり。里俗陣場芝と稱す。北條早雲の陣營せし所と云ひ、その南東に當り、海岸に迫れる山あり。三浦義同の壘跡と稱す。

菊名左衛門墓

菊名の海岸にて、字濱の宮と稱する地にあり。其の海岸より稍入込みたる山ぎはにあり。小さき五輪塔五基並べり、里俗菊名左衛門の墓と稱す。菊名左衛門は三浦義意の臣なりと傳ふ。迷信ありて信仰するもの多し。

福壽寺 金田字岩浦に在り。岩浦山と號し、臨濟宗鎌倉建長寺の末寺なり。正治二年三月三浦義村の開基と傳ふ。

三浦義村墓

福壽寺の東北、此と對峙せる海岸の蛭端に在り。五輪塔一基存す。高七尺許、俗に兵六廟と稱し、傳へて三浦平六左衛門尉義村の墓とす。義村は三浦義澄の子、初平六と稱す。父に従ひて屢々戦功あり。建久元年源頼朝入洛の時義村陪從す。此時右兵衛に任せられ、建曆二年十月左衛門尉に轉じ承久元年十一月駿河守に任じ、正五位下に叙せられ、嘉禎四年四月評定衆に加へらる。延應元年十二月五日卒す。

松輪、毘沙門 松輪は金田の南にして、毘沙門は松輪の西に連る。三浦半嶋西南端の高臺地に在り。松輪は海水浴場として知らる。交通不便なり。

松輪燈臺 松輪崎の南端御崎にあり。明治四年正月十一日三月一日初めて點火す。燈火の高水面上十一丈、白色回旋燈にして、一秒時毎に一閃光を發す。光達十六里半、燈臺の所在地は、房總半嶋の末端と相對し、東京灣口を扼し、眺望空濶なり。幕末此地に大砲を置き外國船侵入の時、空砲を發して、合圖に便せり。字間口と云へる地には、弘化四年彦根藩の築ける砲臺の跡存せり。

毘沙門堂 毘沙門海岸の密林中に在り。本尊は海中出現の像と傳へ、古來漁業者の信仰厚く、毎年正月三日酉の刻に示現ありとて、參籠するもの多く、九月の節句より一ヶ月の間祈願のため參籠する風習あり。地名は此の堂あるによりて起る。

三 崎 町

三 崎 町

三 崎 町

位置 三崎町は三浦半島の西南端に在り。南下浦村の東に隣り、北は初聲村に接し、西は相模灘に面す。**面積** 〇、七六方里。**廣表** 東西一里二十一町、南北一里二十町を有す。**區劃** 全町を分ちて、日出、入船、仲崎、花暮、海南、西野、宮城、西濱、六合、城ヶ嶋、諸磯、小網代の十二大字とす。**戸口** 大正六年十二月末日現在の戸數は一千八百六十四戸にして、人口は九千八百六十四人男四、九三六あり。**産業** 水産業最も盛なり。職業別に戸數を見るに、農作業本業三六七、飼禽其他動物飼養業副業二一七、漁業本業八二七、工業副業二八五、商業本業九八、交通業副業〇八、公務及自由業副業七〇、其他の職業副業二〇あり。生産總額は六十萬八千四百圓、内農産物九萬九千六百四圓、林産物一千二百圓、水産物四十九萬五千九百二十一圓、畜産物八千八百五圓、工産物三千三百十圓あり。郡内に於て最も著名なる漁港にして、漁獲物の集散甚だ盛なり。近時水産製造業盛となれり。**地勢** 本町は三浦半島の山勢窮る處なれば、町の全域に亘り、丘陵蟠り、海岸の低地甚少し。海岸は屈曲甚しく、東部は磯岬海に迫り、磯礁散在して風景に富む。西部に三崎港あり。城ヶ嶋と相對して、双口港を成し、其水路を三崎瀬戸と稱す。港の東端に北條入江あり、北方に向ひ深く灣入せり。港の西端歌舞嶋の鼻を廻りて、北に二町谷の灣あり。二町谷の北方に諸磯あり、更に北に網代嶋あり。諸磯と網代嶋との間に名向崎斗出し、兩岬の間に二灣を作れり。南方に於て諸磯と

名向崎との間にあるを諸磯港と稱し、北方名向崎と網代崎との間を油壺の入江と稱す。網代崎の北に小網代港あり。西部の海岸中唯一の良泊地なり。〔交通〕半嶋の東部海岸より來れる三浦縣道は町の東北部にて、西部海岸より來れる與瀬三崎縣道に合し、町の中央を貫通して三崎港に達す。三崎港より町の南東部を経て南下浦村松輪に至る里道あり。西北部には縣道より分れ小網代より初聲村に至る里道あり。其の間渡船の便あり。六合には乗合馬車發着所あり。自働車横須賀、逗子に往復す。海上には汽船の便ありて東京、浦賀に通ず。

〔小網代〕町の西北部に在り。西方に著しく突出して網代崎となる。小網代港の沿岸にして漁業、商業盛なり。地名古は網代村と稱し、徳川時代の中世小字を冠せり。水路志に曰ふ「小網代は城ヶ嶋の北端を距る凡北二里にありて、港門西方に面し、其幅凡四鏈、其南角を網代崎と稱し、北角を丸山と名く。港内の幅二鏈半乃至三鏈、灣入凡七鏈、三面は臺形の丘岡にして雜樹叢生し、常に能く風を遮斷す。但し西風起る時は波浪暴起して錨を安する能はず。此港内狭くして大船の泊錨に適せず。唯小船の相模灘を航し、北東或は南東の暴風に遭ふ時、一時此港に避泊するも可なりとす。」

〔新井城址〕網代崎は其の全域新井城址にして、地勢東を首として西に斗出すること三十町。北に小網代港を控へ、南は油壺の入江に臨み、頗る要害の地なり。城は三浦氏累世の居城にして、建武中三浦介高繼此に居り、永享中三浦時高あり、明應三年養子義同と不和にして此に亡ぼされ、義同家を嗣ぎ、子息荒二郎義章を當城に留め、自ら中郡岡崎城に居る。永正九年北條早雲義同を攻む。義同

利あらずして當城に籠る。攻守三年城遂に陥り、後北條氏の有となりしが、天正十八年北條氏滅亡の後永く廢す。往時は其外廓小網代、諸磯、三戸の三ヶ村に亘り方三十町に及びしといふ。東北方與瀬三崎縣道の要衝引橋と云へるは城の大手に當り、古は此所に空堀を鑿ち橋を架す。籠城に際して橋を引けば城は島嶼に在るが如く、容易に敵勢を近かしめずといふ。内廓は城の内と稱し、東西五百四十間、南北四百七十八間、面積約貳萬七千坪あり。東方に一路を通じて咽喉をなす。此を門口と稱す。現に臨海實驗所寄宿舎のある地は本丸跡と稱し、里俗御殿蹟と呼ぶ。東西四十六間、南北二十六間、面積千百九十六坪あり。一面の芝地にして老松參差して周圍を繞る。御庭の松と稱するもの最も古く蓋傘の枝下垂して、殆ど地に達す。北に土壘の跡ありて、二の丸と分つ。二の丸は字合戰場と稱し陸田なり。三浦道寸父子の墓あり。渺々たる烟波の末に小田原を遙望し、蒼々たる天際に富嶽を瞻望す。風景絶佳。

〔三浦道寸墓〕二の丸の北隅にあり。道寸戦死の後その武勇を追慕するもの松樹を植えて其の戦死の地を記念せしが、後天明二年七月永昌寺九世觀峰正機、正木志摩守、三浦長門守等と協力して碑を建てしなり。三浦道寸は本名義同新介と稱す。實は上杉高救の子にして三浦時高に子養せらる。晩年時高に實子高教あり。夫人義同を廢して高教を立てんと欲す。時高此に從愆せられ、遂に義同を害せんと圖る。群臣諫止すれども肯かず。義同逃れて足柄上郡久野の總世寺に入り、智海宗哲の弟子となる。總世寺の開山安叟宗禱は小田原城主大森信濃守氏頼入道寄栖庵の叔父にして、氏頼の歸依頗る

厚かりき。義同の生母は氏頼の女又は實頼のなれば義同の此に逃がれしは偶然にあらず。然して三浦の家臣義同に心を屬するもの義同を擁立して時高に背き、急に新井の城を攻む。大森氏頼及箱根別當も共に之を援けたれば、時高拒ぐこと能はずして自殺す。時に明應三年九月なり。此に於て義同は自ら中郡岡崎城に移り、子息義意をして當城を守らしめ、南相に雄視せり。時に伊勢新九郎長氏伊豆に起り大森筑前守藤頼氏頼を亡して小田原城を占領し、武相の經略を圖る。三浦氏を亡し其の進路を開かんとし、永正九年雷發して、一舉に岡崎城を拔き、次で住吉城を陥れ、長阪、林、佐原の要所を陥れ、進んで新井城に肉迫したれども、城地堅固にして容易に抜けず。三年の間食攻にして遂に之を陥る。道寸奮闘して自刎す。道寸戦死の日は小田原記に永正十三年七月十一日とし、北條五代記には永正十五年七月一日とし、關東管領記には永正十一年とし、其の是非俄かに決定すること能はざれども、伊豆三嶋神社所藏文書に「今年度々合戦、依得大和、指刀奉納所、仍如件、永正十三年丙七月廿一日、宗瑞」とあるに據り、學者多くは永正十三年と推定す。墓の正面には「從四位下陸奥守義同公墓永正十五年秋七月十一日討死、永昌寺殿道寸義同公大禪正門神儀」の文字あり。辭世の歌を側面に刻す。則ち「うつものも、うたるものもかはらけよ、くだけて後はもとの土くれ。」

三浦義意墓 道寸の墓より稍北に在り。海岸の崖上に建てらる。正面に大龍院殿玄心安公大禪定門墓、碑陰に當寺開基三浦陸奥守道寸公嫡子彈正少弼荒次郎義意公廟所、地頭松平縫殿助地所寄附、天明二壬寅稔七月十一日、網代山海藏寺智玉更代造立と刻す。義意は義同の子なり。資質驍武にして

膂力絶倫なり。新井城落城の日白樫の棒一丈二尺なるを提げ敵軍中に突進し、前後左右に奔走し、敵士五百餘人を殺す。敵恐れて近づくものなし。義意乃ち靜かに自刎す。時に年二十一。足柄下郡小田原町居神々社は義意を祀る。義意の首飛んで小田原に至り、松樹に懸り三年の間眼を閉ぢず。往來の人此を見て命を殞すもの少からず。總世寺四世忠室和歌を詠じて化導したれば、首忽ち地に落つ。時に空中に聲あり、今より永く當所の守護神となるべしと。故に此地に祀るといふ。

臨海實驗所 新井城址の南方海岸低地に在り、東京帝國大學の管理にて、相模近海の海藻魚介を採集して實驗研究する所なり。毎年夏期には理科及農科の大學教授並學生滞在して研究に従事す。其の標本室には珍奇なる標本を藏め、許可を得れば參觀することを得。

千駄窟 臨海實驗所構内の崖腹に在り。風土記に「本丸の巽隅崖下にある洞なり。油壺入江に面す。洞中廣六七坪、高一丈二尺、横二間半、深三間、道寸兵糧を貯置きし所といふ。」とあり。北條五代記に此洞中に常に千駄の米穀を貯へ置きて非常に備へし由見ゆ。千駄窟より東南懸崖の下に尙七個の横穴あり。七ツ矢倉と云ひ、方形にして各六疊を敷くべし。

義士塚 引橋の近くにあり。傳説によれば義意最後の奮戦に敵兵恐れて近くものなし、時に四人の武士決死の勇を振ひて義意に迫る。義意此を討んとせしに、道寸其の勇氣を愛して免さしむ。道寸の死後かの四人其の義に感じて此に來りて自盡すといふ。

驗潮所 油壺入江に在り。參謀本部測量科に屬し、測量上の水準位を驗する所なり。

諸磯、六合

諸磯は小網代の南にして、岡と濱との二部落あり。鮪の漁場として名あり、六合は小網代及諸磯の西に連り、三崎港の背部を掩蔽せり。此地は元祿年間三崎町の屬地を分ちて、向ヶ崎、二町谷、東岡、中町岡、原、宮川の六ヶ村を建てし以來、久しく各村獨立の一村なりしが、明治七年十二月六ヶ村を合して、六合村と稱する新村を制定せり。二町谷は三崎港の西にあり、海岸風景美しく海水浴場として著はる。

大椿寺 字向ヶ崎にあり。北條入江を隔て、三崎を望む。世に椿御所と言ひ三崎三御所の一として名あり。金剛山と號し、臨濟宗にて京都妙心寺の末寺なり。寺傳に源頼朝の室法圓尼と云へるものを避けて此地に通れ、一字の精舎を建つ、苑中に椿樹多きを以て里人椿尼御所といふ、建長寺大覺禪師の法弟旭永を延きて開山とす。法圓尼は寛喜二年正月廿五日に歿し、大椿寺法圓妙悟尼と諡す、後久しく荒廢せしを寛文八年江戸淺草海前寺禪心聖悅中興せり。開基の妙悟尼の頼朝の室と云へるは訛傳なるべし。其の墓は字宮川に在り。

見桃寺 字二町谷海岸に在り。紫陽山と號す。臨濟宗にて京都妙心寺の末寺なり。向井兵庫頭政網の開基にして、開山は駿河興津清見寺の僧白室なり。後荒廢に歸したるを文化六年江戸深川要津寺龍圖中興す。此地は古桃林ありて鎌倉將軍遊覽の舊跡なりと傳へ、里俗桃御所と呼ぶ。寺に向井政綱及忠勝の木像を置く。往時、寺の北東方にあたる墓地の一隅に位牌堂ありて此の木像を安置せしが風雨のため壞廢して、今は本堂に移せりといふ。舊位牌堂の傍には向井政綱、同忠政及忠勝の母の墓あり。

あり。

向井兵庫頭政綱

向井氏は甲斐、武田氏の舊臣にして、其の海賊衆の一人なり。其先は右京大夫仁木義長に出づ。義長よも五代にして修理太夫政長あり。政長の伯父式部太夫政隅初めて向井氏を稱す。志摩國北牟婁郡尾鷲町に向井と云へる地あり、此れ其の據れる所なり。政隅の子長勝、長勝の子忠綱、嗣承し、世々伊勢の北畠氏に仕ふ。忠綱の子政重に至り武田信玄に仕ふ。政綱は政重の嫡子にて武田勝頼に仕ふ。天正八年三月北條氏直武田氏を襲ふ。政綱水軍を率ゐて駿河の海に戦ひ、大に北條氏の軍を敗る、天正十年武田氏亡びて後徳川氏に仕へ水軍を統率す。天正十八年九月徳川家康三崎に海關を設け水軍を置く、政綱命を承け移りて三崎に居り、海上を警戒す。政綱の子忠勝又水軍を指揮す、慶長十九年大阪の役起るや、政綱三崎の海上を衛り、元和元年再び大阪の役起るや、また命ありて三崎を成る。徳川幕府船手頭の鼻祖として功勞顯著たり。寛永元年三月二十六日卒す。年六十九。其の墓見桃寺墓地に在り、見桃寺殿天慶玄龍居士、寛永元年甲子年三月二十六日と刻す。

向井將監忠勝

政綱の墓の左側に在り。陽岳寺殿天海玄祐居士、寛永十八年十月十四日と彫る。忠勝は政綱の嫡子なり。慶長元和の役に水軍を率ゐて西上し頗る殊勳を樹つ。寛永九年六月徳川幕府初めて船手頭を置くや忠綱その職に任せられ、爾後向井氏は歴世其の職を繼承し、文久二年七月幕府此の職を廢して軍艦奉行を置きし後も、尙其の事を掌り、寛永十年徳川家光の命を承け、熊野海賊衆の遺法に則り、大船一隻を造る。將軍其の船に命名して日本丸といふ。寛永十八年十月十四日

卒す。今東京市日本橋區坂本町より本材木町に架せる海運橋は、もと海賊橋又は將監橋と稱す、海賊は當時の海軍の稱呼にして、將監は向井將監をさしたるものにて、海賊奉行則ち船手頭向井將監の邸宅其の東端にありしによりて此名ありといふ。

圓照寺 字二町谷上橋に在り。香水山と號す。淨土眞宗、東本願寺の末寺なり。古は鎌倉名越にありて巖石山法滿寺と號し、開基明願は源義圓の男にして、阿佐美之輔と呼ぶ、則ち頼朝の甥なりと傳ふ。寺は其の後三崎に移り、元龜三年北條氏政より寺地の保證あり、慶長十九年大阪の役起るや寺地船手屋敷となり、役後向井政綱二町谷の中一反三畝を寄附したれば此に移る。舊址は三崎日出に在り。寛文中寺號を改む。

大乘寺 字二町谷上橋に在り。圓海山と號す。日蓮宗にて鎌倉本覺寺の末寺なり。開山は日範にして、初聲村圓德寺、延壽寺を開山せる僧なり。日範の略傳は初聲村の部に載す。就て參照せらるべし。

歌舞島 字二町谷の海岸にして三崎港の西端に在り。一に兜嶋といふ、安貞三年二月二十一日鎌倉將軍頼經及夫人三崎に來り、走湯山の淨蓮坊を請して來迎の儀あり。海上に於て歌舞ありし故此名ありといふ。海岸に突出したる小丘にて、形狀姿態の異なる岩礁數多列なり、海波之に衝突して、水煙千丈、涼氣自ら迫るを覺ゆ。城ヶ嶋を前にして、眺望も佳し。

八景原 六合字宮川に在り。三崎港より東に七町、千仞の斷崖壁立して海に臨み、萬里の波濤撞

衝して浪沫常に飛泉の如し。濛々たる碧波時に渦流をなすは岩礁の在るを知る。漁夫巧に櫓を操りて徐に綸を垂る。大嶋の噴煙、富嶽の麗姿は必ず逸すべからざる添景なり。崖盡きて砂岸あり。一岸其の近に立つ。岩腹腔洞あり潮水奔注して轟々の音あり。甚だ奇觀なり。此の一帯の勝地稱して八景原といふ。

三崎 三崎は六合の南にあり、三崎港の北岸をなす。寶曆四年刊行の三崎志に、東町、香能連町、寶滿町、六軒町、札之辻、大黒町、切通新道、新町、中之町、稻荷山、平目町、磯崎町、花暮町、築出町、脊戸町、本宮町、西之町、海南町、横町、鍋町、八軒町、上ヶ橋町、脇町、勘解由カ下、西濱、上山、寺屋輔の町名を載す。今日出、入船、仲崎、花暮、海南、西野、宮城、西濱の八町を區劃す。郡内に於て地名の載籍に著はれしこと早き地にして、和名抄に御浦郡の郷名中御崎郷を録せり。鎌倉時代には建久五年八月源頼朝初めて此地に山莊を設けしより、歴世の將軍遊覽して烟霞の景を賞せしより、名所の名高く、戰國時代には後北條氏海賊を置き、安房の里見氏と此海上に戦ひ、海戦史上に著名となれり。應永十年八月唐船三崎に着し、その積載せる永樂錢を關東地方に行使したるを初め、弘治二年北條氏康里見義弘と三崎海上に戦ひ、永祿九年明船三崎に來ることあり、天正十八年九月徳川家康向井政綱等四人をして水軍を率ゐて三崎海關を守らしめ、寛永元年正月三崎に海關を設け同九年七月三崎奉行を置かれ、元祿九年二月其の職を廢せられ、享保五年二月浦賀奉行出張番所を置かれ、近世外國防禦の議行はるゝや、江戸灣口を扼守する位地に在るを以て、防備の施設盛に行はれ

たり。此の如きは三崎港の有する重要な歴史的事實とす。三崎は伊豆の下田と共に、北は仙臺より南は大阪より江戸に至る船舶の寄港地なりしかば、古來商業殷盛なりしが、維新後稍衰頽せしが、晩近漁業の發達に伴ひ、漁港としての將來を期待せらるゝに至れり。夏時避暑客の來遊するもの極めて多し。町役場、小學校、郵便局、警察分署等を置かる。

海南神社

宇西野に在り。郷社にして、藤原資盈及其の夫人盈渡姫を祀る。社傳によると資盈は藤原廣嗣四世の孫にて、貞觀六年伴大納言善男左大臣源信を亡はんとし資盈を誘ふ。資盈肯かず、善男怒りて資盈を讒す。朝廷兵を遣はして資盈を討たしむ。資盈逃れて筑前博多に歸り、一族を率ゐて海に泛び、薩隅に到らんとし颶風に遭ひ十一月一日此地に漂着す。土蒙香能連と云へるもの土民と共に之を推戴して忠實に仕へたり。當時海賊跳梁して民戸の害を被るもの多し。資盈之を剿滅して害を除き、又土民を教育して人倫の道を正し民風を遷したれば、土民其の徳化に服し、遂に神に祀りしといふ。郡内名社の一なり。境内には源賴朝の手植と稱する老銀杏樹あり。社前の神池に神橋を架す。其の擬寶珠の銘に「相州三浦郡三崎郷、海南宮神前橋、向井左近將監忠勝、身宮安泰、壽命遠大、祈念之故造焉、寛永十七庚辰九月吉日」と鐫る。

光念寺

宇入舟の山上に在り。見龍山無量壽院と號す。淨土宗、鎌倉光明寺末にして、和田義盛開基と傳ふ。寺地高燥にして、城ヶ嶋の翠緑を前に望み、脚下に三崎市街の錯落を見眺望美なり。

本瑞寺

光念寺に隣る。海光山と號し、曹洞宗にて上總國君津郡久留里圓覺寺の末寺なり。當寺

草創の年代は不明なれども、寺傳によれば永正五年三浦道寸中興開基し、後久しく荒廢せるを天正十八年文廣和尚在任の時再興せりと傳ふ。寺は古くは今の龍潛庵所在の地にありしが、享保四年三月今の地に移せりと傳ふ。今の寺地は小濱屋敷とも稱し、小濱伊勢守景隆の居蹟なりと傳ふ。

小濱景隆

小濱景隆は徳川家康の臣なり。天正十八年九月家康三崎に水軍を置く。景隆其の隊將として此地を守る。景隆初め民部左衛門と言ひ、其の先盛繼は三浦黨和田義盛の二男義氏の後と稱す。志摩國小濱の要害を擁して、代々北畠氏に仕ふ。景隆は盛繼八世の孫なり。永祿十二年九鬼大隅守嘉隆織田信長に通じ、鳥羽の兵を合せ來り攻む。景隆援を千賀志摩守に乞ひしも衆寡敵せず、終に三河に逃れ、後武田信玄に仕ふ。天正八年三月駿洋の水戦に殊功あり。武田氏滅亡の後徳川氏に屬す。慶長二年九月七日五十八歳にて死す。

最福寺

宇西野の丘上に在り。泰平山と號し、淨土真宗にて西本願寺の末寺なり。當寺はもと天臺宗にて鎌倉に在り、寛喜二年開祖永教親鸞に謁し、師資の約をなし、鎌倉辨ヶ谷に一字を建立す。享祿年間又は天文三崎西濱に移る。元祿十年向井兵庫頭の邸址に移る。則ち今の寺地にして通稱兵庫屋敷といふ。

千賀屋敷

俗に中屋敷といふ。能教寺境内之内なり。徳川氏の船奉行千賀孫兵衛の邸址なり。千賀孫兵衛の事績は詳ならず。志摩國志摩郡に千賀村あり、的矢灣に臨む。此れ或は其の故地か。永祿十二年小濱景隆が九鬼嘉隆に攻められし時、援を乞ひし千賀志摩守は其の先にあらざるか。大坂多陣に

は孫兵衛、子息與八郎信親と共に水軍を率ゐ大坂に至り、安治河口に守る。千賀氏は後に尾州侯徳川義利に隸屬す。

間宮屋敷 今詳ならず、宇宮城は古の城村にして、舊幕時代間宮氏の領地なり。同地住吉神社境内附近は或は其の居蹟に非るか、間宮氏は武田氏の後徳川家康に仕へ天正十二年遠州掛塚に瀧川一景隆と共に水軍の將として武名を馳す。武田氏滅亡の後徳川家康に仕へ天正十二年遠州掛塚に瀧川一益と戦ひて死す。信高の子寅之介高則父の後を繼ぎて船手頭となる。初め信高水主三十人を預り海岸防禦に任じて此地に要塞を設く、此れ城村の名の因つて起る所なりといふ。後高則千二百石の地を領し城村も永代知行地として給せらる。元和偃武の後高則の子孫江戸に移り、水主等は漁獵を業として生産の資とす。

三崎城址 字日の出に左り。寶藏山又は北條山とも稱し、小名を陣屋山と云ふ。俗に城山と呼ぶ北條入江に面したる丘陵にして、西南は三崎小學校、光念寺、本瑞寺一帶の山に連り、東北は六合字原の臺に及ぶ。松林の間壘塚の跡所々に殘存すれども、其境界は知るべからず。此城の創始詳ならず。新編相模國風土記に「里俗傳へ鎌府盛ナリシ頃、山莊ヲ構ヘラレシモ、此地ナラント云フ。東鑑ニ據ルニ三崎山莊、三崎御所ナリト記シ、賴朝及ビ實朝屢々爰ニ逍遙シテ、小笠懸等アリシ事見ユ、地形海岸ノ高丘ニシテ佳景ノ地ナレバ、其舊址ナランカ。」とあり。永正年間には三浦氏の持城にして、新井城の南廓を守りしなり。風土記に江島岩本院文書を引きて曰ふ「江嶋岩本院文書に「敵指詰之時於三

崎要害勵戰功被庇之條神妙也、彌可抽粉骨之狀如件、永正十年四月十七日、智宗僧、政氏華押」按スルニ三崎要害ト載スルモノハ則當城ノコトナルベシ。五代記ニ據レバ此頃道寸ノ持城ニシテ、道寸滅亡ノ後早雲再興セシナリ。小田原記ニ道寸滅亡ヲ永正十三年トシ、早雲築城セシ如ク記スルモノハ誤ナリ。』と。而して小田原記には「永正十三年早雲ハ三崎ニ城ヲ取立テ房州ノ敵ヲ防ギ給フ。義同ノ勢所々ヨリ召出サレテ此城ニ在番ス、大將ニハ横井越前守ヲ置キ玉フ。小林平六左衛門ヲ初トシテ寄騎三十騎、手勢八十騎、三浦組十騎其外雜兵合二百餘騎彼ノ横井越前守ニ相從フ」と云ふ。道寸の滅亡は十三年にして、早雲は里見氏に備ふるため、直に當城を修築したるならん。然して、當城は城名も寶藏寺城と呼びしか、岩戸村御觸留と云へる舊記に次の文書の寫を載せたり。「三浦矢部郷より寶藏寺御城へ兵糧被爲入候、此馬壹疋明日廿二矢部之郷へ引來、米貳俵南條代志村、幸田代櫻井口より請取此、於寶藏寺山中修理口口請取可罷歸者也、依如件、天正九年己三月廿一日未_印岩戸百姓中」但し此の謄寫物は其の出所不明なれば俄かに信憑し難きも、參考の爲め掲載せり。扱て、弘治二年里見義弘兵船を催して來り攻めしに、城將梶原備前守、富永三郎左衛門遠山丹波守等迎戰して此を退く、永祿八年北條氏康觀櫻の爲め當城に來る。同十二年北條美濃守氏規、大道寺孫九郎等守備す。天正中氏規三浦の領主となりし時その居城となる。天正十八年小田原の役には氏規の家老山中上野介當城を守り北條氏滅亡の後城を朝比奈彌太郎に渡して退去す。爾來廢墟となりしを文化八年松平肥後守容衆海岸防禦に任じ、此地に陣營を設けて成衛の士卒を置きたるも文政四年其の辭任の後全く廢し、今は山林と

なれり。城址の東北に當れる東岡山に會津藩士の墓地あり。三崎番頭井深傳治郎重賢以下四十餘人の墓あり。大椿寺の管理にして、又同寺内には三崎番頭長井左京定興夫妻の墓あり。

三 番所跡 宇日の出寶藏山の麓に在り。北條入江に面し、石垣の跡歴然として残り。一に北條屋敷と稱するは、戰國時代北條美濃守氏規の邸址なればなり。又陣屋々敷と云ふは徳川氏の初期船手向井將監忠勝の屋敷あり、後三崎奉行の役屋敷となりし地なればなり。享保六年此處に回船番所を置き浦賀奉行管理す。當時の制構内に船庫、火藥庫あり、輿力一騎、同心二人交代浦賀より出張して在番し、官船を監し、三崎港出入の船舶を検査す。明治元年神奈川縣の管理となり、五年船舶検査廢止と共に番所も廢され、其の一部は寶藏學校の校地となりぬ。現に煙硝洞、櫻の井、扇の井等ありて其の地界を知るべし。

向井忠勝の碑 浦賀奉行小笠原長保の甲申旅日記に「陣屋山の麓に予が組を差置ける役所あり彼處にまかりて組どもをねきらひ掟たれば御船屋、船硝の洞、櫻の井、扇の井など一見しつ。一の窟に向井氏の古碑あり、此陣屋山は北條早雲の特城にして、北條美濃守氏規居城せし跡なり。去る庚辰文政の年まで松平肥後守容衆の陣屋も此所にありしとて此處彼處礎のみ残り」と、此れ文政七年四月二日の記なり。前條番所跡の當時の景況推して知るべし。文中向井氏の碑と云へるは、風土記には所載なれども、三崎志墳墓の條には「向井左近將監忠勝之碑、寶藏山ニアリ」と記し。古老の説に維新後も碑は久しく窟中に存したりと云へば、風土記の編者は逸脱せしなるべし。窟は今陣屋山草場

某の邸後の崖腹に存す。碑は破壊されて其の斷片僅かに三崎小學校に保存せらる。碑の文は三崎志に摘載せられし以外に長井村鈴木氏に模本を藏するに過ぎず。文章古拙にして、且つ廻子町海寶院境内向井氏墓誌及浦賀町貞昌寺内向井氏墓誌に照合するに、忠勝の卑系に稍疑問を存すれども、參考の爲左に掲げんに、則ち

慶長二十年乙卯大阪御歸陳之節、從征夷大將軍秀忠公此處向井左近將監忠勝拜領矣。寛永十年癸酉從征夷大將軍家光公日本一大安宅御船、向井左近將監忠勝承之、好而爲作、既成就矣。大將軍彼御船被爲成、天下諸大名有供奉其時號日本丸、伊勢之國主仁木右京大夫義長五代之孫修理太夫政長之伯父源氏向井式部大輔政隅紀伊國於田邊三十八歲而死、武勇之譽有之、式部大輔嫡男向井治部少輔長勝伊勢於田丸基之塙、助言仁恭相手兩人指害、四十三而切腹、治部少輔嫡男向井刑部大輔忠勝於勢州二度々武勇之譽有之、六十六歲而有伊勢田子柄病死。武田信玄公麾下刑部大輔嫡男向井伊賀守政重駿河國於用宗之城、大正十一年六十一歲而討死。伊賀守養子向井伊兵衛尉於同所討死同心遠藤飛驒、杉山作左衛門并家來之者落合三藏、太持孫右衛門、渡邊菟角助、鳩久藏、原庄右衛門討死。右之者其信玄公勝頼公御存知之者也、其外大勢討死、名不及記。武田勝頼公麾下、後徳川家康公麾下伊賀守嫡男向井兵庫頭政綱、勝頼公家康公兩御代數度之武勇譽有之、勝頼公御代走廻大方甲陽軍記有之、六十九歲而病死。秀忠公二代麾下兵庫頭嫡男左近將監忠勝、大阪寅卯兩度之御陳、武勇譽有之、從秀忠公宛頼地相模國三浦郡之内廿六箇村、

上總國望陀郡二箇村、周准郡大田和^一拜領之。將監嫡男向井右衛門佐忠政、同二男向井兵部少輔政勝、同三男向井辨之助政次、同四男向井八郎政興、同五男向井内藏之助重勝、同六男向井大學助政儀云々。

海關跡 今の三崎警察分署の地は、三崎奉行時代の番所跡なり。三崎海關は遠く小田原北條氏時代の三崎海賊衆に淵源し、徳川時代天正十八年九月向井、間宮、小濱、千賀の四將水軍を督して、此地を成り、海上を警備す。則ち船手四人衆此なり。其の後寛永元年正月十一日三崎及走水に公に海關を設け、向井忠勝船奉行にて兼帶せしが、同九年七月七日初めて三崎奉行一員を置かれ、安部次良兵衛(阿部四郎兵衛吉成)任せられ、萬治元年松崎權左衛門吉次、寛文三年山本六右衛門、寛文十一年山角東兵衛勝平、延寶三年土屋權十郎、延寶四年川田六郎左衛門親純、天和元年山岡傳五郎影忠、元祿七年根來五左衛門遷替し、元祿九年二月三崎奉行廢されて、後永く廢墟となり、風土記に「海岸古閑ノ地ニアリ」と記載せられしが如く、空地のまゝ存したりしが、明治十八年文部省用地となり、十九年十二月帝國大學臨海實驗所を設けられしが、三十年實驗所小網代に移り、其跡に警察分署を置かれたり。

三崎貝穴 日の出に在り。北條入江の左岸にて寶藏山へ登らんとする坂口の左傍に在り。水面より七尺程上に在る岩壁に多くの小孔あり。尙其より三尺程上に二三個の小孔斜に併列せるを見る。此れを三崎貝穴と稱し、往年理學博士谷津直秀氏の發見に係る。此の穴は方言ヒミズガヒ(學名、フ

オーラス、マニレンシス)の生息せる痕跡にて、此の貝の習性として海底に棲息するものなれば、此等の孔の水面より下にありたる時より推定するに、其土地は約一丈程隆起したるべく、其の年代は知り難きも、孔線の風蝕少きより見れば、比較的有史期に近かるべしといふ。

城ヶ嶋 城ヶ嶋は狭き水道を隔て、三崎の南に横はる。東西十町、南北二町、周圍一里三町、北海岸に人家聚落す。嶋は自然に三崎港の防波堤となり、周匝曲折に富み、危礁亂立し、伊豆大嶋を南方に望み、房總二國を東方に望む。風光佳絶、遊ヶ嶋、水垂、養老子、醉女濱等雅名の地多し。古此地に城寨ありし故、嶋名を生ずといふ。又櫻嶋の名あり。古の櫻の名所なりしか、北條盛衰記に「永祿八年三月上旬北條氏康父子三崎嶋山の櫻遊覽の催あり、小田原より舟に被召、渚に傍ふて御船漕ぐ陸地の御供は濱傳に汀に傍て續きたり、其日は三崎の城へ入り玉ふ。翌日城ヶ嶋へ渡海あり。其日、三崎字花暮は春時貴賤群集して、杯酒歡賞して城ヶ嶋の花を觀、日の暮るゝを忘れしにより、名くといふ。水難救濟會監視所在り。

城ヶ嶋燈臺 嶋の西端長鶴崎に設けらる。明治三年八月十三日初めて點火す。海面上十六呎、火光は初め白色なりしが、八年十一月十五日より綠色に換へたり。燈臺の所在地は、眺望空濶、絶好の遊覽地なり。城ヶ嶋は江戸灣の入口に在り、近海に暗礁ありて危険なれば、早くより航路の標識設けられ、既に慶安元年三崎奉行安部次良兵衛公命により嶋の東端安房崎に烽火臺を設けしが、延寶六年三崎奉行川田六郎左衛門此を廢して、嶋の西端西の山に燈明臺を設く。其の制木造にして、西の内

紙を四面に貼付し、油を塗りて火光を導く。一ヶ年の費用、油代永四貫五百六拾貳文（魚油一石一燈心代永五拾九文（但七千七））、付木代永五文四分五厘（但十二）、行燈紙代永五百貳拾八文、堂守給金永三貫文、合計永八貫百五拾五文貳分五厘なりしといふ。享保六年九月十八日浦賀奉行堀隆岐守、三崎代官河原清兵衛の時篝火に代へしより、永く其の例となり、翌七年五月より志摩國鳥羽菅嶋の篝火及城ヶ嶋篝火の費用として、浦賀港入津の船舶より石錢を徴せり。明治二年品川縣之を管轄し、後神奈川縣の管轄に移り、浦賀出張所にて管理せしが、三年八月新燈臺竣成したれば、爾後篝火を廢せり。新燈臺は横須賀造船所雇ブラウン氏の設計築造せしものなり。

定

- 一、篝の儀は諸廻船相模灘渡海第一の目的にて篝火方宜しからず候へば及難破船（あて）、自然人命にも拘り候條、焚方無油斷風雨烈數夜は別して出精可致事。
 - 一、篝新粗末に致間敷且薪負數等に付蟻りたる儀於有之は急度可遂吟味事。
 - 一、遠見番のもの沖合見張怠りなく、異國船は勿論其外怪敷船見候はゞ早々注進可致事。
- 附、地所のもの猥に入れべからず、御場所内におゐて御法度の購奕は不及申喧嘩口論酒宴等無用たるべく候
- 右之條々堅可相守もの也

月 日

城ヶ嶋臺場址 安房崎に在り。廣き笹原なり。四圍に土手の跡残り。文化五年浦賀奉行初めて砲臺を築き、同八年更に松平肥後守容衆修築し、文政四年浦賀奉行管轄せり。其の廢毀の年代詳ならず。

城ヶ嶋傳説

遊ヶ崎

鎌倉將軍遊宴ありし地なりといふ。（風土記） 頼朝公遊覽の時實平左願拳螺を投せしは此處なり（三崎志）。右大將頼朝公三崎遊覽の時土肥實平に命じて、多くの拳螺を海に放たしむ。實平左に向つて投せし故、左（よまきさう、えといふ）。因て後人實平貝とも云へり（三崎志）。是其の墓木なりと傳ふ。（三崎志） 或は道寸の臣三留實右衛門終焉の地なりとも云ふ。（磯口）

實右衛門松

遊ヶ崎にあり。永正中三浦道寸の臣龜崎兵部と云者板部岡左衛門に害せらる。

水 垂

頼朝遊覽の時、此地の清泉を以て煎茶及硯の水に用ゐられしと云傳ふ。（磯口）

初
聲
村

初 聲 村

〔位置〕 初聲村は三浦半島の西部海岸に在り。三崎町の北に接し、東は北下浦、南下浦の兩村に連り、北は長井村及武山村に隣り、西は相模灘に臨めり。〔面積〕 〇、五四方里。〔廣表〕 東西三十町、南北一里十八町あり。

〔戸口〕 本村の戸數は、大正六年十二月末日の調査に依れば、六百十一戸、人口は四千四百四十八人男二、二〇六
女二、〇四二あり。

〔産業〕 本村の生産總額は十八萬二千九百二十九圓にして、内農産物十五萬四千八百八圓、林産物四百五十圓、水産物一萬九千八百七十八圓、畜産物七千二百三十四圓、工業物一千二百七十九圓なり。職業別戸數は、農作業本業五〇七
副業四〇、飼禽其他動物飼養業本業五〇
副業五三、漁業本業二八五
副業三三、商業本業一三六
副業一三二、公務及自由業本業一〇
副業一六あり。郡内に於て農業の最盛なる地なり。

〔地勢〕 三面低卑なる山脈に圍まれ、西方海に臨む。武山の餘勢は北方より本村に入り、村内一帯に擴がれる丘陵となり、其の末岐れて一は西南に進みて宮田灣の北岸となり、一は南に走りて、南下浦村に入りて高臺をなす。姥神山は南部の丘陵中に稍高く表はる。入江新田はこの兩丘陵の間に發達し、入江川中央を流る。入江川は一に障子川又は精進川と云ひ、源を高圓坊に發す。丘陵地は一般に其頂平坦に耕作せられ、肥沃なる陸田となれり。海岸はすべて相模灘に面し磯岸に富む。北部に宮田灣あり。灣内に一嶋あり。波島はじまと稱し、周回五町、嶋上樹木多く風致極めて美なり。

交通 一與瀬三崎縣道は長井村より入り、天王坂を越えて南に過ぎ、三崎町に於て東部海岸の三浦縣道に合し三崎港に至る。西南部に三崎町小網代と本村三戸との間に渡船の便あり。

和田 村の北西部に在り。古和田郷と稱し、慶安年間分村して、本和田、赤羽根、竹之下の三村にわかれ、明治八年十月再び一村となる。三浦黨和田義盛の在所にして、其の遺跡と傳ふるもの多し。

白旗神社 字内田に在り。天照大神と和田義盛とを祀る。弘長二年の創建と傳ふ。天保二年社殿を修造す。明治六年六月村社に列す。社寶に兜本尊と稱する佛体六軀あり。青銅製にして、頗る蒼古の色あり。

和田館址 字和田里にあり。村の西北天王坂の西にある高臺なり。殿屋鋪なる地名を唱ふ。傳へて和田義盛の居蹟と稱す。今畑及山林となる。附近に城戸脇、空池、門後、出口、入口、大手橋等の地名残れり。

安樂寺 和田館趾の北方にあり、佛照山と號す。淨土宗、本村の天養院の末寺なり。和田義盛が宅地鬼門の鎮護として建立せりと傳ふ。

圓徳寺 字赤谷にあり。宮田灣口の左岸にして、近浦山大善院と號す。日蓮宗にて鎌倉本覺寺の末寺なり。永仁二年僧日範の勸建にして、元祿十一年の海瀟により堂宇悉く流失し、享保元年再建す。妙法經窟 圓徳寺の傍に在り。西の崎の崎頭にして蒼海を隔て、雲烟の間伊豆半嶋を望む。

正應二年日範南下浦より此地に移り、此の洞窟に籠居し、遙かに祖師の苦楚を偲びつゝ、題目を高唱し里人に教法を布きたりといふ。日範は本村の圓徳寺、延壽寺、三崎町大乘寺を建立したる人、同宗の九老僧の一人なりといふ。附近の景色甚だよし。

義盛塚 字大塚、舊三崎道の東に和田義盛の墓なりと傳ふる塚あり、由緒詳ならず。

入江新田、下宮田 入江新田は宮田灣の東岸にして、和田の南に連る。寶永五年本郡太田和村今武の人山田惣左衛門是重入江の地を開墾し、元文三年其の子儀左衛門是次の時成功す。山田氏の事績不明なり。下宮田は入江新田の南にして、南下浦村上宮田の西にあたる。黒崎西方に斗出して、宮田灣の南角をなせり。入江新田に村役場、下宮田に小學校あり。

若宮神社 下宮田北西部の田間小丘上に建つ。祭神は大鶴鶴命。永正中三浦道寸北條早雲と合戦の時兵火に罹りて舊記等一初焼失したれば由緒詳ならず。もと宮田郷の鎮守なりしが、分村の後下宮田村及上宮田村の中鹿穴及山ヶ谷二部落の鎮守となり。維新の後下宮田一村の鎮守となれり。明治六年六月村社に列し、大正四年九月神饌幣帛料供進神社に指定せらる。例祭九月十九日、當日は神事相撲あり。境内に市立ち頗る賑ふ。

延壽寺 黒崎に在り。日蓮宗にて鎌倉本覺寺の末寺なり。壽福山と號し、日範の開基にして境内に其の墳墓あり。日範は法華九老僧の一人にして、大善阿闍梨と號し、もと眞言宗の翹楚なり。本郡三崎町大乘寺及當村圓徳寺並に當寺を創建す。元應二年正月師資日朗の喪に遭ひ、悲泣に堪へず、報

恩勤修一日も懈らず、三月十五日一心に題目を唱へ、眠るが如く氣息絶えたり。其の世壽を知らず。

宮田太郎邸址 宇岩神安樂寺の西方山林中にあり。殿屋敷又は元屋敷(古屋敷)と稱し、傳へて

宮田太郎の邸址といふ。宮田太郎貞明は蘆名時連の後にて宮田郷に居る。詳傳を得ず。

妙音寺 字入ノ澤に在り。飯盛山明王院と號す。眞言宗延命寺の末寺なり。古の寺地は妙音寺原

にあり。小田原北條氏の祈願所なりき。

三戸、高圓坊 三戸は下宮田の西南に連る。南は小網代港を隔て、三崎町に對す。里人の説に古

へ内田太郎、庄司次郎、海月五郎と稱する土豪ありて、村内を分領せるにより、其名起るといふ。三

浦介義澄の子に三戸十郎友澄あり。此地の住人なり。此地の臺地より曾て先任民族の遺物を出し、今

も横穴の残れるものあり。高圓坊は和田の東北にあたり、武山村須輕谷に接す。里傳に和田義盛の孫

朝盛建保の亂に與らず、獨り逃れて此地に來り、剃髮して高圓坊と稱し、隨從の士十五人と共に土地

を開墾して此に住めりと云ふ。

福泉寺 字神田に在り。龍圓山と號す。淨土宗、鎌倉光明寺の末寺なり。天文中進藤和泉守開基

し、永祿中進藤隼人正僧空譽惠念を延きて中興とす。進藤氏は和田氏の餘類なりと傳へ、里中の舊家

なり。

三戸某宅跡 今分明ならず。風土記に「三戸某宅跡、海岸ニアリ、今陸田トナレリ。三戸氏ノ

事跡詳ナラズ」と記す。村社上諏訪社の掲記今に「眞純親王之孫、降爲武臣者、兵衛尉諱賴房、蓋

始居相模之三浦郡三戸村因氏焉、其後十八世、方建武元弘之際、孫三郎諱賴顯、從藩祖了禪公西徙、

於安藝稱陰内之三戸、子孫世爲臣屬、又七世佐渡守有次、方洞春公之時、屢有戰功、文書今藏於家矣、

後從天樹公又徙於長門焉。其後東府有邊警、相房之地適當其衝、幕府特命四大藩、分戍之、而三浦隸

倉之二郡、實爲我藩之所管、丙辰安政三年之秋、有次奉遣役之命、戍宮田邑之營、而宮田與三戸相距纔里

餘、於是乎往來其地、邑長有進藤氏焉、相傳舊爲三戸氏屬隸、見同其徽號、又得邑旁之一神祠、善祀三戸

氏之先者云矣。嗚呼世之相隔、殆五百年、而長與相、相距三百里一旦來此地、以得訪問故舊、似不偶

然者、因揭祠前記其因緣云。安政五年次戊午春正月、兵衛尉三十八世之孫、長州騎員四郎源有次謹具」

長井村

長井村

位置

長井村は、三浦半島の西南部に膨出したる地域にして、初聲村の西北に連り、東北は武山村に接し、西南北の三面は海に臨む。

面積

〇、七一方里。

廣袤

東西三十町、南北十七町あり。

區劃

本村には大字を附せず。全村を濱方、井尻、大久保、根方の四區に分てり。

戸口

大正六年十二月末日現在の戸数は八百四十戸にして、人口は五千四百三十五人男二、八五二、女一、五八三なり。

産業

本村は水産業及農業を主要の生業とす。其の職業別戸数は、農業本業二、五八三、副業三、五、飼畜其他動物飼

養業本業三五五、副業一、九二、漁業本業五、四九二、副業三、〇、工業本業二、〇、商業本業一、六一、副業三、五、交通業本業一、三、副業二、八、公務及自由業本業二、二、其

他の職業本業四、副業三にして、生産額は農産物拾萬貳千貳百貳拾五圓、水産物拾壹萬八千四百八拾圓、畜産物壹千四百八拾八圓、工産物貳萬四千八百五拾九圓にして、總額貳拾四萬七千五拾貳圓なり。

三崎と共に著名なる漁獲物の集散地なり。本郡の南部長井、初聲、南下浦等は煙草の産地にして、三浦業と稱し特種のものなり。當村に煙草專賣支局あり。

地勢 内原の臺地中央に蟠居し、其東北に窪地あり。川間川此の窪地を北に流れて海に入る、其の流域に水田發達す。西部は平地少く、南部は丘陵にして畑を有し、北部も丘阜多く畑多し、海岸の状態は沿岸磯礁多く屈曲著し、北に小田和灣あり、灣の南角をなせる假屋崎の西北に芝原嶋あり。水面を抜くこと少許、嶋上一樹もなく、平坦なる芝地を成せり。嶋の東北に粒根つねねと稱する暗礁あり。岩礁連続して灣内に入ること凡そ百七十間、假屋崎より

一四五

南は外海にして屋形、漆山、荒井の小港あり。荒井の南に荒崎あり、著しく西方に突出す、其西南六百間の海中に龜城と稱する暗礁群あり。波濤常に拍擣して相模灘第一の危険地と稱せらる。交通
 奥瀬三崎縣道は武山村より入り、本村の東部を過ぎて初聲村に通ず。本村の主要街區は皆縣道より離れ、西部の海岸地方にあるが故に、縣道より此等海岸地方に至る里道を生ず。荒井より長濱を過ぎて初聲村和田に至る里道を生ず。乗合馬車ありて、横須賀、三崎及葉山に通ず、又東京通の汽船發着所あり。

不斷寺

假屋崎に在り。三王山安樂院と號し、淨土宗、鎌倉光明寺末寺なり。古は鎌倉に在り、北條經時の開基にして、文祿元年現地に移れりと傳ふ。

長徳寺

屋形の臺地に在り。中嶋山井華院と號し、淨土真宗にして西本願寺末なり、傳へ云ふ。古大木流れて長井の海岸に寄り、夜々暗泣すること甚し。里人甚だ此を異む。偶々行基遊化して鎌倉に在り。此を聞きて來り見るに大和長谷觀音の像に用ゐたる餘木なり、依りて自ら不動の像を刻し、中嶋といへる地に置き、修法を以て井水を得たり。此れ當山の院號の起る所以なりと、文明中足利義量の近臣了念回國の途、當時の住僧の懇望によりて當寺の開基となれりと。鎌倉長谷の觀音の本尊は大和長谷の觀音と同木同作にして、徳道上人の作なりと傳ふ。養老五年藤原房前勅を奉じて、行基を導師とし、開眼供養の法會を修せる時、一軀を大和に残し、一軀は海に流さしめしに、天平八年六月十八日長井の海岸に出現す。事寂聞に達し、房前再び勅を奉じて下向し、鎌倉長谷の地を相して二字

を建立す。此れ長谷觀音の由來なりと云ふ。長徳寺の不動と鎌倉の觀音との傳説相似たる所あり。

荒崎

字荒井部落の南に在り。附近の海中に奇礁巖岩基布し、萬里の波濤蕩然として相拍激し、波躍り潮狂ひ、時に白雪を散らし、時に飛帛を懸く、崖下の景態忽に變じ頗る奇觀なり。一に城山と云ひ、三浦氏の壘跡なりといふ。嘉永年間長州藩此所に砲臺を設けたり。

海濤窟

荒崎の南東に續ける岬に在り。岬の中央部陥没し、海水常に奔注して深潭をなし、兩岸の密樹影を醸して碧愈碧、半嶋中稀に見る奇景なり。十文字洞は海濤窟の南東海岸に在り。海水浸蝕の痕天工の斧鑿の如く、巨岩洞開して自然の通路となる。亦奇勝なり。

箕輪

漆山の南海岸にある部落なり。海岸砂清く水澄み、浪穩にして、海水浴場として適當なれども、交通不便なり。附近に、佃嵐、お仙が鼻等の絶景あり。

長濱

大久保の南二町、村南の海岸にして、小灣を成す。砂濱廣く靜波去來して、心意自ら暢ぶるの想あり。伊豆の大嶋殊に近く見ゆ。風色佳なり。

唐人船

荒崎の北西に横根と云へる暗礁あり。一に唐人船といふ。嘉永七年正月十四日ベリーの率のし艦隊の一隻マセドニア號の坐礁せる地點なり。

長井村御用留に曰ふ。寅正月十一日九ツ時、豆州眞名鶴沖へ異國船四艘同國洲崎沖合へ貳艘相見え候様子注進有之候處、其間に十二日、十三日何方へ走り參り候や相見え申さず、同月十四日正六ツ時於相州三崎町城ヶ嶋沖合へ壹艘相見え時刻を得ざるに浦賀表を乗り廻り、同國小芝浦と申

處に夏嶋を前當に船掛致候。又々同尅大嶋前二艘程走り參り、間もなく城ヶ嶋沖に追々近き、時尅を得ざるに長井村字荒崎と唱ふる海岸より五里程も近付き、壹艘は小田原前八九里計も離れて相見え候處、右の船追々近付き、同日九ツ時於當浦字横根と唱候海底に有之候磯根に乗り上げ、船の前後動き不申候處に又々同日七ツ時頃蒸汽船貳艘軍船壹艘都合參艘乗り參り、碇を下げ船掛り居り候處、同七ツ半頃又々沖合に大蒸汽船壹艘見え一文字に乗り參り碇を下げ都合六艘船掛候處、明十五日朝正五ツ時頃横根に乗上候船を見て、沖の方より大蒸汽船壹艘參り大なる繩を掛候て引出し、夫より五ツ時六艘の船殘らず乗り出し、城ヶ嶋沖を乗り廻り、相總の間浦賀表を乗り廻り、先に船掛り居り候金澤の入口小芝浦と申す處に夏嶋を前當七艘程碇を下げ船掛致候。此れ當時長井村名主の浦賀奉行に報告せるもの、ペリー提督遠征紀行を參看すれば、情景推して知るべしなり。

武 山 村

先山村

武山村

位置

武山村は、長井村、初聲村の北に連り、三浦半島の西部海岸の中央に在り。西北は西浦村、東は久里濱村、北下浦村に接し、西は相模灣に臨む。

面積

〇、五六方里。

産業

東西三

十四町、南北二十一町あり。

區劃

全村を大田和、武、須輕谷、林の四大字に分つ。

戸口

大正六年十二月末日調査の戸數四百二十戸、人口二千四百九十六人、男一、三五〇、あり。

の産業は、職業別戸數によれば、農作業、本業二九五、飼禽其他動物飼養業、本業二〇、なる状態にして、生

産總額拾壹萬壹千五百貳拾七圓、内農産物拾萬七千五百五拾壹圓、林産物五百圓、水産物壹千貳百圓

畜産物壹千四百五拾九圓、工産物八百拾七圓なり。

地勢 東北より西南に長く、東南より西北に

狭し。武山の高峰南方に聳え、東北一帯は丘陵性の高地にして、西南に至るに従ひ漸く低平となり。

小田和の海岸に連る。小田和川は源を武山の麓に發し、ほと村の中央を流れて小田和灣に入る。小田

和灣は西部海岸に於て著名なる灣澳なれども、船舶の碇泊にはあまり便ならず。

交通 與瀬三崎

縣道は西浦村より來り、西部の海岸を通じて長井村に入る。横須賀市深田に起れる豊嶋武山縣道は衣

笠村より村のほと中央を通じ、林に於て與瀬三崎縣道に合す。

大田和、武

大田和は村の西南端に在り。西浦村長阪及狹野に接連す。三浦黨大多和三郎義久の

在所なり。大田和の呼稱は、今オホタワと讀めど、もとオホタウと讀みしが如く、東鑑に大多和おほほ三郎とあり。源平盛衰記には大黨三郎の名あり。大黨は大多和なり。現今小田和をコタウと呼び、小字知名に琴尾とあるに徴しても明なり。武は大田和の東南に隣る、三浦黨武氏の在所なり。

武山 字武の南方に聳ゆ。半嶋にて有名なる靈佛武山不動の在る所、高二百米、大楠山に亞ぐる高山にして、眼界空豁、近く房總の諸山を望み、遠く相海を隔て、富士箱根天城の諸山に對し、水天髣髴の際に大島を望む。南方には半島南部の山野を眺め、眺望絶佳なり。頂上に持經寺あり、武山不動と稱し、地方の信仰頗る厚く、春日には遠近の老若群集して甚だ賑はし。龍塚山不動院と號し、本村東漸寺の末寺なり。文祿三年奈良東大寺の沙門萬立の創立と傳ふ。

東漸寺 宇北武に在り。松得山長島院と號す。淨土宗、鎌倉光明寺の末寺にて、仁治年間長島肥後守といへるもの開基せりと傳ふ。寺に伊豆日金山に在りし地藏尊を置けり。

一騎塚 武山の西南麓、字赤池に在り。高約十八間南方に村役場あり。傳へて云ふ、建保和田の亂起るや武次郎此地より單騎鎌倉に赴き、和田氏に黨して戦死す。後此に葬るといふ。塚上に老松あり。動き松と云ふ。

矢城山 一に彌二郎山といふ。大田和字手取にあり。村社八幡社の南方にあたり、雜樹密生せる岡阜なり。里人大田和義久の居城と稱す。附近に大田和氏の墓と稱する五輪塔あり。

林、須輕谷 林は武の南西に連り、小田和川により太田和と境す、須輕谷は武の南にして、武山の西麓にあり。地勢高峻なり。

御幸濱 小田和灣の奥にして、林の海岸に連れる松並木を負ひ、右に佐島の岬、天神ヶ島を眺め左は長井の村落を望む。富士を正面に仰ぎ、大島を南に見、風光尤美なり。今上天皇陛下葉山御用邸に御遊幸中屢々御散策あらせられる。御幸濱の名は此に基く。汀上碑あり。其の文に云ふ。

車駕西幸、親行大禮之後、纔經二月、歲次丙辰春二月、幸本縣三浦郡葉山邸、註蹕行宮、同郡武山村字林之地、山海相待、風光妍麗、事達天聰、三月六日親賜臨幸、此地勝景初蒙觀賞、僻陬乍放光輝、尋十七日重賜宸覽、不翅山靈水伯欣舞不措、舉鄉感喜、以爲光榮無比、遐邇傳稱、遊履香至、鄉人胥謀、將撰佳名、勅貞珉立之海沂以標御褒之聖蹟、永傳寵光于後代、來請命名、乃薰沐檢字以御幸濱命之、茲將鐫石、聊誌所繇、目認來者、時大正五年丙辰五月、神奈川縣知事從四位勳三等有吉忠一撰。

黒石 林の中央部に小名黒石と云へる地あり。與瀬三崎縣道の東にあたり、須輕谷に通ずる道路の傍に巨石地上に露出す。里俗黒石といふ。永正九年三浦道寸北條早雲と戦ひ、新井の城に退却せる途中、小坪、秋谷、長阪、黒石、佐原山に防ぎしこと戦史に見えたり。黒石は此地を指す。黒石の東方臺地をオミサラガウチと云ひ、風土記に鬼三郎込と云ふもの之なり。三浦の軍勢の屯集せし所と傳ふ。

の西麓にあり。地勢高峻なり。

西浦村

西浦村

位置

西浦村は、武山、衣笠兩村の西北に連り、西南は相模灘に面し、北は葉山村に接す。

面積

〇、六四万里。〔廣袤〕東西四十二町、南北三十九町あり。〔區劃〕秋谷、蘆名、

佐嶋、長阪、狹野の五大字に分つ。〔戸口〕大正六年十二月末日調査の戸數八百九十四戸、人口五

千五百八十七人男二、九二〇あり。〔産業〕本村の主要産業は農業及水産業にして、生産總額貳拾參

萬壹千四百五拾貳圓、内農産物拾貳萬壹千七百九拾貳圓、林産物壹萬參千八百六拾參圓、水産物九萬

四百五拾四圓、畜産物貳千四百九拾參圓、工産物參千貳百五拾圓にして、職業別戸數は、農作業本業

五〇〇、飼禽其他動物飼養業本業三二八、養蠶業本業一五〇、林業本業四〇〇、漁業本業二四五、工業本業四三

五〇、飼禽其他動物飼養業副業二八八、養蠶業副業二二、林業副業四〇〇、漁業副業五〇、工業副業五八

商業本業七八、交通業本業二〇、公務及自由業本業三三、其他の職業本業二五、あり。特産物として、佐

嶋、長坂より石材を産す。年額九千圓、松越石と稱す。〔地勢〕大楠山脈西北に延びて長者崎とな

り、東北に亘りて武山々脈と交錯し、村内丘陵起伏して、平地少し。山に佛塚山、寶金山、釘落山、

花立山あり。何れも五十丈乃至六十丈に及ぶ。就中最も著名なるは大楠山にして、海拔七十九丈、郡

内第一の高峰なり。川は向坂川、北邊に在り。佛塚山の麓に發し、大楠山より出る横道川を合せて西

流し海に入る。流程凡一里七町。岩川は南部に在り、大楠山の麓より發し東南流して海に入る。長さ

一里。海岸は山勢の逼迫急なる爲め、岬角犬牙の如く、屈曲著しく、良港に乏し、北方葉山村との境界

線に長者崎斗出し、南に佐嶋半嶋の状をなして突出す。其の西北部に天神嶋、笠嶋あり。長者崎の南に鞠ヶ嶋、里嶋あり。嶋嶼岩礁の布置妙を極め、甚だ勝景たり。**交通** 與瀬三崎縣道は葉山村より來り、長者崎の鞍部を通じ、海岸の絶壁に沿ひ、秋谷に入り、芦名、長坂を経て武山村に入る。平坦なり。秋谷より大楠山附近を通じ、横須賀市に至る里道あり。

荻野、長坂 長坂は小田和灣の東北岸に當り、武山村の北に接す。永正年間北條氏と三浦氏と合戦せし古跡なり。荻野は長坂の東北にあたる山間の一邑なり。

正蓮寺 荻野に在り。荻野山と號し、日蓮宗、鎌倉妙本寺の末寺なり。當寺は初北條氏直の家臣小林平六左衛門時盛の創建にして、小林山小林寺と號す。當時は禪宗なりしが、寛文元年僧玄常中興し、三崎奉行山本三右衛門の允許を得て改宗せしといふ。

貝吹松 正蓮寺の後丘に在り。和田義盛と畠山重忠と合戦せし古跡なりと傳ふれど、地理に合はざること既に風土記に辯したり。思ふに永正年間北條早雲と三浦道寸と戦争せし時の古跡なるべし。松は既に枯れてなし。

間宮氏の墓 長坂字下の山に無量寺と云ふ淨土宗の寺あり。金剛山長壽院と號し、鎌倉光明寺の末寺なり。文治五年和田義盛が鎌倉に建立したりしを、後年此地に移せりといふ。此の寺内に間宮氏の墓あり。間宮氏は徳川幕府の船手頭の一人にして、天正十八年九月、三崎に海關を置かれし時、間宮虎之介高則水軍を督して三崎に在り。慶長元和の大坂陣には、高則向井忠勝、九鬼嘉隆と共に大

阪に到り、水軍を指揮して功あり。長坂は間宮氏の知行所にして、無量寺は間宮氏の菩提寺なり。當村の村社祖母神社所藏元和二年の棟札に地頭間宮寛助吉則の名見ゆ。其の後なるべし。

佐嶋、蘆名 佐嶋の長坂の西に當る。小田和灣の北角をなせる半嶋なり。附近に天神嶋、笠嶋等あり、景色尤美なり。芦名は佐嶋の北に連る。三浦黨芦名氏の在所にして、其の故蹟を存せり。文明年間東下野守常縁の次男平常和在住したること北國紀行に見えたり。

大楠山 芦名の東北に聳ゆ。西浦、衣笠、葉山の三村に跨る、標高二百四十米、半嶋第一の高峰なり。絶頂は平坦にして、登觀雄大なり。萬葉集東國歌に「あしかりのあきなのやまに、ひこふねの、しりひかしもよ、こゝはこかたに」である。「あきなの山」は則ち此の山を云へりといふ。古昔老楠樹茂盛せし故山名を得たりといふ。

御館 芦名の小字にして、村役場及小學校の所在地附近を云ふ。里俗の傳ふる所に依れば、御館權太郎の邸址なりと云ひ、新編風土記に「北條役帳ニ三浦秋屋權田式部亟ト見ユ。秋屋ハ則隣村ナリ。想フニ此所權田氏ノ居蹟ナルヲ土人權太郎ト誤傳ヘシナルベシ。」と辯す。此地は芦名氏の故地なれば、御館は其の邸館を構へし遺跡ならん。

城山 村役場の後背に在る小丘を云ふ。高さ二十間餘、一部は山林にて、一部は耕地なり。東北端老松の下に五輪塔三基あり。城主の名詳ならざれども、芦名氏の居城なりと傳へらる。**蘆名氏略系** 三浦黨蘆名氏には系統二あり。一は三浦義繼の三男三郎爲清に出で、一は佐原

十郎義連より出づ。蘆名三郎爲清は則ち三浦義明の弟にして、蘆名に住して蘆名氏を稱す。佐原義連の子盛連も蘆名氏を稱す。葦名系圖によれば「盛連爲嫁家後號葦名、在相州鎌倉邊」とあれば、或は爲清より出し蘆名氏を繼承したりしならん。盛連の子光盛光泰其の子泰盛、其の子盛宗、其の子盛員其の子直盛相嗣ぎ、直盛初めて黒川城を築く。城は則ち後の若松城にして今の福岡縣若松市なり。直盛の子詮盛、其の子盛政、其の子盛久相嗣ぎ、盛久子なし。弟盛信嗣ぐ。盛信の子盛詮、其の子盛高其の子盛滋、盛滋子なく、弟盛舜立つ。其の子盛氏に至り家聲大に振ひ、遠近來服するもの多し。盛氏の子盛興早世し、二階堂盛義の子嗣ぐ。此を蘆名盛隆とす。織田信長に通じ、其の奏請により、三浦介に補せらる。又黄金三十兩を朝廷に献じ、遠江守に任ず。伊達政宗と戦ひ、寸歩も疆邊に近かじめず。後臣下に弑せられ、男龜王早世し、佐竹義重の二男義廣を迎へ盛隆の女を配す。義廣改めて盛重と稱す。家臣の軋慄甚しく、伊達政宗のため乗せられ、終に敗北して常陸に逃る。豊臣秀吉此を憫み常陸江戸崎に置く。後遂に亡ぶ。

淨樂寺 御館の西南にあたり、金剛山勝長壽院と號し、淨土宗、鎌倉光明寺の末寺なり。文治五年二月二十日和田義盛建立七阿彌陀堂の一なりといふ。徳治元年光明寺二世寂恵中興す。徳川時代に寺領二石を給せらる。承久二年平政子の銘ある鏡面佛像、天正十八年小田原陣の制札を藏す。

十二所神社 御館の東北海岸に臨める山腹に鎮座す。維新前十二天と稱し、東鑑に三浦十二天であるもの此なり。壽永二年八月頼朝夫人平政子安産祈禱の爲め、佐原十郎義連當社に奉幣す。文政

二年三月十六日會津藩の郡奉行石澤義則藩主松平容衆の代行として、當社に大祭を行ひしことあり。其の祭文次の如し。祭神は國常立命以下十一柱の神にて、明治六年六月村社に列し、四十二年十月神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

相模國御浦郡葦名里鎮座須十二天大明神乃瑞廣前申佐久、神世天地開闢事始座寸國常立尊十二柱、皇大神乎合祭奉土聞申、草創年時未詳、鎌倉府開世、治承中平義連乎使氏祈請留事、古史爾母見申、其來歴也嘗之、是爾我所領留、御縣三浦鎌倉郡内、陰陽和順、五穀興里甘棠辛蔬、奥津藻邊津藻爾至左右、豊登多産比成業巨、國人安穩爾守護賜止、郡司石澤義則乎使氏、代官鈴木直方乎相副、所屬之有司等乎列爾、山海乃品物乎八机爾、恭供呈懸禱留、此狀乎平久安爾所食天、守護福祐因賜土、稱辭竟爾奉土申寸。文政二卯年春三月十六日己會津城主左近少將從四位下源朝臣容衆敬白

秋谷 蘆名の北に在り。村の北邊に在り。

大崩 長者崎より南に秋谷の聚落に至る間、地勢甚だ脆弱にして、山岳崩壞して海に入る。此れ其地を大崩と云ふ所以なり。此の脆弱なる地帯は千葉縣安房郡の東海岸より連續し、衣笠村小矢部を過ぎて、此地に出づるが如し。斷崖の下岩礫亂立し、波濤常に濺蓋して景致甚だ佳し。永正九年三浦義同北條早雲に敗られ、岡崎城を逃れて住吉城に據り、更に新井城に退く、遂に此地にて北條軍と戦ふ。

子産石 大崩の南字久留和の海岸に産す。軟弱なる岩層中に圓形の硬岩を存し、波浪によりて其

の形を現はし、終に離脱す。小なるは徑漸く寸を以て數ふべく、大なるは一尺以上に及ぶ。好事者の珍重するもの多く、また安産の利益ありとて、婦女子甚だ之を愛す。

立石 大崩の南梵天崎の近くに在り。巨巖海中に特立し、巖上に矮松を生じ、形狀甚だ奇、側より見れば達摩の座せるが如し。此附近遠く遙碧の末に、大嶋を望み、近く半嶋南部の海岸の曲折を眺め風光頗る麗し。梵天崎には御用邸附屬の御茶寮を設けらる。

神明社 天照大神ほか五柱の神を祀れる村社なり。元弘元年八月若命伊豆守基盛の勸請と傳ふ。安政五年四月長門萩藩の郡奉行井上勝行大祭を行ふ。

安政戊午夏四月於相模國三浦郡秋谷之社、奉迎諸神設不時之祭儀、郡宰井上勝行謹告神靈。嘉永六年癸巳冬十一月我公承相模國海岸防寇之命、管相南之地二萬石、以其民庶供賦役、則於其民制、撫之愛之、欲使之盡安逸富饒、是我公之命意也。然而公之命意偏及管内、使其民各欣慕者、郡宰之職也故構意苦思無所不至。雖然彼歲有震災、此歲又有風災、天災頻至、近頃又某月某日某村有竊盜、某日某村罹火災、比年管内動不安康、公之意如此、勝行等用心亦如此、則天宜降福、而天災如此者何哉。勝行等奉公之意有猶所未至邪、然則神夫罪我勿害生民、嗚呼無罪之民遇災害、失其產業終遂父母離妻子者不、為不多矣、此等之事不堪視聽、神夫佐之惟祈、郡宰長藩井上勝行稽首再拜

附錄 人物誌

附録 人物誌

附 録

人 物 誌

本篇は最初各町村誌に收められども、其の紙数を減じたる結果自然削除すべかりしも、先人の遺筆流風捨つるに忍びがたく、別に附録とせり。耳目の及ぶかぎりを盡したれども尙遺漏あるべし、此は他日を期す。収録せる人物は皆物故せるものに限り。今日生存の人篤行高風の士無きにあらず、たゞ生前其の傳を作ること忌むのみ。尙は半嶋に關する漢詩、和歌、俳句、文章等も編輯したれども、紙数の都合により割愛せり。

中根東里 浦賀町字新町に顯正寺と號する日蓮宗の寺あり。寺内本堂東側の墓地に中根東里の墓あり。墓は正面北向にして、「東里居士墓」と記し、側面に「居士姓中根諱若思字敬父亦稱孫平伊豆人明和二年乙酉春二月七日以疾卒年七十二」と記せり。東里は江戸の儒者にて、通稱を貞右衛門と呼び、伊豆下田に生る。父は醫を業とせしが、東里十三の年に世を去れり。此に於て東里は母の命に従ひ郷里の禪院に入り、薙髮して證圓と呼べり。後山城に赴き宇治黄栗山に入り、悅山禪師に師事して禪を修めたり。後又江戸に來り、下谷の蓮光寺に住み、淨土宗を究めて偏く佛典を涉獵する傍、荻生徂徠に就きて儒學を學べり、明敏衆に超えければ徂徠甚だ奇賞す。東里寺に在ること數年、自ら僧侶たるの非を知り、遂に還俗す。後年徂徠の學を疑ひ、自己の見解を述べて、其の説を論駁し、終に室鳩巢

の學風を慕ひて其の門に入り、更に陽明學を尊信して、舊學を棄つ。東里開達を求めず、常に退落に甘んじ、資用乏しければ、糸針の類を販ぎ、又竹草履を造りて此を賣り、數日の資を得れば戸を閉ぢて讀書に耽り、妄に人に接見せず、人目して草履先生といふ。人名其の浦賀に來りしは如何なる緣故あるにや、未だ詳にせず。東里の墓に近く、中根權右衛門重勝夫人の墓あり。夫人は淺野氏元文三年四月十八日西浦賀に卒すと記す。其に隣りて中根清右衛門の墓あり。墓に諱孔照、字は叙德、伊豆の人なり、寶曆十一年十月二十九日疾を以て西浦賀に卒す、年六十二と記せり。或は此れ東里所縁の人なるべきか。

中島三郎助 中嶋三郎助は諱を永胤と稱し、號を木雞又は司唇齋と呼ぶ。文政四年正月生る。父諱は永豊、通稱清司といふ。家世々浦賀與力なり。三郎助幼より學を好み、和漢の書に通じ、和歌俳諧詩文みな巧思を積む。頗る時務に明なり。性謹直にして猥りに言笑せず。天保中家職を繼ぎ、嘉永六年ペリーの來朝に際して應接掛となり、奉行井戸、戸田兩氏を授けて令名あり。後徳川幕府の命を受けて長崎に遊び、和蘭人に就きて航海、造船の術を學び、歸りて海軍操練所の教授となる。後幾もなくして病の爲め致仕す。慶應三年軍艦開陽新に成るや擢でられて軍艦役となる。維新の際、官軍東下するに及び、三郎助父子、同志近藤義徳、佐々倉松太郎義道、福西脩太郎、朝夷正太郎義和、同苗三郎義利、柴田伸助正坦等と共に脱走し、板本和泉守武揚と共に函館に奔り五稜廓に據る。二年五月官軍大舉して來り攻む。時に三郎助千代岡の堡壘を守る。事終に爲すべからざるを知り、刀を抜き突

進し奮戦して死す。時に三郎助四十九、二子永保、永省亦力闘し遂に耦刺して死す。永保は二十二、永省は二十一、後人浦賀園に記念碑を建つ。

中島三郎助碑 浦賀園に在り。外務大臣海軍中將子爵板本武揚氏の筆にて中嶋君招魂碑と題す。文は錦雞間祇候田邊太一氏の撰む所、其の文に曰ふ。

明治紀元之歲、徳川氏既歸政、其陸海軍兵轉戰與羽、遂據函館、官遣兵討之、抗戰逾年、卒以乘寡不敵、勢日益蹙、中嶋君時守千代岡、慨然謂其衆曰、吾屬以百千逃亡之餘、與天下爲敵戰支數月、志雖不遂、亦以爲徳川氏遺臣吐氣、死固無憾也。堡有廿四斤鐵砲、朽且鏽矣、至事不可爲、則裝彈丸倍填火藥、令一轟而爆、既用慶敵、且自殲焉。聞者莫不扼腕泣下爭以死自誓、既而蟠龍回天二艦或燬或沈、辨天臺堡亦陷、官兵乘夜未明合圍千代岡堡、君與其二子恒太郎英次郎及部下士數十人皆戰死、時明治二年五月十六日也。君諱永胤、通稱三郎助、家世浦賀奉行廳與力、天保八年君年尙少、以礮驅外船受賞、嘉永六年米艦之來、君挺身敢當、君之名由是著矣、君又擅巧思、嘗監製鳳凰晨風二艦、試其船械戰準頗合程度、當是時國人之知、倣泰西式製艦者絕妙、官益重賞賞之、安政二年奉命至長崎、就荷蘭人習航海造船術、愈益有得、還補軍艦操練所教授、未幾移病家居、慶應三年開陽艦新成、至自荷蘭、君以兩番上席、軍艦役起用、入艦即自奮、欲以身與艦相終始、迨開陽艦至江差欄礁而壞、君亦遂死千代岡之難、蓋其志定然也、君體僅中人、瘦削不勝衣、嗜國歌工俳句、而跌宕負氣、重士子好施、見義奮發、有古烈士之風、卒能決然赴難、一瞑不顧、嗚呼壯、

己死時四十有九、子三人、長次皆殉君死、三與會八、時在襤褸、今承其家、爲海軍士官、以世君之業云、五五。

中島三郎助墓 字洲崎東林寺境内に在り。墓誌に曰く「中嶋木雞翁、諱永胤、稱三郎助、文政四年正月廿五日生、家世爲浦賀與力、及翁以航海術、擢軍艦役。徳川氏之蒙朝議也、翁與榎本和泉守等海路東走、屢抗官軍、轉戰入干函館、戊辰八月脱走入干函館、官軍遣使諭以順逆之意、翁不可、既而官軍大舉逼岩、翁知事不可爲、乃拔刀突出、大戰遂死之、二子永保永省亦殉、爲實明治二年五月十六日也、後靜岡藩祿養翁季子與會八、班士族。女婿岡田乾三謹誌并書、男中嶋與會八建。

あらしふくゆふへの花をめてたかる

ちらて過へき世にしあらねは。

(右中嶋翁絶命吟、關根美果書)

中島恒太郎墓

三郎助の墓に對して、その長子恒太郎の墓あり。墓に記して曰
君諱永保、稱恒太郎、嘉永元年十一月三十日生、己長而爲浦賀與力、戊辰八月脱走入干函館、屢抗官軍、明年五月戰破遂死之。

中島英次郎

顯正寺墓地に在り。英次郎は中嶋三郎助の二男、明治二年五月五稜廓に戰死す。墓誌に曰ふ「君諱永省、稱英次郎、實中嶋三郎助二子也、初祖清司仕幕府爲浦賀與力、年老致仕既而再徵復舊職、居五年身益老、乃解其職、以君承其後、蓋特典云、王師之東下也、君年十八、從父脱走、

入干函館、在干代岡砦、佐父屢與官軍戰、及砦陷遂死之、後無嗣。」

西野前知 前知通稱佐六、文政五年二月浦賀に生る。父を佐五平と云ふ。家世々浦賀奉行に隸し回船問屋を營む、佐六壯年家職を繼ぎ、下田問屋年寄、三方問屋行司に選まれ、回船検査、石錢徴收の事務を執る。維新後神奈川縣出張役所に仕出し海關の事務を掌る。後浦賀戸長役場に入り、晩年風流韻事を樂み、明治二十六年十月歿す。壽七十二。佐六若くして和歌を學び、桂園の風を慕ひ、頗る其の道に達す、閑居の後専ら子弟を集めて歌學を講ず。小出繁、福住正兄、中嶋木雞等と親交あり。明治二十三年勅題寄國祝に詠進して預選の榮を荷ふ。歌に言ふ。

北の海にとるやひろめのいやひろく

國もさかゆるきみか御代かな。

松嶋紀行、黒木集の著あり。

香山榮左衛門

彼理提督日本遠征紀行に著はる、浦賀奉行組與力にして、屢々其の乘艦に赴き交渉の任に當りしものに、香山榮左衛門あり、其の傳記未だ世に普からず。浦賀町西岸叶神社境内に在る碑其の要を盡せり。曰ふ。

君諱永孝、香山氏、稱榮左衛門、紀藩刈谷君允塞次子、文政四年十日生於遠江新居、年十五、爲香山堅兵衛所子養、相模浦賀與力也、堅兵衛君歿、君又爲與力、食四十石、天保十四年更食八十石、嘉永六年六月米利堅合衆國遣使來浦賀、應接甚苦、君奔走周旋、竟得了事、秋築明神崎砲臺、有勞命

以見祿爲譜第、蓋異數也、明年正月米使復來、將迫江戸、政府復用君說、乃相續濱爲應接地、以得不迫、四月召拜富士見寶藏番、徙居江戸。文久三年爲步兵差圖役頭取、班小十人、時將築浪華砲臺、命君監督、君觀地勢不可、上意見事遂寢、元治元年六月兼歩兵組改役、會常野賊起、政府遣一軍討之、君在遣中、進至雲雀塚、會戰八度頗有功、然議論不合、褫官而歸、慶應三年復以前官起、維新之際藉靜岡、卜居東京巢鴨、開茶園養閒、明治十年四月三十日病歿、年五十七、葬於柴井墓地。配岡田氏、生三男、長永隆、見爲海軍大尉、次實造出嗣内藤海翁家、季芳雨善丹青畫。爲人忠直果毅、通曉事務、不爲苟合、屢敗於讒、然至誠奉公、故顯而能起、又長巧思、嘗與同志倣洋製造戰艦於浦賀、寬永以後大艦之作以是嚆矢云、服部元彰撰。

香山永隆 香山氏一族の墓は浦賀町字新町顯正寺に在り。香山榮左衛門永孝の父堅兵衛の墓亦此城にあり。その墓に記す。「香山家十代之嗣子、在官二十年、俗稱堅兵衛久慶、卒年三十有二、天保四癸巳正月初四日歿。永隆は永孝の長子、堅兵衛の孫なり。碑は顯正寺内にあり。碑文に曰。

故海軍大尉香山君、舊幕府相州浦賀港與力、諱永孝之子、母岡田氏、天保十一年生于浦賀、嘉永六年米國來逼乞貿易、幕府令嚴海防以備不虞、君受命戍同港明神崎砲臺、後幕議決和親、海防解嚴、安政二年關人獻軍艦、於此君受命、與麾下之士數人、往長崎受海軍術于蘭人、及學成東歸、幕府以軍爲艦役、實爲皇國海軍術之權輿、明治元年德川幕府奉還大政于朝廷、徙封于駿遠參、君決志歸農、卜居于都之北方巢鴨、以謀其終、明治三年朝廷召爲海軍術教授、其四年累進至正七位海軍大

尉、今茲十三年二月二十九日病歿于官、君諱永隆爲人沈靜而有才思、事親至孝、善書畫、配萩原氏、生五男四女略下

合原猪三郎 浦賀町字田中に常福寺と云へる淨土宗の寺あり。此の寺の墓地にも浦賀與力の墓多く存す。その中に合原操藏義訓の墓を見る、義訓は浦賀與力中最も砲術に長じたる人にて、嘉永六年米使久里濱に上陸したる時には、部下の砲隊を率ゐて、警備せり。明治六年九月十八日歿す。猪三郎は義訓の弟にて、諱は義適、標堂と號し、亦浦賀與力なり、嘉永六年米艦浦賀に來る。義適、中嶋永胤、香山永孝等と共に應接掛となり、斡旋頗る力む、安政の初下田奉行の再興せし時、移りて下田に赴き、五年外國奉行の屬僚となり、神奈川港が開港場となるに及び、其の地に移り、拔擢せられて神奈川奉行となる、文久三年十月二條城留守居役に轉じ、元治元年七月目付役に進み慶應四年一月大目付を命ぜられ、出雲守と爲る、蓋し異數の榮達なり、其の二月病に依り職を辭し、明治三十四年四月一日日本郷龍岡町の第に終る。享年七十五。

白井藤一郎 故海軍造船大監正五位勳五等白井藤一郎は浦賀の人なり。先考諱は道考、先妣は山崎氏久里濱村なり、安政三年四月生る。初め諱を道紀と稱し、藤一郎は其の通稱なりしが、後諱を廢す。家は世々浦賀與力なり。維新の際浦賀廳の屬僚多くは遠江に移る。道紀父と共に遠江掛川に移り、静岡藩の士藩に列す。年甫めて十餘、沼津兵學校に學び、明治八年工學塾寮に入り、機械工學を専攻し、優等を以て卒業し、工學士となり、海軍三等工長に任せらる。次で大技士に進み、横須

賀造船所機械科長となり、累進して造船大監となり、從五位勳五等に陞叙せらる。此より前、日清戦役の起るや横須賀に在りて艦船を造修し、三十年造船監督として英國に派遣せられ、三笠、朝日二艦を監造し、五年にして其の任を終る。三十六年佐世保海軍造船廠長に補せられ、更に造船部長と爲る。翌年日露の國交斷絶し、兩國砲火を以て見ゆ。佐世保は海軍根據地として、艦船の修理劇に繁忙なり。氏日夜勵精して艦船を修理すること前後數十艘。八月我第二艦隊蔚山沖に敵艦隊を破る。我艦の損傷するもの佐世保に還り、修繕六日を期す。時に氏病む。命を聞き疾を冒して督勵す。人之を止むれども聽かずして曰ふ、此れ我が職務なりと。拮据眠らざること數晝夜、其の工辛うして畢り、氏遂に起つことを得ず、八月二十三日佐世保海軍病院に歿す。享年四十九、歿するに臨み特に正五位に叙せらる。夫人高橋氏遺骨を護り、浦賀に歸り東福寺の塋域に葬る。寺内に帝國大學講師内田周平氏の撰文を刻せる碑を建つ。本小傳は則ち此に據る。

樋口有柳 有柳は通稱吉左衛門、家は東浦賀に在り。其の父吉左衛門は紀伊宮原の人なり。十二歳浦賀生駒氏(宮井氏)の肆店に仕へ、後樋口氏を繼ぐ。時に嗣家の産稍傾かんとする際なりしかば、粉骨して産を理め、家復た富む。有隣又は橋畔と號し、花道に通ず。有柳は又陶亭と號し、曾て交友知己二十餘名の奇行を編して、近世浦賀騎人傳を著す。

宮井素柏 素柏は通稱與右衛門、浦賀の人なり。家は世々干鯛問屋を業として富庶の名あり。素柏は宮井氏三代の祖にして、幼名を金五郎と呼び、長じて風流の道を嗜み、家事を支配人に任せ、

自ら内川新田に支亭を設け、名を改めて與兵衛と稱し、壯年より閑居す。雪中庵蓼太に就きて俳諧を學び、其の歿後涓滴庵素丸に學ぶ。性頗る酒を嗜み、常に客を集めて酒盃を離さず。歿するの夜淨瑠璃を語らしめ、且つ聞きかつ喜びつゝ、翌朝莞爾として逝く、時に文化十三年十二月二日なり。壽五十三、弱冠より自ら日記を記して一日も廢せず。天明六年元旦より終焉の日に及ぶ。天象人事細大洩らす所なしといふ。

松下桑壺 桑壺は小字國五郎、後に吉兵衛と改む。世々仙臺、南部兩侯の米穀運漕の回船を指揮す。暇あれば茶事、蹴鞠を弄び、文を好み、書を能くす。また俳諧に長じ、佳吟あり。中年家を嫡子に委ね、自ら九兵衛と稱し、江戸に遊び、更に遠く松前に至り、蝦夷人を使役して業を營み、年を重ね。後故郷に歸り、和漢の史類を書寫して傳ます。文政七年六月十八日歿す。享年八十歳。其の句に曰ふ。「蝙蝠や大門くゞる二月月」

宮原石二 通稱治兵衛、石二は其の號なり。紀伊有田郡宮原の人、幼名を藤松と呼び至孝の名あり。家世々商業を營み頗る富めり。宮原の地に本店を置き、浦賀に支店を設け、時を以て往復して業務を執る。石二慈悲の心深く遠隔の地と雖、貧窮のものあれば密に物を贈り、近隣に窮民あれば財を門前に捨て、私かに拾はしむ。その賑恤するや必ず姓名を秘す。事官に聞し家格を進めて町年寄となり、國守より姓の生駒を改めて宮原と稱するを許されたり。俳諧を雪中庵蓼太に學び雅名遠近に聞ゆ晩年癡癡して壽安と號し、乘誓寺勤善法師の弟子となる。其の時の句に「七草や塵にまはしはる佛の

座」あり。老いて益々謙讓を守る。文政九年八月二日歿す。

澁谷柾柳

柾柳は奥州三春の人なり。江戸に游学して醫術を修め佐川三順と稱せり。後澁谷家を嗣ぎて、宗哲と改む。諱は業廣又石嶽堂と號す。詩文俳諧に長じ、嵐窓とも號す。性卓學にして富貴に媚びず、貧賤を輕せず、世財裕ならざれども意に介せず、寛政八年八月廿日歿す。年三十八。

僧 深本

俗姓半五郎と稱し、任侠豪雄にして頗る奢侈に驕る。中年娼家を開き江戸屋と號す。或年江戸に遊び高僧の教誨に服し、無常の理を悟り、歌妓娼婦を釋して、或は産を授け、或は家に歸らしめ、家宅を估却して、親戚知音に分與し、自ら一衣一鉢の身と觀じて故郷を去り、京都黒谷に入りて剃髮し名を深心とあらため、近畿の靈場を巡拜し居たりしが、後紀伊に赴き徳本和尚に仕へ名を深本と改め、暫く此に止り再び郷里に歸り、一字の草庵を結び、念佛唱名の外他事に關らず。一日曾識の家を残りなく訪問し、其の翌日の正午念佛の聲やみて眠るが如く命終りぬ。時に文化六年四月十九日、年六十一、其の墓浦賀町田中常福寺に在り。大譽果向深本法子と刻せり。

幸保定虎

幼名は喜太郎、後に彌兵衛といふ、浦賀の人なり。性剛強にして曠達なり。中年家産を破り「瓦出て草に涼し、きりぎりす」と書して、友に送る、友の返じに「足ることは草にこそあれ露の庵」平生の交友思ふべし。また一日素麵を調へりてて友を招き、自ら語る、我今朝の料に充つべき米なし、よりにて此を造れり、されど空しく獨り食せんも本意にあらず、故に足下を招ぐと、潤達おほむね此の如し。後江戸に出で順調なる境遇となり、故舊知己に遭へば、戯場を誘ひ、酒亭に伴ひ

財を散じて快然として醉を勤む。文政元年六月二十四日歿す。年五十五。

宮原屋瀛洲

二宮尊徳翁の書狀留に天保十二年十二月十五日野州櫻山より、浦賀の宮原屋治兵衛、同瀛洲、橋本三左衛門宛てし書束あり、宮原屋治兵衛は前記宮原石二の後、橋本三左衛門は湯淺屋と號し其の後今に存す。瀛洲は通稱清兵衛、加賀藩の用達を勤め、前田の姓を許さる。大磯川崎屋事件により、尊徳翁の徳風を慕ひ、報徳の教を信奉せり。天保十二年尊徳翁下野櫻町に在り、瀛洲等遙かに其地に至り面諭を受くること數日、瀛洲の名は報徳夜話に散見せり。

小川茂周

茂周は浦賀町大津池田の人。通稱三郎左衛門と云ひ、天保六年七月生る。父を房一と呼び、家は世々農を業とし、地方に顯はる。嘉永元年歳甫めて十四、選まれて名主見習となり、次で名主と爲り、農兵世話役、三浦郡大惣代等を勤め、明治三年大津村戸長となり、六年神奈川縣第十五大區々長を命ぜられ、十一年神奈川縣三浦郡長に任ぜらる。則ち本郡最初の郡長にして、爾來在職二十年の長きに亘り、力を地方の開発に致し、頗る衆望を得、二十八年初めて勳六等に叙し、瑞寶章を授けらる。三十一年二月神奈川縣柄下郡長に轉じ、後致仕して、三十五年十一月卒す。壽六十八、特に從五位に叙せらる。

峯嶋茂兵衛

茂兵衛は久里濱村八幡久里濱の人なり。幼字を權九郎と呼び、同村三富氏は其の生家なり。年甫めて十三、東京に出で濱町の商家峯嶋氏に仕へ、辛勞して、主家に盡し、遂に其の家を紹ぐ。身を持つる儉素、巨富を致す。本郡浦賀町と久里濱村との間に久比里阪の嶮あり。行旅艱嶮

に苦む。茂兵衛深く此を慨し、私費を捐て、改修を企て、明治四年四月工を起し、十一月竣工す。役する工夫八千餘、掘下四百二十尺、廣十二尺、衆人皆其の徳を稱す。事官に聽え、金杯一個を贈りて其の善行を賞す。

飯嶋きよ 南下浦村金田の人。夫治兵衛赤貧にして家族八人を擁し、活計頗る窮迫せり。きよ此を厭はず忠實に夫に仕ふ、近隣其の眞實を稱す。時に父利平病む、きよ自ら蘭蓆に臥し、己の着衣を脱して病父に被ひ看護を怠らず、其の行頗る奇特なり。明治十二年五月神奈川縣令嘉賞して、此を旌表す。

湊 竺卿 三崎の人。事績詳ならず、浦賀の商人前田瀧洲と同時代に二宮尊徳に師事したる人なり。

松月市明 三崎の人。本姓は木村氏、松月庵市明と號し、俳諧の宗匠なり。父は鶯丘舎舛也といふ、亦俳人にて、海南神社社頭の燈籠に其の文を鐫る。市明に三崎志三卷の著あり。三崎地方の地誌研究の参考書として推すに足る、天明七年三月卒す。

桑田永覺 三崎の人、最福寺の住僧なり。天資穎敏にして頗る學を好む。十二歳の時下總國に赴き銚子に於て宗乘及華嚴を學ぶ。後豊後日田の儒者廣瀬旭莊の門に入り、儒學を修め、詩文に通達す。十九歳本山の學林に入り、得業となり、尙師を求めて唯識因明を究め、才識衆人の推稱する所と爲る。然れども三十歳にして眼疾を患ひ、遂に失明し、歸居して寺域に攝心齋を設け、心耳を養ひて

肉眼の不具を補ひ、門人を教導し、諸記する所を門人に授けて筆録せしむ。詩文を以て訂交するもの頗る多し。明治二十八年四月寂す。年六十四。

草場平藏 天保三年十二月高座郡藤澤に生る。十二歳の時、三崎町南部屋徳左衛門の店員となりてより六十五年の間一日の如く、四代の主人に仕へ、忠勤を勵み、主家の擴張を圖り、恤窮奉公の行實頗る著はる。明治四十二年一月神奈川縣知事其の徳行を賞す。

中野ふゆ 三崎の人、病夫善四郎に仕へ、貧苦の間に處し、子女二人を養育し、志操を渝へざること五年、明治十二年五月神奈川縣令其眞操奇特を賞す。

若命信義 西浦村秋谷の人、天保九年七月生る、小字を豊吉と呼び、三歳の時、父を失ひ家職を繼ぎて名主となり、名を改めて源左衛門と稱す。七歳職を他に譲り、十四歳劍術を鶴間某に學び、後江戸に出で、天野庄宗の門に入り、眞影流を學ぶ。二十五歳家に歸り再び名主の職に復す。明治元年關八州取締方の設けられし時、三浦郡取締役を命せられ、六年三浦郡の地に第十四、第十五の兩大區を置かるゝや、第十四大區長に任じ、十一年大小區制の廢止と共に官を辭し、十二年初めて神奈川縣會議員に選まる。信義壯年より意を産業の發達に注ぎ、既に慶應二年八王子より桑苗を購入して、村の共有地に栽植し、村内に養蠶業を奨勵し、明治二年田川某と謀りて京濱間に乗合馬車を創め、八年三崎窮民救済の然め、機寸製造會社を起し、十二年郡内の有志と協同して、三浦汽船會社を創立し又郡内牛馬の不足を憂ひて縣官山東直砥と圖りて牛馬の飼畜を奨勵し、横濱に牧畜株式會社を設立す。

然れども皆永續せずして廢す。十五年山東直砥と共に東京築地に日本製氷株式會社を創立せしが、時運に隨ひて創盛を致せり。四十年齡七十にて歿す。

坂本龍馬夫人の碑 浦賀町大津信樂寺前に建つ。夫人姓は槽崎氏、京醫槽崎將作の長女なり。將作は慷慨愛國の士、頼三樹三郎、梅田雲濱等と訂交して、王事に奔走す。其の歿後、家計窮迫して一家離散す。土佐の志士坂本龍馬亦將作と國事を談す。故を以て、其の家族の漂零を坐視するに忍びず。乃ち情を伏見の旅舎寺田屋に明して、龍子を托す。龍子頗る機智に富み膂力また壯夫に匹す。深く龍馬の恩に感じ、勤王の士に志を寄せ、屢々其の危難を救ふ。後龍馬龍子を娶りて正夫人とす。

龍馬歿後故ありて夫家を去り、近江の人西村某と同棲し、大津に來り、吉本治右衛門字保に假寓し後横須賀町觀念寺に移る。一世の志士を援けて、能く王事に奔走せしめし前半生の光彩にも似ず、頗る落魄たる生涯を送り、明治三十九年一月終に薄命の裡に世を終れり。後有志其の跡を吊らひ、「贈正四位坂本龍馬室之碑」なる石碑を建立す。「龍子後年姓名を換へて西村ツル子と稱せり。

三浦氏の興亡

三浦氏は鎌倉幕府の創立に興りて功あり。其の盛時に當りては、一門要路に顯達し、鎌倉武士の首班に位したり。建武以後足利氏鎌倉に管領を置くに及び、其の麾下に配して、馳名坂東に響く。戰國群雄割據するに當り。北條新九郎長氏武相を經略せんとし、然も三浦氏の強を挫くに苦む。曩祖爲通康平年間衣笠に城きしより、永正年間道寸早雲に亡ぼさるゝに至るまで、前後四百五十年間、半嶋の歴史は則ち三浦氏の興亡に係る。

三浦氏は桓武天皇より出づ。皇子葛原親王常陸の大守に任せらる、其の孫高望王平氏を賜はり臣籍に降る。五男子あり。長を國香と稱し、平清盛の遠裔なり。季を良文と稱し、鎌倉郡村岡郷現村岡村(一説武藏國大里郡)を本居として村岡氏を稱す。

良文に四男あり、長を忠通、次を忠常、次を將常、次を良尊山邊と云ふ。忠通の長男爲通は則ち三浦氏の祖、次男景成は鎌倉權守と稱し、其の子景正は、源頼義に前九年の役に從ひて功あり。大庭、梶原、長尾、俣野、諸氏の祖なり。忠常は上總介となり、後東國の受領を凌ぎ、貢課を侵掠し、遂に安房守を殺したれば、後一條天皇長元四年追討を受け、源頼信に降り、美濃國野上の宿にて死せり。其の子常昌罪を免され、下總介となり、千葉を本據として、千葉介と稱す。此より上總介、千葉介の二家に分れ、兩總を其の勢力圏としたり。將常は武藏權守となり、其の子武基秩父御牧の別當を襲領し

子孫武藏に繁延し、秩父、畠山、小山田、澁谷、葛西、豊嶋、江戸、河越、稻毛の諸氏は其の裔なり
良尊の孫常將は常陸笠間^中に居り、笠間押領使と稱せしが、其の裔宗平は相模莊司となり、土肥實平、
土屋宗遠、二宮友平を生み、鎌倉以西より伊豆東岸を領したり。則ち知るべし。良元の四子の子孫は
三浦郡より房總武相に割據して、坂東の大半を占有したり。

(久米邦武博士の説に據る、満昌寺系譜に據れば良文の長男忠通、次男忠頼忠頼の長子將恒次子忠
常季子頼尊(山邊禰師)とす。)

後冷泉天皇永承五年安倍頼時陸奥に叛するや、朝廷源頼義に命じて之を討たしむ、戦亂十二箇年に
亘り、康平五年九月平ぐ。世に前九年の役と稱するもの此なり。此の役爲通頼義に従ひて功あり。亂
平ぎて後、賞せられて三浦郡を領し、衣笠山に城きて此に居り、始めて三浦氏を稱すと云ふ。^{三浦家系譜}
爲通の子爲繼亦驍武の名あり。永保二年清原眞衡、吉彦秀武と不和を生じて、奥羽再び事起る。三年
源義家陸奥守に任じ、鎮定の命を受け、堀河天皇寛治五年十一月に至りて平く。前後十年、世に後三
年の役と稱するは此なり。此の役爲繼父と共に義家に従ひ功あり。鎌倉權五郎景正が敵に右眼を射ら
れたるを、爲繼其の矢を抜かんとし膝を景正の面部にかけしに、景正以て恥辱なりとし、刀を抜き刺
さんとせしは、此際に起りたる有名なる話なり。

爲繼の子義繼、義繼の子は則ち三浦大介義明なり。義明七子あり。長は義宗杉本氏を稱して鎌倉に
居り、二條天皇長寛二年長狹城^{安房國}を攻めて此に死す。義宗の嫡男義盛は和田^{初聲村和田又曰}に居りて

和田氏を稱し、朝比奈、金達、佐久間等の族あり、此等諸族の苗子の地多く安房國に在り。次は義澄
大矢部^{衣笠村}に居り、矢部別當と稱す。義澄長子は義村、次子は有綱山口氏を稱し、山口郷^{葉山村上山}
に居り、季子は友澄は三戸氏を稱し、三戸^{初聲村}に居る。次は義久、太田和氏を稱して、太田和^{武山和}
に居る。次は義春、多々良氏を稱して多々良^{安房}に居る。次は義季、長井氏を稱して長井^{長井}に居る。
次は重行、杜戸氏を稱し杜戸^{葉山村}に居る。次は義連、佐原氏を稱して佐原^{久里村}に居る。皆驍勇精
悍の名を得。^{三浦大介、三浦城}

義明また三弟あり。長を義行と云ひ、津久井^{北下浦村}に居りて津久井氏を稱し、嫡男爲行は津久井郡
に移り、根小屋村の寶峯に城く。次を爲清と云ひ、芦名^{四浦村}に居りて若名氏を稱し、其の三男爲景は
中郡石田郷^{成瀬村}に移り、石田氏を稱す。次を義實と云ひ、中郡岡崎郷^{岡崎村}に居り、岡崎氏を稱し
嫡子義忠は同郡真田^{大根村}に居り、真田氏を稱す。則ち治承四年八月石橋山に忠死したる真田與一之
なり。同前

此の他尙、佐野平太義義幸^{横須賀市}、逸見五郎^{横須賀市}、武二郎^{武山村}、荻野八郎^{西浦村}等あり。皆三浦氏の族
にして、世に三浦黨と稱し、武名坂東に傑出す。

而して、當時坂東の雄傑多くは三浦氏と同祖若くは姻戚なり。則ち相模の大庭、俣野、梶原、長尾
土肥、土屋、二宮、武藏の秩父、畠山、小山田、澁谷、葛西、豊嶋、江戸、河越、兩總の上總、千葉
稻毛の諸氏は共に村岡良文の裔にして、義明の母は西相の雄中村莊司宗平の女、室は秩父庄司重綱の

女なり。而して、義明の甥義清義清は土屋宗遠に子養せられ、義明の子義澄の室は伊豆の豪族伊東祐親の女、義澄の一女は上總介廣常の弟金田小大夫頼次に嫁す。義明の祖叔父爲繼の子爲景は安房に居り、安西氏を稱す。一門縁者の武力正に阪東を掩ふと謂ふべし。

二條天皇平治元年十二月源義朝、藤原信賴に黨して、京都に兵を擧げ、平清盛と戦ふ。義朝の嫡子源太義平時に三浦義明の許にあり。急を聞きて、急ぎ上洛し、父を援けて、待賢門、大宮小路に健闘す。義明の息義澄亦此に従ふ。源氏敗る、に及び、義澄は近江堅田に義朝と別れ、波多野重通、畠山重忠等と共に東歸す。翌永曆元年正月三日義朝尾張に討たれ、同月十八日義平京都に斬られ、二月九日義平の弟頼朝美濃に捕へられ、後伊豆國蛭ヶ小嶋に流さる。平治の亂則ち此にして、源氏の勢焰一時に滅し、平氏の威權獨り盛なり。

由來東國は源氏の地盤にして、曩祖頼信平忠常を追討し、頼信の子頼義、孫義家相繼ぎて、東國の鎮となり、奥羽の亂を平げて威名を顯はし、頗る東國の主心を得たり。後三年の役終りて後、義家狀を具して、將士の恩賞を乞ふや、朝議目して私闘となし、敢て賞せず。義家乃ち私帑を割きて將士を犒ふ。東國の士民感激して、源氏の威信を慕ふこと、益々厚し。源氏亦東國を以て、其の武力の中心となし事あれば、其の精銳を將ねて、經略に従ふ。保元の亂に源爲義敗除垢を含みて、敵に降らんとせしに鎮西八郎爲朝は此を諫止して「御所勞直りおはしますば、只何ともして關東に赴き、今度の合戦に上り合はぬ、三浦介義明、畠山莊司重能、小山田別當有重等を語らひて、東八ヶ國を管領して、暫しも

おはしますべし保元と献策せり。坂東源氏に歸せば、天下は期せずして、源氏に屬すとなす。其の如何に信賴の深かりしかを知るべし。

平治の一敗、白旗地に塗れ、赤旆搖々として天下を掩ふ。然も東國は源氏故舊の武士が窟宅せるの地なり。陽に時勢に適從して、平氏に屬すと雖、内心志を源氏に寄するもの少からず。頼朝の流され、伊豆に赴くと聞くと、時人評して、「この人々を助けて、日本國に置かれんことを、獅子虎を千里の野に放つよりも恐ろし義經」と言へり。日本國に何處はあれ、源氏にゆかりの色殊に深き、東國に謫されたるは、猛火に薪を投せるにも勝るべし。「吾等は昔、源家の郎黨なり。然れ共、今平家の御恩を以て、妻子を育むといへ共、古の事忘るべきにあらず。いざや、佐殿の何時しか、流入として、徒然にましますらん。一夜宿直申して、慰め奉り、後日の奉公申さん、尤も然るべし、曾我」とは獨り梶原景信の言としてのみ聞くべきにあらず。

頼朝伊豆に在ること二十年。平氏の擅權其の極に達し、鹿ヶ谷の陰謀露はれてよりは、また平門を窺ふものなく、清盛の専恣、君を蔑にし、民を恐れず、人心平氏を去りて、諸國の源氏をして、此に代らしめんとす。此の時に當り、東國の形勢は、伊豆に目代平兼隆あり、山木に館して、平氏の耳目となり。伊東に伊東祐親、北條に北條時政あり。共に累世の巨豪にして、平氏に隸し、頼朝を監視す。相模には大庭景親、平家の被官にて、國內を警戒す。流入頼朝の力未だ以て坂東の士心を繋ぐ能はず。然も、時政の慧眼、早くも時運の轉機を知り、其の女政子を配して頼朝の室とし、密に時機の至るを

待ちぬ。

高倉天皇治承四年四月九日、源三位頼政潛に高倉宮に至り、以仁王に請ひて、平氏討滅の令旨を受け、諸國の源氏に布令す。五月頼政、平知盛と宇治河に戦ひて敗死し、王亦流矢に中りて薨す。此より先、四月二十七日源行家令旨を傳へて、伊豆北條に至り、五月三善康信京師の消息を傳へ、六月三浦義澄、千葉胤頼京師より下國の途、頼朝の謫所を訪ふ。時機稍迫れり。頼朝、時政と謀りて、密に兵を集む。坂東は源氏の故地なり。在國の武士、悉く源氏の恩顧を蒙る。然れども一旦の勢利につきて、平家の爪牙となれるもの亦多かるべく、其の反服未だ俄かに知るべからず。

當時最も旗幟の鮮明なりしは土肥、土屋、岡崎が源氏方にして、大庭、俣野、伊東が平家方なりしことなり。武藏の畠山重能、小山田有重は大番にて在京したれば、其の子息畠山重忠、小山田重成は一時は源氏に抗する態度を示すべく、上總介廣常は向背未だ決せず。其他武相の士、或は平氏の權勢に眩惑せられて、斯の舉を以て鼠の猫を捕ふるに比し、或は吝阻して兩端を持す。

此の時に當り、鐵腸依然として、丹誠を表はし、白頭を鋒鏑に曝らして顧みざりしものに、三浦義明あり、東西に奔走して、死生の間を往來し、能く鎌倉幕府の創業に盡瘁したりしものに、三浦義澄あり、和田義盛あり、一門の肝腦を擧げて主家の舊誼に酬ゆ。忠烈千載に光耀し、威靈萬世に庶食す。嗚呼、古武士の意氣、何ぞ壯烈なる。「額に矢は立つとも、うびらをば敵には向けず」「一ツ心に君を守り」ける東國武人の精神はこれ。萬世一系の皇室を奉戴し、三千年の歴史を承繼したる國民精神の

眞髓はこれ、武士道の精華煥發せる鎌倉時代の初頭、衣笠山に残せし遺風は、以て宜しく青年の士魂を養ふべきなり。

此より前、安達盛長檄を傳へて衣笠に至る。義明時に病褥に在り、悦び起ちて、使を正室に招じ、衣冠を正し、手を淨め、口を嗽きて、令書を受け、再讀慨然として涙下る。乃ち兒孫を激勵す。義澄等領承して出陣の期を待つ。

八月十七日山木の一舉源氏復興の烽火となり、遠近争ひて頼朝の麾下に集る。則ち伊豆に工藤介茂光父子、宇佐美兄弟、新田忠常、堀藤次親家、七郎武者宣親、近藤七國平、大江平次家秀、新藤次俊長小中太光家、澤六郎宗家等、相模には土肥實平父子、岡崎義實、真田義忠、土屋宗遠、同義清を初め新開實重、平左近爲重、稻毛義成、安西明益等、轡を並べて馳せ加はる。山東の風雲俄かに亂れ、旗影燦として秋空に翻る。

頼朝進みて石橋山に陣し、三浦黨を待つ。八月二十二日なり。大庭景親、伊東祐親大兵を率ゐて來り攻む。二十三日三浦義澄以下三百騎急進して九子川に至る。洪水に遮ぎられて、空しく一日を河畔に陣す。然も此の夜敵軍強襲して石橋山を攻め、源氏の軍潰ゆ。明日敗報三浦の陣に達す。義澄以下切齒馬を還す。途に畠山重忠と由比、小坪に戦ひて之を退け、歸りて衣笠城を守る。二十六日畠山重忠河越重頼以下數千騎、雲霞の如く寄せ來り、衣笠城を攻む。三浦の軍能く防ぐと雖、力及ばず。夜に乘じて城を脱る。義明獨り止り終に此に死す。人或は此を以て顔真卿に比す。

既にして、義澄等久里濱海岸より舟に乗じ、安房に至りて頼朝に會す。共に安西景益の館に入り、在國の武士を集め、進みて千葉介常胤を従へ、上總介廣常を納れ、房總を經略して、江戸川を渡り、武藏を經て鎌倉に入る。十月十五日なり。

初め頼朝の兵を伊豆に起すや、その勢僅かに八十騎。石橋山に戦ひし時は、漸く三百四十騎。其の安房に逃るゝや、左右に北條時政、同義時、岡崎義實、近藤七國平等七八騎に過ぎず。三浦黨の來り會するに及びて四百騎を増す。江戸川を渡るに及び一萬騎。大河戸廣行、畠山重忠、豊嶋清光、葛西清重、足立遠元等の武總の名族皆麾下に加はる。鎌倉に入るや、其の兵實に二十萬を超ゆ。

頼朝更に足柄山を踰え、進みて駿河の賀嶋に至る。此時清盛兵十萬を下し、維盛を大將とし、忠度を副將とし、富士河の邊に陣す。甲信の源氏亦頼朝に應じて、平氏の軍を衝かんとす。平軍傳聞して、其の強を恐る。夜半水禽の亂るゝに驚き、以て大軍到るとなし、戦はずして、皆潰ゆ。武田信義來り屬して駿河を守り、安田義定また遠江を守り、甲信駿遠皆源氏に歸す。頼朝振旅して鎌倉に入り、厚く將士を犒ふ。

後頼朝の西海に平氏を敗り、北奥に藤原氏を滅すや、三浦黨必ず軍に従ひ、每戦功あり。鎌倉幕府の創立せらるゝに及び、義澄は三浦介を繼ぎ、幕府の元老を以て目され、義盛は侍所の別當となり、北條時政、義時、大江廣元、中原親能、三善康信、八田知家、比企能員、安達盛長入道、足立遠元、梶原景時、小山行政等と共に、政治を談合せり。

後鳥羽天皇建久元年十一月頼朝上洛、右大將に任せらる。奏して、功臣十人に官爵を賜はる。三浦介義澄、右兵衛尉に任ず。辭して其子義村受く。和田義盛右衛門尉に、佐原義連左衛門尉に任ず。

土御門天皇正治元年正月頼朝薨す。翌二年正月二十三日三浦介義澄卒し、義村嗣ぐ。義澄の歿後和田義盛一門の長老として頗る威望あり。時に源頼家十八歳にて家を嗣ぎ、建仁二年八月征夷大將軍に拜す。事によりて北條時政を討たんとし、却りて伊豆の修善寺に幽閉せられ、元久元年七月卒す。其の前年頼家職を弟實朝に譲り、その九月實朝征夷大將軍に拜す。僅かに十歳なり。

北條政子實朝の生母たるにより、廉中に政を聽き、北條氏の一族外戚の權を擅にして、勢威殆ど將軍を凌ぐ。時政剛腹事を用ひ、比企能員、仁田忠常、畠山重忠、稻毛重成等の功臣悉く除かる。後時政屏居して義時政子と共に樞機を執る。天下の實權漸く北條氏に歸せんとす。義盛剛直にして此と扞格す。義時三浦氏の強を忌みて此を圖る。

順德天皇建保元年二月泉親平頼家の遺子千壽を奉して義時を討たんとし、阿靜房安念をして諸將を説かしむ。義盛の息義直、義重、甥胤長之に與る。千葉成胤安念を捕へて義時に送る。義時家臣金窪行親、安東忠家をして此を鞠問せしめ、與黨三百餘人皆捕はる。義盛時に上總に在り、馳せ歸りて實朝に謁し、義直、義重の罪を乞ふて赦さる。次で胤長の事に及ぶや、義時遮りて許さず。行親に命じて胤長を縛し、義盛一族の面前を過ぎらしめ、終に陸奥の岩瀨郡福島縣岩瀨郡鏡石に流す。義盛更に胤長の在柄の邸を請ふて許されしに、義時重ねて賜はり、行親、忠家に與へ、義盛の代官を逐ふ。義盛忿激

す。蓋し之れ義時の術策に陥りしなり。五月二日義盛急に兵を發して幕府を攻め、義時を除かんとす手兵百五十を三分し、南門と西北の門とを圍み、義時の家を攻む。事急にして鎌倉騷擾す。息朝比奈三郎義秀總門を破り、南庭に闖入して奮闘す。能く敵するものなし。營中火を發し、實朝法華堂に逃る。三日横山時兼の一族應援して三千餘騎、由比ヶ濱、若宮大路に戦ひ、義盛、義直、義重以下宗黨殆ど亡ぶ。建保の亂此なり。鎌倉郡鎌倉町無常堂塚は和田氏一族の遺骨を納むと稱す。本郡衣笠村大矢部宇深谷に和田氏の墓を傳ふれども、甚だ疑ふべきに似たり。

此役義村及弟胤義は義盛に約して北門を守るべかりしを、志を變じて義時に内通して家を保つ。此より先き義村建仁三年土佐の守護職に補せられ、後駿河の守護となる。承久元年正月二十七日、頼家の子公曉鶴ヶ岡に將軍實朝を弑し、義村に倚りて、將軍職を襲がんとす。義村欺きて迎へ途に此を討つ。源氏三世四十年にして、正統全く亡び、藤原頼經を將軍として、北條氏實權をこるに至れり。承久三年後鳥羽上皇北條氏を亡して、政權を朝廷に還さしめんと思召し、諸國の武士を集め玉ふ。時に胤義事によりて義時に含む所あり、大番の任了へて未だ歸國せず、上皇の召募に應じ、使を鎌倉に馳せて義村に勤王を勸む。五月十九日使到る。義村その書狀を義時に示す。義時政子の議に従ひ、東北の士を徵集し大舉して西上す。總勢十九萬騎三道より進む。東海道は北條時房、泰時、足利義氏、三浦義村、千葉胤經等統率し、東山道は武田信光、小笠原長清、小山朝長、結城朝光等將とし、北陸道は北條朝時、結城朝廣、佐々木實信統帥す。六月官軍一萬七千騎東下して尾張に戦ひ、敗れて宇治勢多を

守る。東軍高浪の崩るゝが如く殺倒し、官軍悉く敗る。義時命を泰時に傳へて悖逆を敢てす。承久の亂これなり。胤義官軍の主謀となり、美濃の大豆渡に東軍を拒ぎしが、敗れて京に入り終に東山に自及す。胤胤信、兼義同じく死す。遺孤四人逗子の田越川畔に斬らる。三歳、五歳、七歳、九歳なり。前には六代禪師の殺戮せらるゝあり。今またこの慘事あり。田越の川畔哀愁深きも理なり。義村後に評定衆となり、四條天皇の延應元年十二月五日卒す。將軍頼經左馬助光時をして吊はしめ、その采邑を悉く諸子に頒つ。

義村の後泰村副ぐ。泰村の妹は北條泰時の室なり。後堀河天皇の元仁元年六月^{十三}北條義時卒し、翌二年七月^{十一}二位尼平政子薨す。泰時執權を嗣ぎて在職十九年、貞永三年六月卒し、嫡孫經時副ぐ。嫡子時氏は此日、前寛喜元年六月卒す。在職五年にして、後嵯峨天皇の寛元四年四月病のため職を弟時頼に譲り、翌閏四月卒す。此に於て泰村時頼を援けて機務に參與す。此時に當り、三浦氏は北條氏の外戚にして、一門の姻縁また皆僑勳の家なり、聲望甚だ高し。此年五月名越光時義時孫前將軍頼經と謀り、寛元二年四月頼經の子頼朝六歳にて元服し將軍職を繼ぐ時頼の職を奪はんとし事露はれ、光時は伊豆に流され、頼經は生家九條道家の家に還さる。泰村の弟光村は幼より頼經に近侍し、その京都に還るや警固の任にあたりて隨行す。歸來快々として樂まず。終に道家に通じて再舉を約し、兄泰村に謀叛を勸む。謀泄る。偶々安達景盛秋田城介一族、三浦氏の權勢を憤み、密に圖る所あり。乃ち奇貨可居となし、時頼と泰村との間を裂かんとす。後深草天皇の寶治元年五月鶴ヶ岡社前に掲札あり。泰村驕侈にして命に背く、故に誅爵を加へらるべき旨を記す。

秦村密に武具、兵器を集む。流言蜚語巷間に喧し、時頼豫め備ふる所あり。秦村再三辯疏して意や、解く。六月四日、義景、息泰盛等族人を擧げて急に三浦氏を攻む。秦村以て時頼の命に出るものと爲し、兵を發して大に戰ふ。時頼また兵を出して安達氏を助け、秦村の南隣に火を放つ。秦村、光村等法華堂に入り頼朝の影前に自殺す。一門郎黨五百餘人皆死す。三浦介の正統此に亡ぶ。後秦村以下の妻兒等は宥免せられて諸國に預けらる。寶治の變此なり。

此役秦村私に名族の亡滅すべきを憂へ、弟家村をして逃れて家名を保たしむ。家村諸州を潜歷して三河に匿る。家村より十二傳して正次あり。慶長八年五月父正重と共に江戸に出で同十二年五月徳川家康に謁す。同十七年家康の命により土井甚太郎と改名す。蓋し正次の母は土井利勝の妹なればその姓を冒したるなり。元和四年十二月始めて下總國匝瑛郡矢作郷神崎村の地七百八十石の采邑を賜ふ。同九年二月また將軍秀忠の命ありて土井を改め三浦に復し、同年七月從五位下に叙し志摩守に任ず。此時姓を源と改む。寛永十六年下野國壬生城下郡に封せられ二萬五千石を領す。元禄五年正次の孫明敬日向國延岡城延岡郡に移り二萬三千石を領し、正徳二年七月三河國刈谷城磐城郡に移る。延享四年明敬の孫義理三河の西尾城幡豆郡に移る。寶曆六年八月義理の子其次(明次とも)美作國勝山城眞庭郡に移封せられ、子孫相つぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる。當主基次は岡山縣長庭郡一宮村大字岡に住す。勝山城は往古三浦氏號の武士の居城にして、その先平貞宗より十二傳して貞廣に至り天正三年毛利氏に降る。其次その故城を修せしなり。

此より前、後鳥羽天皇の文治五年源頼朝藤原泰衡を陸奥に討つや、三浦黨佐原義連軍に従ひて功あり。賞して會津四郡北會津郡、麻郡、河沼郡、大沼郡を賜ふ。其子盛連に六男子あり。長男を經連と言ひ、猪苗代耶麻郡に居り、猪苗代氏を稱し、次を廣盛と言ひ、北田河沼郡に居り、北田氏(北田氏とも)を稱し、三男盛義一作は藤倉河沼郡盛泰は藤倉日根村に居り藤倉氏を稱す。四男光盛は黒川若松市に居り、會津若名氏の祖なり。その裔は近世奥羽の盛族たり。五男盛時は後に三浦介を繼ぎ、六男時連は新宮耶麻郡に居り、新宮氏を稱す。寶治の亂に盛連の諸子北條氏の姻好を以て一族に黨せず、北條時頼の邸を防ぐ。亂平ぎて後、盛連の五男盛時三浦介を繼ぎ、その子孫世々三浦を領す。盛時より三傳して時繼あり。光嚴天皇の元弘三年五月北條高時に背きて歸順し、族大多和義勝と共に新田義貞の軍を嚮導して鎌倉を攻め、北條高時を討ちて此を滅す。六月後醍醐天皇隠岐より還幸あらせられ、萬機を親裁し、建武中興の基を定め玉ふ。その十二月成良親王を東國の鎮守として鎌倉に置き、足利直義をして輔佐せしむ。建武二年五月高時の男北條二郎時行信濃に兵を起して鎌倉を攻む。時繼此に黨して一方に將となり、敗績して尾張の熱田に捕へられ、六條河原京都に斬らる。則ち中前代の亂此なり、初め時行の鎌倉を襲ふや、直義成良親王を奉じて三河に通る。八月兄尊氏征東將軍となりて下り、時行の軍と戰ひて此を敗り、鎌倉を復す。亂平ぎて尊氏歸洛せず、私に征夷大將軍關東管領と稱し、恣に新田義貞一族の所領を部下の將士に分與す。後義貞の追討を名として京都を攻む。此より後終に不祥の事起りて、南北兩朝の對立となるに及びぬ。

時繼の子高繼、元弘の亂に父と共に歸順して鏡東將軍宮に服し、足利直義の指揮に従ふ。後年尊氏直義内訌あり。後村上天皇の正平六年崇光院直義鎌倉に奔りて東國を據有せんとす。尊氏直義を討ち高繼此に死す。此の役高繼の子高道は直義に従ひ、駿河の薩埵山に戦ひ、後尊氏に降る。尊氏次子基氏を立て、東國を管領せしむ。高通此に屬して鎌倉を成る。正平七年閏二月新田義興、義宗、義治等宗良親王を奉じて上野に兵を擧げ、東國を徇へて鎌倉を攻む。高通内應して共に鎌倉を襲ひ、此を占領す。後尊氏鎌倉を攻むるに及び、河村城足柄上に據る。此より前、義宗は武藏の小手差原北野郡に敗れて石濱に陣し、義興、義治の鎌倉を攻めし時笛吹峠を扼せしが、尊氏に敗られ越後に逃る、義興義治は河村城に居ること約一年、正平八年後光嚴院三月去りて越後に逃れ、同國に據る。

高通の曾孫時高管領足利持氏に屬す。持氏は足利滿兼の子にして、鎌倉四代の管領なり。稱光天皇の正長元年將軍義持足利四代薨じて嗣なし。持氏將軍職を望みて得ず。義教將軍となるに及びて平ならず。京都鎌倉の間杆格する所あり。義教は義持の弟にして足利義滿の三男なり。義教持氏の亡狀を數めて征討の師を發す。時に持氏の家老上杉憲實亦持氏と隙を生じ、上野の白井城に據る。關東の將士心を屬するもの多し。後花園天皇の永享十年八月持氏兵を上野に出し、上杉氏と戦ひ、九月京軍足柄を蹶え、早川に鎌倉軍を敗る。時に時高留後となりて、鎌倉を守りしが、逃れて三浦に歸り、新井城を保ち、持氏に叛きて鎌倉を攻め、十一月一舉して鎌倉を抜き、持氏遂に降る。後上杉氏と親好を結びて家聲大に張る。時高子なし。上杉持朝の次男高教の子義同を養ふて嗣とす。晩年時高に實子あり、

高教といふ。時高義同を廢して高教を立てんとし義同を害せんとす。義同遁れて久野足柄下郡の總世寺に入る。庶臣赴き屬するもの多く、義同を擁して小田原城主大森藤頼及箱根別當の力を藉り、新井城を攻む、時高拒ぐ能はずして自殺す。時に後土御門天皇の明應三年九月なり。

義同家を嗣ぎて三浦介に任じ、岡崎城中部岡崎を修めて此に居り、子息義意を新井城三崎に留め傍近を略取す。義同は上杉氏の血縁にして、母は小田原城主大森氏頼の女なり。義意の爲に上總の國守眞里谷氏眞里谷三河守武田豊三入道想閑の女靈昭院を娶る。姻縁皆名族なり。半嶋に住吉城三崎を修め、一族を置きて根據を固くし、南相を占めて威勢甚だ振ふ。此時に當り、北條早雲伊豆に起り、小田原を取り、明應二年武相を窺ふこと年あり。しかも三浦氏の強大を恐れて敢て争はず密に機を待つ。後柏原天皇の永正九年早雲遽に兵を發し、連に岡崎を攻む。義同支へず、退きて住吉城を守り、更に新井城に據る。小田原の軍大擧して來り攻む。大崩四浦谷村武山林久里佐原山村佐原の防戦皆利あらず、三浦の軍新井に籠城す。早雲連りに攻むれども、城地固くして容易に抜けず。上杉朝興急を聞きて來り援はんとし甘繩郡中に至り早雲と戦ひて敗らる。三年の後城中食盡きて守ること能はず義同父子士卒を鼓舞して奮闘し、敵を卻けて後自刎す。時に永正十三年七月なり。三浦氏創業より四百五十餘年にして亡ぶ。

新井落城の後三浦氏の臣富澤、糟谷、吉田、鈴木、高梨、岡の六氏、義同の二男彌次郎時綱を護り安房に逃れ、正木郷河名村川船形町に至り、安西氏に倚りて、正木氏を冒し、里見義通の妹を娶る、安

西氏は則ち安西景益の後にして、景春に至りて里見義實に降る。義實は義通の祖父にしてその先は源義家なり。義家の孫義重新田氏を稱し四子あり。長は義範山名氏の祖、次は義俊、里見氏の祖、次は義包傳へて義貞、義興に至る。次は義季世良田氏の祖にして徳川家康はこの統を承く。里見氏は義俊より九傳して家基に至り、永享年間足利持氏の亡ぶるに當り、持氏の遺孤春王、安王を守りて日光にかくれ、結城滿朝を説きて結城、古河、關宿の三城を保つ。上杉持房等此を攻め、城終に陥りて家基此に死す。嘉吉元年四月なり。義實は家基の嫡子なり。落城の後上野より三浦に來り三浦時高に客となり、後更に吉増、堀内、淵部の諸士と共に安房の白濱に移り、三浦氏の後援を得て安房を經略す。里見、三浦の二氏は遠祖を尋ねれば主従の縁あり。近くは義實、時高の力によりてその勢威を安房に張るを得たり。今三浦氏没落してその遺孤里見氏に倚る。里見氏の正木氏を遇する尋常にあらず、一門の列に加ふ。後三原、正木、長狭の諸郷を領し峰岡山に城く。時綱の子時忠上總國勝浦城に居る。時忠の孫邦時(頼忠)に至り天正十八年七月徳川氏先鋒本多忠勝、植村泰忠の爲め攻陥せらる。當時勝浦は北條氏に屬し、此月小田原城陥りて北條氏亡びしなり。邦時の女阿萬母と共に逃れて伊豆の蓮山に避け江川氏に倚る。阿萬の母は北條氏隆入道大關齋の女なり。氏隆は北條氏綱の二男にして氏康の弟なり。邦時小田原に質たりし時氏政命じて此に娶す。邦時の遺妻は江川氏の餘旋によりて氏氏廣に再嫁し、阿萬も亦その養ふ所となる。後に阿萬は徳川家康に近侍し水戸侯頼房、紀伊侯頼宣を生む。養珠夫人は此なり。正木爲春は養珠院の同母兄なり。慶長三年廿六歳にて家康に謁し、命によ

りて三浦に復し、長門守に任ず。同八年十一月初めて徳川頼宣の傳となり、常陸水戸に居り、元和五年頼宣紀伊和歌山に封せらるゝや從ひて移り、子孫世々紀藩の執政たり。爲春より七世にして爲質あり。明治二年和歌山藩權大參事に任じ、官位を奉還して權五郎と改名す。明治三十三年五月特に華族に列せられ男爵を賜ふ。當主英太郎は和歌山市小松原地に任ず。

○三浦氏の系譜は異同多く紛雜を極む、今衣笠村滿昌寺に納むる三浦家系譜を宗として傳統を立つ。横須賀市立高等女學校長北村包直氏著「三浦大介」は三浦一族の事蹟を録して餘蘊なきに似たり。本誌此に參考する所過半なり。

三浦郡誌終

爲親
 爲積
 爲章
 爲質
 爲後改
 爲九郎

英太郎
 當主
 爵

紀伊中務
 宗將八男

養珠院
 德川類官
 賴房生母

和歌山
 權大參事

大正七年十二月廿五日印刷
 大正七年十二月三十日發行

非賣品

編纂者兼
 發行者

神奈川縣三浦郡教育會

代表者 佐川福太郎

印刷者 水野久治

發行所 橫須賀印刷株式會社

電話二三四番

不許
 複製

不 音

發 音
不 音

發 音
不 音

發 音
不 音

發 音
不 音

發 音
不 音

發 音
不 音

發 音
不 音

大五才平十二月三十日發音
大五才平十二月廿五日發音

非 賣 品

小 冊 子

昭和八年二月十三日
小牧 繁

170

